

第1章 総則

第1節 目的

第2節 計画の効果的推進

第3節 用語

第4節 計画の修正要領

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

第6節 市民及び事業所の基本的責務

第7節 士別市の地勢と気象

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び士別市防災会議条例（平成17年条例第227号）第2条第1号の規定に基づき、士別市防災会議が作成する計画であり、士別市の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係各機関がその機能のすべてをあげて、市民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するため、次の事項を定め本市防災の万全を期することを目的とする。

- 1 士別市の区域内に所在し、若しくは区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等の処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の整備及び改善等、災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等、災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

第2節 計画の効果的推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

防災対策は、自助（市民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（市民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（市及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担と協力により着実に実施されなければならない。

災害発生時は、市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であるから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第3節 用語

この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
水防法	水防法（昭和24年法律第193号）
救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）
防災会議	士別市防災会議

本部（長）	士別市災害対策本部（長）
防災計画	士別市地域防災計画
防災関係機関	市の区域を管轄する指定地方行政機関（基本法第2条第4号に規定するもの）、市の区域を警備区域とする陸上自衛隊、市の区域内の消防機関、市の区域において業務を行う指定公共機関（基本法第2条第5号に規定するもの）及び指定地方公共機関（基本法第2条第6号に規定するもの）
災害予防責任者	災害対策基本法第47条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
複合災害	同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象

第4節 計画の修正要領

防災会議は、基本法第42条に定めるところにより防災計画に随時検討を加え、その修正を必要とする場合は、修正の基本方針を定め行うものとする。

修正の内容は、おおむね次に掲げるような事項について、その変更を認めた場合とする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき。
- 5 その他防災会議会長が必要と認めたとき。

前各項に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災会議の構成機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

1 指定地方行政機関

北海道開発局旭川開発建設部

名寄河川事務所	名寄市西6条南9丁目	TEL 01654-3-3177
岩尾内ダム管理支所	士別市朝日町岩尾内7314番地	TEL 0165-28-2301
士別道路事務所	士別市大通西15丁目	TEL 0165-23-3146
名寄農業開発事業所	名寄市西5条南10丁目	TEL 01654-3-4637

- 1 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。
- 2 被害の拡大及び2次災害防止のための緊急対応の実施による市町村への支援に関すること。
- 3 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。
- 4 災害対策用資機材等の地域への支援に関すること。
- 5 直轄河川及び直轄ダムの整備並びに災害復旧に関すること。
- 6 国道及び高速道路（直轄管理）の整備並びに災害復旧に関すること。
- 7 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。
- 8 補助事業に係る指導、監督に関すること。

北海道財務局旭川財務事務所 旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川地方合同庁舎 TEL 0166-31-4151

- 1 公共土木施設、農林水産施設等の災害復旧事業費の査定立会を行うこと。
- 2 災害時において有価証券の喪失及び売買取引に伴う受渡し遅延等に対する特例措置について要請を行うこと。
- 3 市の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資を行うこと。
- 4 災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融資及び保険金の支払保険料の払込みの猶予期間の延長、罹災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日臨時営業等の特例措置について金融機関への要請を行うこと。
- 5 災害時において、市及び土地改良区に対し国有財産の無償使用を許可し、又は無償貸付を行うこと。

北海道森林管理局上川北部森林管理署 下川町緑町21番地4 TEL 01655-4-2551

- 1 所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。
- 2 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山を実施すること。
- 3 林野火災の予防対策をたて、その未然防止を行うこと。
- 4 災害時において市などの要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。

旭川地方気象台 旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎
TEL 0166-32-7102 TEL 0166-32-6368 (観測予報現業)

- 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- 4 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

2 自衛隊

陸上自衛隊第2師団

旭川駐屯地 旭川市春光町 TEL 0166-51-6111
名寄駐屯地 名寄市字内淵84 TEL 01654-3-2137

- 1 市及び防災関係機関が行う防災訓練に必要な応じ部隊等の一部を協力させること。
- 2 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。
- 3 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

3 北海道

上川総合振興局危機対策室 旭川市永山6条19丁目
TEL 0166-46-5918 (防災) TEL 0166-46-5900 (総合案内)

- 1 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置を講ずること。
- 2 防災知識の普及、教育及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。
- 3 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。
- 4 市及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、総合調整を図ること。
- 5 自衛隊の災害派遣要請を行うこと。

上川総合振興局旭川建設管理部士別出張所 士別市西4条北1丁目
TEL 0165-23-2191

- 1 所轄する道路及び河川についての維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧を行うこと。
- 2 水防活動の技術指導に関すること。
- 3 災害時における道道の交通情報の収集及び交通路の確保を図ること。
- 4 災害時において、関係河川の水位、雨量の情報の収集及び報告を行うこと。
- 5 災害時において、関係公共土木被害調査及び災害応急対策を実施すること。

上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室（名寄保健所）

名寄市東5条南3丁目63番地38 TEL 01654-3-3121

- 1 医療、救護、防疫対策に関すること。
- 2 被災地における保健衛生に関すること。

上川農業改良普及センター士別支所 士別市東9条6丁目 TEL 0165-23-1181

- 1 農作物の被害調査及び報告に関すること。
- 2 農作物被害に対する応急措置及び対策の指導を行うこと。
- 3 被災地の病虫害防除の指導を行うこと。

上川総合振興局北部森林室 美深町字東2条南4丁目 TEL 01656-2-1726

- 1 林野火災の対策の樹立及び未然防止を行うこと。
- 2 災害時において市の要請があった場合に、可能な範囲において隣接地の情報収集対策を行うこと。
- 3 災害緊急対策及び災害復旧の実施に関すること。

上川教育局 旭川市永山6条19丁目 TEL 0166-46-4942（企画総務）

- 1 災害時における児童生徒の保護及び応急教育の指導を行うこと。
- 2 文教施設及び文化財の被害調査並びに復旧、保全対策等に関すること。

4 北海道警察

旭川方面士別警察署 士別市東5条5丁目 TEL 0165-23-0110

- 1 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。
- 2 災害情報の収集に関すること。
- 3 災害警備本部の設置運用に関すること。
- 4 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。
- 5 犯罪の予防、取締等に関すること。
- 6 危険物に対する保安対策に関すること。
- 7 広報活動に関すること。
- 8 市や防災関係機関が行う防災業務への協力に関すること。

5 士別市及び消防機関

士別市 士別市東6条4丁目1番地 TEL 0165-26-7784

- 1 防災会議に関する事務を行うこと。
- 2 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄など地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。
- 3 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。
- 4 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。

士別市教育委員会 士別市東5条3丁目9番地
TEL 0165-26-7308 (社会教育課)

- 1 災害時における被災児童生徒の救護及び応急教育の実施に関すること。
- 2 文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。

士別地方消防事務組合士別消防署 士別市東6条4丁目1番地 TEL 0165-23-2619

- 1 消防、救急、救助及び水防活動に関すること。
- 2 住民の避難誘導に関すること。

6 指定公共機関

日本郵便株式会社士別郵便局 士別市大通東9丁目2323番地 TEL 0165-23-2710

- 1 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保を図ること。
- 2 郵便の非常取り扱いを行うこと。
- 3 郵便局の窓口掲示板などを利用した広報活動を行うこと。
- 4 士別市との相互協力に関する協定に基づく支援活動を行うこと

北海道旅客鉄道株式会社

旭川支社 旭川市宮下通り6丁目

士別駅 士別市西3条8丁目 TEL 0165-23-2736

- 1 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。
- 2 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行うこと。

東日本電信電話株式会社北海道事業部北海道北支店 旭川市10条通10丁目
TEL 0166-20-5410

- 1 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報、電話の利用制限を実施し、重要通話の確保を図ること。

株式会社NTTドコモ北海道支社 札幌市中央区北1条西14丁目6番地 TEL 011-242-6830

- 1 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。

KDDI株式会社 札幌市中央区北3条西4丁目1番1号

- 1 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。

ソフトバンク株式会社北海道オフィス 札幌市中央区大通西4-6-1

- 1 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。

日本銀行札幌支店 札幌市中央区北1条西6丁目1-1 TEL 011-241-5231

- 1 災害時における通貨の円滑な供給を確保すること。
- 2 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置を行うこと。
- 3 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行うこと。

日本赤十字社北海道支部士別地区 士別市東5条3丁目社会福祉協議会 TEL 0165-22-3012

- 1 救助法が適用された場合、北海道知事との委託協定に基づく避難所の設置、医療、助産、遺体処理等の救助業務を実施すること。
- 2 防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動連絡調整を行うこと。

日本放送協会旭川放送局 旭川市6条6丁目27 TEL 0166-24-7000

- 1 防災に係る知識の普及に関すること。
- 2 予報（注意報を含む。）、警報、情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。

東日本高速道路株式会社 北海道支社旭川管理事務所

旭川市字近文7線南1-5766-4 TEL 0166-55-4051

- 1 高速道路の維持、修繕、被害復旧その他の管理を行うこと。

日本通運株式会社旭川支店 旭川市宮下通12丁目1173番地 TEL 0166-23-5115

- 1 災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。

北海道電力ネットワーク株式会社名寄ネットワークセンター 名寄市西3条南4丁目14
TEL 01654-3-2131

- 1 電力供給施設の防災対策を行うこと。
- 2 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。

7 指定地方公共機関

北海道放送株式会社

旭川放送局 旭川市1条通8丁目542-4一条緑橋通ビル3階 TEL 0166-23-6610

札幌テレビ放送株式会社

株式会社S T Vラジオ

旭川放送局 旭川市東旭川北2条6丁目1番2号 TEL 0166-36-1010

北海道テレビ放送株式会社

旭川支社 旭川市2条通8丁目N T T ドコモ旭川ビル TEL 0166-25-4151

北海道文化放送株式会社

旭川支社 旭川市4条通10丁目 TEL 0166-26-2010

株式会社テレビ北海道

札幌市中央区大通東6丁目12番地4 TEL 011-232-1117

株式会社エフエム北海道

札幌市中央区北1条西2丁目札幌時計台ビル14階 TEL 011-241-0804

株式会社エフエムノースウェーブ

札幌市北区北7条西4丁目新北海道ビル TEL 011-707-8250

- 1 防災に係る知識の普及に関すること。
- 2 気象等警報、注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。

一般社団法人上川北部医師会 名寄市西5条北2丁目 TEL 01654-2-5311

- 1 災害時における救急医療を行うこと。

一般社団法人旭川歯科医師会 旭川市金星町1丁目1-52 TEL 0166-22-2361

- 1 災害時における歯科医療を行うこと。

一般社団法人北海道薬剤師会 札幌市豊平区平岸1条8丁目 TEL 011-811-0184

- 1 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。

公益社団法人北海道獣医師会 札幌市西区二十四軒4条5丁目 TEL 011-642-4826

- 1 災害時における家庭動物の対応を行うこと。

てしおがわ土地改良区 士別市東山町3440番地29 TEL 0165-29-7177

- 1 土地改良施設の防災対策を行うこと。
- 2 農業水利施設の災害対応策及び災害復旧対策を行うこと。

一般社団法人北海道バス協会 札幌市中央区北1条西19丁目2番地 TEL 011-621-4161
一般社団法人旭川地区トラック協会 旭川市流通団地2条4丁目 TEL 0166-48-7244

- 1 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。

一般社団法人北海道警備業協会 札幌市中央区南4条西6丁目8番地 TEL 011-242-8800

- 1 災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について関係機関の支援を行うこと。

公益社団法人北海道看護協会 札幌市白石区本通17丁目北3番24号 TEL 011-863-6731

- 1 災害時における看護業務の支援を行うこと。

一般社団法人北海道LPガス協会 札幌市白石区中央3条3丁目1番40号
TEL 011-812-6411

- 1 災害時における飼養動物の対応を行うこと。

一般社団法人旭川建設業協会 旭川市5条通5丁目左10号 TEL 0166-22-5144

- 1 災害時における応急対策業務を行うこと。

社会福祉法人北海道社会福祉協議会

札幌市中央区北2条西7丁目かでの2.7北海道立道民活動センター TEL 011-241-3976

- 1 被災地域における災害ボランティアセンターの支援に関すること。
- 2 士別市社会福祉協議会の処理する防災に関する事務又は事務の実施を助け、他市町村社会福祉協議会との総合調整を図ること。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

北ひびき農業協同組合 士別市西1条8丁目 TEL 0165-23-2115

- 1 所管施設の災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。
- 2 被災組合員等に対する資金の融資及びその斡旋を行うこと。
- 3 農業生産資材及び生活物資の確保及びその斡旋を行うこと。

上川北農業共済組合 士別市東山町3343番地 TEL 0165-23-4161

- 1 農作物、家畜の被害調査及び報告並びに診療に関すること。
- 2 被災組合員に対する災害補償を円滑に行うこと。

士別地区森林組合 士別市東丘1丁目3-12 TEL 0165-23-5128

- 1 所管施設の災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。
- 2 被災組合員等に対する融資及び斡旋を行うこと。

朝日地区林産協同組合 士別市朝日町中央4021番地 TEL 0165-28-2424

- 1 災害時における救援資材の確保に関すること。
- 2 復旧資材の確保の支援に関すること。

士別市森林愛護組合連合会 士別市東6条4丁目1番地士別市役所 TEL 0165-23-3121

- 1 林野火災の予防対策を行うこと。
- 2 林野火災の消火活動に協力すること。

士別商工会議所 士別市西2条5丁目 TEL 0165-23-2144
朝日商工会 士別市朝日町中央3804番地 TEL 0165-28-2617

- 1 災害時における物価の安定及び救援物資の確保について協力すること。
- 2 被災商工業者に対する経営指導及び資金の融資並びに斡旋を行うこと。

士別建設業協会 士別市東4条3丁目1-5 TEL 0165-23-4816
朝日町建設協会 士別市朝日町中央3784番地 TEL 0165-28-2058

- 1 災害時における労働力、資材、機械等の協力を行うこと。
- 2 災害時における救援物資の緊急搬入等の関係機関への支援を行うこと。
- 3 災害時における復旧資材の搬入について協力すること。

士別市社会福祉協議会 士別市東5条3丁目 TEL 0165-22-3012

- 1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資斡旋、災害ボランティアセンターの運営など災害応急対策等を行うこと。

一般病院・診療所

- 1 災害時における医療防疫対策について協力すること。

運送事業者

- 1 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。

危険物関係施設の管理者

- 1 所管施設の災害予防及び災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。

電気通信事業者

- 1 災害時における電気通信の確保について関係機関の支援を行うこと。

第6節 市民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。

市民及び事業所は、その自覚をもち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には一般的には自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する市民運動を展開することが必要である。

1 市民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

平常時の備え

- ① 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- ② 3日分（推奨1週間）の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- ③ 家具の転倒防止対策等、家庭での災害予防・安全対策
- ④ 隣近所との相互協力関係のかん養
- ⑤ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- ⑥ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- ⑦ 地域における災害時要援護者への配慮
- ⑧ 自主防災組織の結成や訓練の実施

災害時の対応

- ① 地域における被災状況の把握
- ② 近隣の負傷者・災害時避難行動要支援者の救助
- ③ 初期消火活動等の応急対策
- ④ 避難場所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- ⑤ 防災関係機関の活動への協力
- ⑥ 自主防災組織の活動

2 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、2次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、市、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力するなど、防災活動の推進に努めるものとする。

平常時の備え

- ① 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定・運用
- ② 防災体制の整備及び事業所の耐震化の促進
- ③ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- ④ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- ⑤ 取引先とのサプライチェーンの確保

災害時の対応

- ① 事業所の被災状況の把握
- ② 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ③ 施設利用者の避難誘導
- ④ 従業員及び施設利用者の救助
- ⑤ 初期消火活動等の応急対策
- ⑥ 事業の継続又は早期再開・復旧
- ⑦ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第7節 士別市の地勢と気象

1 位置及び面積

士別市は、北海道の北部、上川総合振興局管内の中央よりやや北に位置し、北見山地の最高峰天塩岳の南西山脈を源とする天塩川の最上流に在って、周辺の市・町は、西に幌加内町、北には名寄市、下川町、南に剣淵町、和寒町、愛別町、上川町、比布町、東にはオホーツク総合振興局管内滝上町がそれぞれ隣接しており、広さは東西に58.3Km、南北に42.2Kmに及び、面積は1119.22Km²である。その位置を緯度で示せば、次のとおりである。

東端	東経	142度54分24秒
西端	東経	142度10分34秒
南端	北緯	43度54分46秒
北端	北緯	44度17分41秒

2 河川

天塩川は、北見山地の最高峰天塩岳にその源を発する北海道第2の長流で、途中ポンテシオダムに貯留され、一部ポンテシオ発電所を通して天塩川に戻り、オキト川、似峽川、サックル川、タドシュナイ川、岩尾内川などの支流が合流し、岩尾内ダムに再度貯留される。岩尾内発電所を通じて再度天塩川に戻り、ペンケヌカナンプ川、ケナシ川、登和里川、ヌプリシロマナイ川、7線川などの支流が合流し、朝日町地区を貫流した後は、剣淵川、犬牛別川、金川、タヨロマ川、温根別川などの支流を合わせ、市の中央地区を貫流し、広大な沖積地をつくりながら北に流れ、日本海に注いでいる。

士別市における河川一覧は、資料P3「士別市河川一覧」のとおりである。

3 気象概況

本市の気候は、日本海側の気象圏にあるが、直接その影響を受けることは極めて少なく、盆地である関係から内陸性の気候である。雨量は全国的に見て比較的少ないが、積雪は本道の中でも深い地方として知られており、積雪の初日は10月下旬から11月上旬、終日は4月下旬である。年間を通じた風向は南から南西風が多く、風速は弱い、オホーツク海高気圧の影響で北東風となり、気温の低い状態が続くことがある。

【士別市の平年値】

	降水量 合計 (mm)	気温 平均 (°C)	風速 平均 (m/s)	日照時間 合計 (時間)
統計期間	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020
資料年数	30	30	30	30
1月	64.2	-8.5	1.5	47.6
2月	49.2	-7.7	1.7	75.0
3月	52.2	-2.8	2.0	117.2
4月	46.7	4.2	2.0	159.3
5月	62.9	11.2	1.9	189.8
6月	66.3	15.8	1.6	168.4
7月	130.5	19.7	1.4	162.6
8月	152.3	20.1	1.4	152.2
9月	148.8	15.5	1.3	147.2
10月	116.0	8.8	1.5	114.6
11月	125.7	1.7	1.7	48.0
12月	102.3	-5.2	1.6	31.8
年	1117.6	6.1	1.6	1410.1

4 災害の概況

士別市における自然災害の概況は、資料P2「士別市災害発生記録」のとおりである。

第2章 防災組織

第1節 防災会議

第2節 災害対策本部

第3節 住民組織等への協力要請

第4節 気象業務に関する計画

第2章「防災組織」では、災害対策の実施体制の確立を目的に、災害の予防、応急対策及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制の確立、災害対策の総合的運営を図るため、次の事項を定める。

- 1 防災に関する組織及びその運営、
- 2 災害に関する情報及び気象予警報の伝達
- 3 災害時における広報活動等に関する事項

第1節 防災会議

防災会議は、市長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく士別市防災会議条例（平成17年条例第227号）第3条第5項に定める者を委員として組織するものであり、士別市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議することを任務とする。

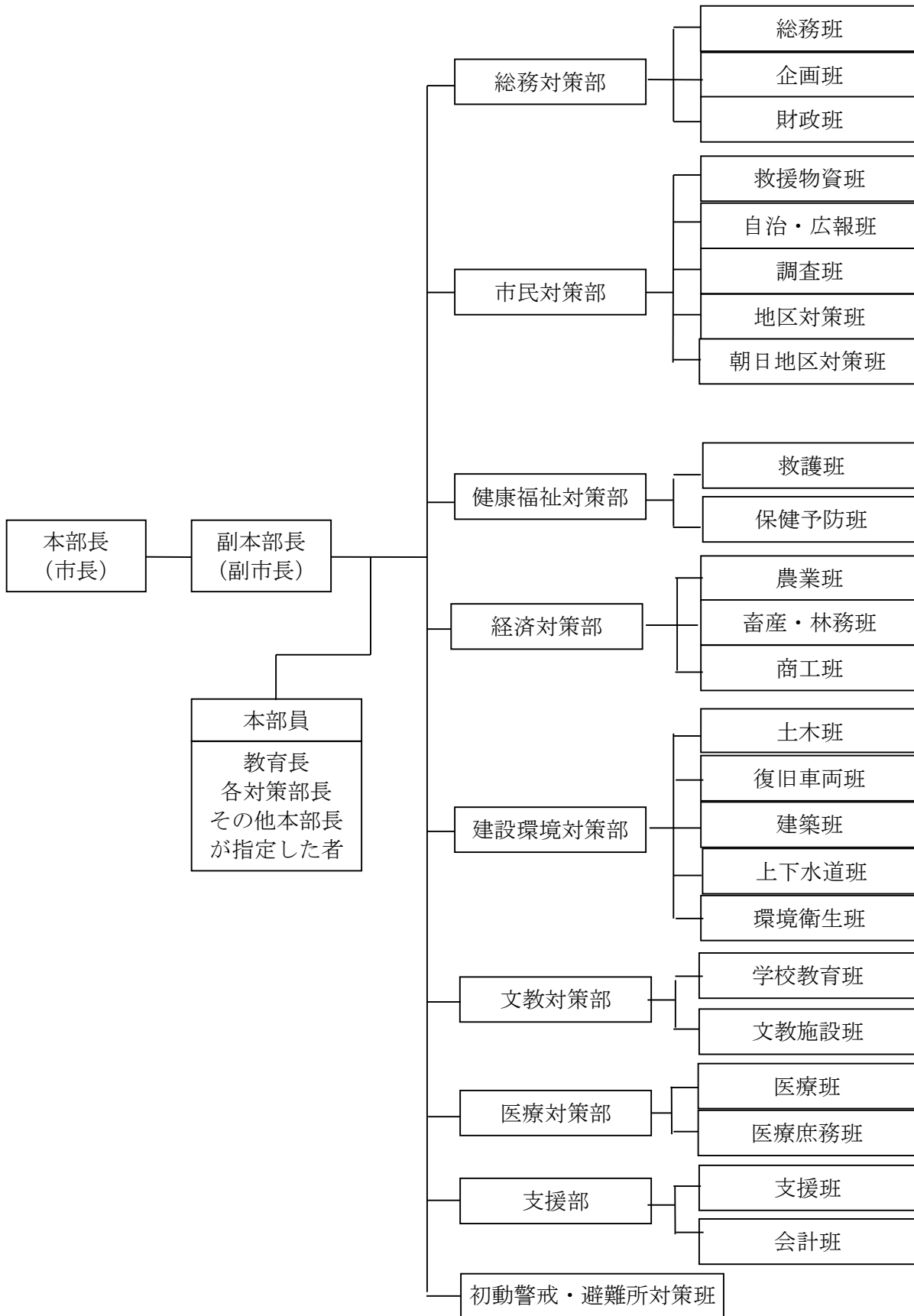
組織及び運営の概要は、次のとおりである。



運営及び所掌事務は、士別市防災会議条例（平成17年士別市条例第227号）の定めるところによる。

第2節 災害対策本部

1 災害対策本部組織図



2 災害対策本部の業務分担

(1) 総務対策部（部長：総務部長、副長：企画課長）

総務班

班 長 総務課長
副班長 総務課副長

構 成 総務課

- 1 防災会議に関する事。
- 2 災害対策本部の設置及び廃止に関する事。
- 3 災害対策本部の庶務に関する事。
- 4 災害対策の総括に関する事。
- 5 気象の予警報及び河川水位等の情報の収集、伝達に関する事。
- 6 災害状況調査の取りまとめに関する事。
- 7 災害の記録及び報告に関する事。
- 8 北海道及び他市町村に対する応援派遣要請に関する事。
- 9 自衛隊の派遣要請依頼に関する事。
- 10 関係機関との連絡調整に関する事。
- 11 災害時における救出、輸送に要する車両の配車に関する事。
- 12 職員の招集、出動及び解散並びに労務供給に関する事。
- 13 動員職員の出動状況の記録に関する事。
- 14 庁内の電力及び電話通信の管理及び確保に関する事。
- 15 他の部及び部内他班の主管に属しない事。
- 16 被災者及び本部職員その他災害応急対策従事者に対する食料品の調達及び配布に関する事。

企画班

班 長 企画課長
副班長 企画課副長

構 成 企画課

- 1 ボランティアの受入れに関する事。
- 2 被災住民からの陳情等の処理に関する事。
- 3 災害復旧と総合計画との調整に関する事。
- 4 中央関係機関に対する要望書及び資料作成に関する事。
- 5 災害見舞者及び視察者の応対に関する事。
- 6 報道機関との連絡に関する事。
- 7 本部長及び副本部長の行動に関する事。

財政班

班 長 財政課長
副班長 財政課副長

構 成 財政課

- 1 災害予算の編成及び資金の調達に関する事。
- 2 災害応急及び復旧対策に要する資金計画に関する事。
- 3 災害経費の経理に関する事。
- 4 市有財産（教育施設を除く。）の応急利用に関する事。
- 5 市有財産の被害調査及び応急対策に関する事。
- 6 災害応急物品等の調達に関する事。

(2) **市民対策部**（部長：市民部長、副長：市民課長

救援物資班

班 長 市民課長
副班長 市民課副長
構 成 市民課

- 1 本部職員その他災害応急対策従事者に対する衣服等の調達及び配布に関すること。
- 2 被災者に対する応急生活援助物資の調達、受付並びに給与及び貸与に関すること。

自治・広報班

班 長 暮らし安全課長
副班長 暮らし安全課副長
構 成 暮らし安全課

- 1 住民組織（自主防災組織、自治会等）との連絡及び協力に関すること。
- 2 住民に対する災害情報等の広報に関すること
- 3 被災地の広報活動に関すること
- 4 災害写真等の記録収集に関すること

調査班

班 長 税務課長
副班長 税務課副長
構 成 税務課

- 1 被災地域における被害の実態調査報告に関すること。

地区対策班

班 長 各出張所長
副班長 各出張所副長
構 成 上士別出張所
多寄出張所
温根別出張所

- 1 災害情報等の収集及び報告に関すること。
- 2 本部との連絡に関すること。

朝日地区対策班

班 長 朝日支所長
副班長 地域生活課長
※地域文化課長
構 成 地域生活課
地域文化課

- 1 朝日地区における本庁各対策部の業務に関すること。
- 2 動員職員の出動状況の記録に関すること。
- 3 朝日支所内の電力及び電話通信の管理及び確保に関すること。
- 4 朝日地区における被災住民からの陳情等の処理に関すること
- 5 朝日地区における被災地の広報活動に関すること。
- 6 朝日地区における災害写真等の記録収集に関すること。

(3) 健康福祉対策部（部長：健康福祉部長、副長：地域福祉課長）

救護班

班 長 地域福祉課長
副班長 こども・子育て応援課長
高年齢福祉課長

構 成 こども・子育て応援課
地域福祉課
高年齢福祉課

- 1 被災者の避難誘導に関する事。
- 2 被災者の安否確認に関する事。
- 3 避難所の収容者の把握、名簿の作成等に関する事。
- 4 被災者の収容に関する事。
- 5 被災者の生活救助に関する事。
- 6 被災者相談に関する事。
- 7 死体の収容安置、埋葬に関する事。
- 8 日赤救助活動との連絡調整に関する事。
- 9 福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。

保健予防班

班 長 保健福祉センター所長
副班長 保健福祉センター副所長

構 成 保健福祉センター

- 1 保健医療施設の被害調査及び応急対策に関する事。
- 2 被災地の防疫計画の作成及び実施に関する事。
- 3 被災地及び避難所の保健指導に関する事。
- 4 保健所との連絡調整に関する事。

(4) 経済対策部（部長：経済部長、副長：農業振興課長）

農業班

班 長 農業振興課長
副班長 農地再編成課長
構 成 農業振興課
国営農地再編
推進課

- 1 農業、農用地、農産物、家畜等の被害調査及び応急対策に関する事。
- 2 被災農家の援護に関する事。
- 3 農業関係の災害復旧対策に関する事。
- 4 被災地の農産物等の伝染病予防及び防疫に関する事。
- 5 農作物種子その他生産資材の確保に関する事。
- 6 災害時の食料の確保に関する事。

畜産・林務班

班 長 畜産林務課長
副班長 林務管理監
構 成 畜産林務課

- 1 畜産施設、家畜等の被害調査及び応急対策に関する事
- 2 被災農家の援護に関する事
- 3 畜産、林務関係の災害復旧対策に関する事
- 4 被災地の畜産等の伝染病予防及び防疫に関する事
- 5 飼料その他生産資材の確保に関する事
- 6 山林及び林業用施設の被害調査並びに応急対策に関する事
- 7 林野の火災予防に関する事
- 8 林業関係の災害復旧対策に関する事
- 9 林業の応急融資に関する事

商工班

班 長 商工労働観光課長
副班長 商工労働観光課副長
構 成 商工労働観光課

- 1 商工業及び観光事業関係の被害調査並びに応急対策に関すること
- 2 被災商工業者の金融相談に関すること。
- 3 災害時の消費物資の確保及び物価安定対策に関すること。
- 4 労働相談に関すること。

(5) 建設環境対策部（部長：建設環境部長、副長：都市環境課長）

土木班

班 長 都市環境課長
副班長 都市環境課副長
構 成 都市環境課
土木係
都市管理係

- 1 道路、河川、橋梁及び堤防等の被害調査及び防災措置に関すること。
- 2 河川の水位及び雨量の情報収集並びに報告に関すること。
- 3 危険水防区域の警戒巡視に関すること。
- 4 土木施設の管理保全及び応急措置に関すること。
- 5 土木施設の災害復旧対策に関すること。
- 6 土木関係被害実態調査に関すること。
- 7 災害時の建築用復旧資材の確保及び受給計画に関すること。
- 8 公園施設の災害復旧対策に関すること。
- 9 公園施設の管理保全及び応急措置に関すること。

復旧車両班

班 長 施設維持センター所長
副班長 施設維持センター副長
構 成 施設維持センター

- 1 市建設用車両及び機械等の運行計画に関すること。
- 2 災害時の土木建設用の機械等の確保及び輸送に関すること。
- 3 応急作業用資機材の確保及び輸送に関すること。
- 4 災害時における救援物資、医療品の輸送に関すること。
- 5 被災地の交通不能箇所の調査及び通行路線の確保に関すること。
- 6 道路、河川、橋梁及び堤防等の保護及び応急対策に関すること。
- 7 雪害対策及び障害物の除去に関すること。

建築班

班 長 建築課長
副班長 建築課副長
構 成 建築課

- 1 応急仮設住宅の建設に関すること。
- 2 被災者住宅対策に関すること。
- 3 市営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。

上下水道班

班 長 上下水道局長
副班長 上下水道局副長
構 成 上下水道局

- 1 応急給水に関する事。
- 2 配水の調整及び水質保全に関する事。
- 3 水源地の管理保全に関する事。
- 4 上下水道施設の保全管理に関する事。
- 5 上下水道施設の被害状況の調査及び応急処理に関する事。
- 6 上下水道施設の災害復旧対策に関する事。

環境衛生班

班 長 環境センター所長
副班長 建設環境課長
構 成 環境センター
都市環境課環境係

- 1 被災地の環境衛生保持に関する事。
- 2 被災地の清掃計画の作成及び実施に関する事。
- 3 衛生施設の被害調査及び応急対策に関する事。

(6) 文教対策部（部長：生涯学習部長、副長：合宿の里統括監）

学校教育班

班 長 学校教育課長
副班長 学校教育課副長
構 成 学校教育課

- 1 教育施設等の被害調査に関する事。
- 2 児童生徒の避難及び救護に関する事。
- 3 被災児童、生徒の応急教育対策に関する事。
- 4 学用品等の配給に関する事。
- 5 各学校との連絡調整に関する事。

文教施設班

班 長 社会教育課長
副班長 合宿の里・スポーツ推進課長
図書館長 博物館長
学校給食センター所長、地域教育課長
構 成 社会教育課、図書館
博物館、学校給食センター
スポーツ推進係

- 1 教育施設の管理保全及び応急措置に関する事。
- 2 教育施設の災害復旧対策に関する事。
- 3 文化財の保護及び応急対策に関する事。

(7) 医療対策部（部長：病院長、副長：病院副院長）

医療班

班 長 病院長
副班長 病院副院長

構 成 市立病院医師
市立病院看護師

- 1 被災者の応急医療に関すること。

医療庶務班

班 長 病院副院長
副班長 経営管理部長

構 成 総務課

- 1 医療品及び医療器材の確保に関すること。
- 2 他市町村の医療機関への協力依頼に関すること。

(8) 支援部（部長：議会事務局長、副長：農業委員会事務局長）

支援班

班 長 議会事務局総務課長
副班長 監査委員事務局長

構 成 議会事務局
農業委員会事務局
監査委員事務局

- 1 各部、班への緊急支援に関すること。

会計班

班 長 会計管理局長
副班長 会計管理局副長

構 成 会計管理局

- 1 災害経費の出納に関すること。
- 2 災害時における現金及び用品の受払いに関すること。
- 3 見舞金等の受入れ及び保管に関すること。
- 4 災害当日の物品配布等の補助
- 5 各部、班への緊急支援に関すること。

(9) 共 通

各部の警戒担当地区及び当初開設する避難所等について次のとおりとする。

初動警戒・避難所対策班

担当部	警戒担当地区	開設する避難所等
総務対策部	中央市街地 (南＝財政班 北＝企画班)	・南士別自治会館（緊急指定避難場所）の開設及び被災者の移送
市民対策部	市民対策部	・教信寺の開設及び運営 ・環境センターの開設支援及び運営
	地区対策班	・各地区の警戒及び避難所開設にあたり、担当部と連携・支援
	朝日地区対策班	・あさひサンライズホールの開設及び運営
健康福祉対策部	多寄、武徳及び下士別地区	・多寄研修センターの開設及び運営 ・いきいき健康センターの開設及び運営 ・開設する避難所へ保健師の派遣
経済対策部	上士別、中士別及び川西地区	・上士別小・中学校の開設及び運営
建設環境対策部	被災箇所等への対応	・環境センターの開設及び運営
文教対策部	学校、教育関係施設	・士別南中学校、市民文化センターの開設及び運営
支援部		・経済対策部の避難所開設等を支援（農業委員会） ・健康福祉対策部の避難所開設等を支援（会計管理局及び議会事務局、監査委員会）

3 災害対策本部の設置・廃止

(1) 設置・廃止

市長は、基本法第23条第2項の規定により、次の設置基準に該当すると認める場合に災害対策本部を設置する。

設置基準

- ① 災害が広範囲にわたり、又は拡大するおそれがあるとき。
 - ② 気象警報等が発せられ、天塩川、剣淵川、犬牛別川、温根別川のいずれかの河川において氾濫注意水位を超え、さらに水位が上昇すると予想される時。
 - ③ 強力な組織で災害応急対策を実施する必要があるとき。（大規模停電災害時含む。）
- また、次の廃止基準に該当すると認める場合に災害対策本部を廃止する。

廃止基準

- ① 市長の判断に基づき、予想された災害の危険が解消したと認められたとき。
- ② 災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき。

(2) 設置場所・表示板（標旗）の掲出

災害対策本部の設置場所は、原則として本庁舎とする。

本庁舎が被災し、使用不能となった場合は、士別河川防災ステーション、士別市生涯学習情報センター等の施設のうち使用可能な施設に設置する。

本部設置期間中は、本部所在施設入口に本部を表す標示板等を掲出するものとする。

災害時において非常活動に使用する本部の車両は、非常用車両を表す表示をするものとする。

(3) 設置・廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を次の機関に通知する。

- ① 北海道知事（上川総合振興局長）
- ② 所轄警察署長（士別警察署）
- ③ 士別地方消防事務組合消防長
- ④ 隣接市町長
- ⑤ 防災会議構成機関
- ⑥ 本部員
- ⑦ 庁内職員
- ⑧ 住民
- ⑨ その他防災関係機関

4 災害対策本部の運営

(1) 災害対策準備会議

- ① 災害対策準備会議は、市として対応方針を確立し、じ後の災害対策を迅速に行うために開催する。
- ② 災害対策準備会議は、本部長が招集する。特に、災害が週末に予想される場合には、注意報・警報の発表を待たずに実施する場合がある。
- ③ 会議の内容（基準）
現在の天候、今後の見通し、各部の準備状況、対応方針、じ後の行動

(2) 本部員会議

- ① 本部員会議は、災害対策に関し災害予防又は災害応急対策の重要事項を協議推進するため、本部長が必要と認めた場合に開催し、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
- ② 本部員会議は、本部長が招集する。
- ③ 災害の規模及び態様により、本部長は職務遂行上特に必要と認めた本部員により、会議を開催することができる。

(3) 本部の庶務

本部の庶務は、総務部総務課において処理する。

(4) その他

その他、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

5 現地災害対策本部

本部長は、必要に応じ災害地に現地災害対策本部を置くものとする。

また、現地災害対策本部には、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員から本部長が指名する者をもって充て、現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

6 非常配備体制

災害に対応するための非常配備は、原則として次の3パターンとする。

- (1) 第1非常配備体制
- (2) 第2非常配備体制
- (3) 第3非常配備体制

非常配備体制の配備基準、配備内容、配備時期等の基準は、次のとおり。

(1) 第1非常配備体制

配備基準	配備内容	任務	担当課
1 気象業務法に基づき気象に関する情報又は警報が発表され、天塩川、剣淵川、犬牛別川、温根別川のいずれかの河川で水防団待機水位を超えたとき。 2 震度4の地震が発生したとき。 3 その他必要により本部長が必要と認めたとき。	<ul style="list-style-type: none"> 情報連絡に総務班が当たる。 情報連絡のため各部長をもって当たるもので、状況により次配備体制に円滑に移行できる体制とする。 	本部員会議の開催準備 情報収集・情報連絡 各機関への要請準備	総務課 各部課長

第1非常配備体制下の活動

- ① 総務部長は、本部長の指示を受け、本部長（または副本部長）不在間の指揮を執る。
- ② 総務課長は、総務部長の配備指令を受け、各対策部長に通知する。
- ③ 総務課長は、総務課職員（防災担当）に対し、旭川地方気象台、その他関係機関と連絡をとらせ、気象・地象・水象その他災害に関する情報を収集させ、適時に掌握する。
 掌握した情報については、本部長、総務部長に報告する。
- ④ 各部課長は、情報又は連絡に即応し、情勢に対応する処置をとるとともに随時職員に必要な指示を行う。（必要な職員については、各部長所定）
- ⑤ 第1非常配備につく職員は、1時間以内の登庁を予期しつつ行動を制限・登庁準備を行い、登庁指示後、速やかに登庁するものとする。また、状況の緊迫度に応じて人数を増減する。

(2) 第2非常配備体制

配備基準	配備内容	任務	担当課
1 局地的な災害の発生が予想される場合、又は発生したとき。 2 震度5（弱、強）の地震が発生したとき。 3 その他本部長が必要と認めたとき。	<ul style="list-style-type: none"> 各部の所要人員をもって当たるもので、災害発生とともに直ちに非常活動を開始できる体制とする。 	本部員会議の開催 情報収集、連絡 各部長の指揮下に入り活動開始	第1非常配備体制を含め必要職員

第2非常配備体制下の活動

- ① 本部の機能を円滑にするために、必要に応じて本部員会議を開催する。
- ② 各対策部長は、情報の収集及び連絡体制を強化する。
- ③ 総務対策部長は、関係対策部長及び防災会議構成機関と相互に連絡し、客観情勢を判断するとともに緊急措置について本部長に報告する。
- ④ 各対策部長は次の措置をとり、その状況を本部長に報告する。
 - 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。
 - 装備、物資、資機材、設備及び機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災想定地）へ配備する。
 - 関係部及び災害対策に関係ある外部機関との連絡を密にし、協力体制を強化する。

(3) 第3非常配備体制

配備基準	配備内容	任務	担当課
1 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。 2 震度6弱以上の地震が発生し、被害が甚大になると予想され、あるいはこれらの被害が発生したとき。 3 予想されない重大な被害が発生したとき。 4 その他本部長が必要と認めたとき。	・災害対策本部の全員をもって当たるもので状況により災害応急活動ができる体制とする。	本部長の命により災害業務全般を遂行	全職員

第3非常配備体制下の活動

各対策部所属職員全員をもって災害対策活動に全力を集中するとともに、各対策部長はその活動状況を本部長に報告する。

○本部連絡員

本部長は、必要に応じ情報の収集及び連絡事項の伝達を円滑にするため、本部連絡員を置く。本部連絡員には、総務対策部員を充てる。

本部連絡員は、各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各対策部に伝達する。

○休日・夜間の連絡体制の確保

災害時には、初動時の対応が最も重要であることから、本部は、休日、夜間においても迅速に初動体制がとれるよう連絡体制を整備する。

また、職員は、通信の途絶等により本部との連絡がとれない場合においては、自主的に参集しなければならない。

※災害の規模や特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

また、本部が設置されていない場合においても、必要と認めるときは非常配備の基準により配備体制をとる。

7 非常配備体制下の基本的活動要領

本部長は、非常配備を決定したときは直ちにその旨を関係部・課長等に通知するものとし、本部長から通知を受けた各対策部・班長等は、直ちに所定の配備を行い、これを本部長に報告する。

また各対策部・班長等は、職員の動員が迅速かつ的確に行われるよう「非常配備基準及び体制」を常に備え、体制の整備をしなければならない。

8 本部長の職務代理者

本部長の職務を代理する者は、副本部長とする。

第3節 住民組織等への協力要請

災害時において、本部及び関係機関の職員をもっても応急活動を円滑に実施するための人員に不足を生じた場合は、本部長は、各住民組織等に対し次の協力を求めるものとする。

1 協力要請事項

- (1) 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- (2) 緊急避難のための一時避難場所及び被災者収容のための避難所の管理運営に関すること。
- (3) 災害地の公共施設等の保全に関すること。
- (4) 災害情報の収集と本部への連絡に関すること。
- (5) 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
- (6) 災害箇所の応急措置に関すること。
- (7) 本部が行う人員、物資等の輸送に関すること。
- (8) その他救助活動に必要な事項で、本部長が協力を求めた事項

2 協力要請先

- (1) 日赤奉仕団
災害時における任務として、主に炊出し、避難所の奉仕、救援物資の支給等について協力を求める。
- (2) その他の組織
自主防災組織、自治会、婦人会、青年団体等については、必要の都度連絡をとり、協力を求める。

第4節 気象業務に関する計画

この計画では、大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（地震に密接に関連するものを除く。）等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等について定める。

なお、国、道及び市は、避難指示等の発令基準に活用する風水害に関する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

1 特別警報・警報・注意報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに火災気象通報の発表伝達等は、気象業務法（昭和27年法律第165号）、水防法及び消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき旭川地方気象台が行うもので、特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は、次によるものとする。

- (1) 特別警報・警報・注意報等の種類、発表基準及び伝達

①種類、発表基準（土別市）

種類		発表基準		
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合		
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準 14	
		土砂災害	土壌雨量指数基準 145	
	洪水	流域雨量指数基準	タヨロ川流域=5.9、剣淵川流域=41.5、犬牛別川流域=32.5、温根別川流域=11.6、朝日六線川流域=7	
		複合基準※	タヨロ川流域（6、5.3）、剣淵川流域（8、22.4）、犬牛別川流域（6、25.9）温根別川流域（6、11.5）	
		指定河川洪水予報による基準	天塩川（名寄大橋、九十九橋）	
	暴風	平均風速	16m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う	
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8	
		土壌雨量指数基準	91	
	洪水	流域雨量指数基準	剣淵川流域=33.2、犬牛別川流域=26、温根別川流域=9.2、タヨロ川流域=4.7、朝日六線川流域=5.6	
		複合基準※	天塩川流域（5、16.9）、剣淵川流域（5、20.2）、犬牛別川流域（5、23.3）、温根別川流域（5、9.2）、タヨロ川流域（5、4.7）	
		指定河川洪水予報による基準	天塩川（名寄大橋、九十九橋）	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm	
	雷	落雷等により被害が予想される時。		
	融雪	60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		
	濃霧	視程	200m	
	乾燥	最小湿度が30% 実効湿度60%		
	なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上		
	低温	4月～6月、8月中旬～10月：（平均気温）平年より6℃以上低い 7月～8月上旬：（気温）14℃以下が12時間以上継続 11月～3月：（最低気温）平年より12℃以上低い		
霜	最低気温3℃以下			
着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	90mm	

※複合基準：表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせ

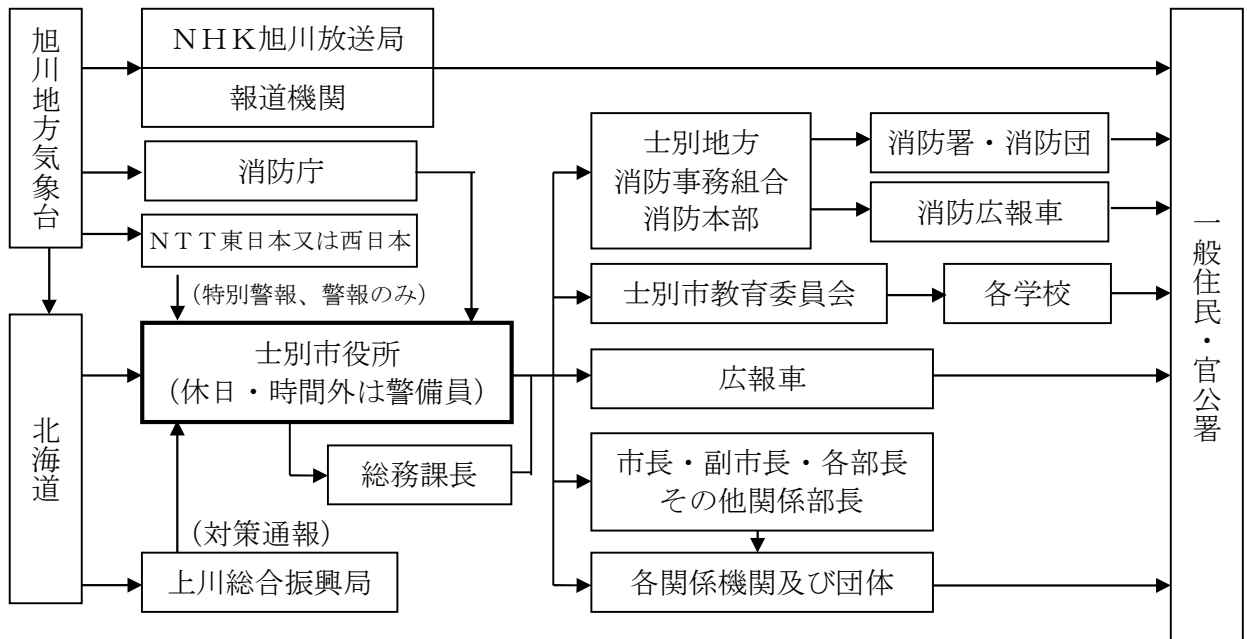
② 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

			水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル5	・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保	氾濫発生情報	(大雨特別警報(浸水害))※	(大雨特別警報(土砂災害))※
警戒レベル4	・危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。	避難指示	氾濫危険情報	洪水警報の危険度分布(危険)	土砂災害警戒情報 土砂災害に関するメッシュ情報(危険)
警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・その他の者は避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難	氾濫警戒情報	洪水警報 洪水警報の危険度分布(警戒)	大雨警報(土砂災害) 土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	洪水警報の危険度分布(注意)	土砂災害に関するメッシュ情報(注意)
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報			

※大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報として運用する。ただし、市は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

③ 伝達

伝達は、次の系統図により伝達先に対して行う。



道から気象等に関する特別警報を受けた場合、気象業務法第15条の2の規定に基づき、直ちに住民及び所在の官公署への周知を行わなければならない。

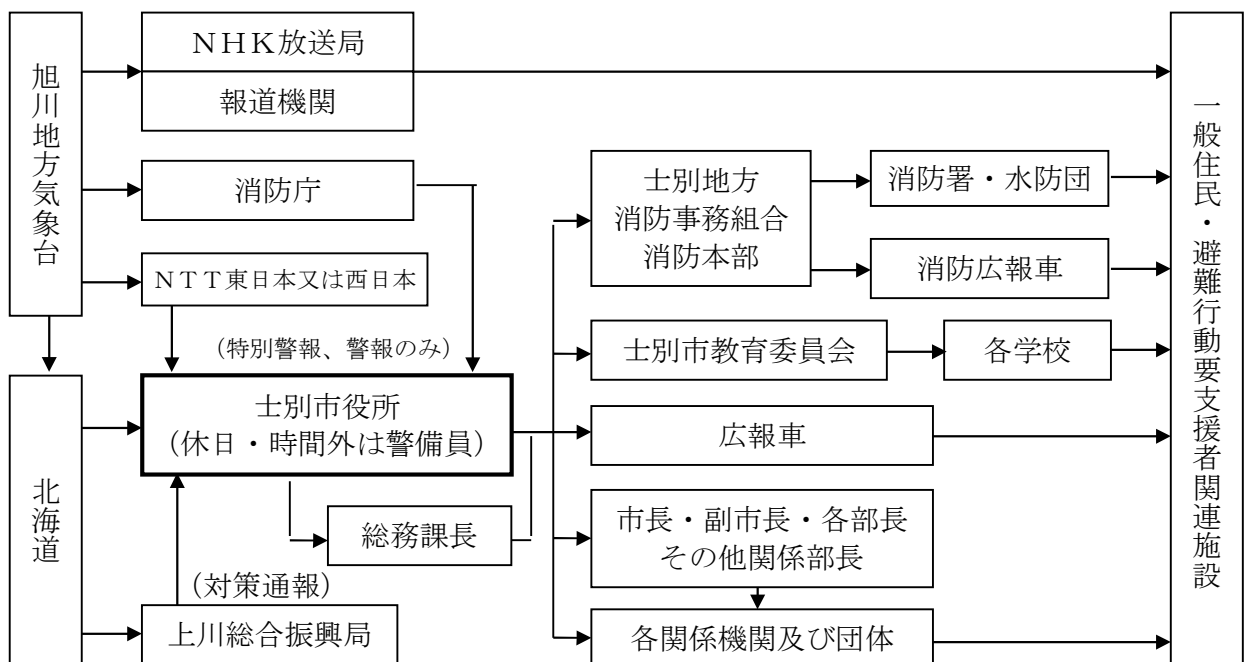
(2) 水防活動用気象警報及び注意報

① 種類

- ア 水防活動用気象警報 = 大雨警報、大雨特別警報
- イ 水防活動用気象注意報 = 大雨注意報
- ウ 水防活動用洪水警報 = 洪水警報
- エ 水防活動用洪水注意報 = 洪水注意報

② 伝達

伝達は、次の系統図により伝達先に対して行う。

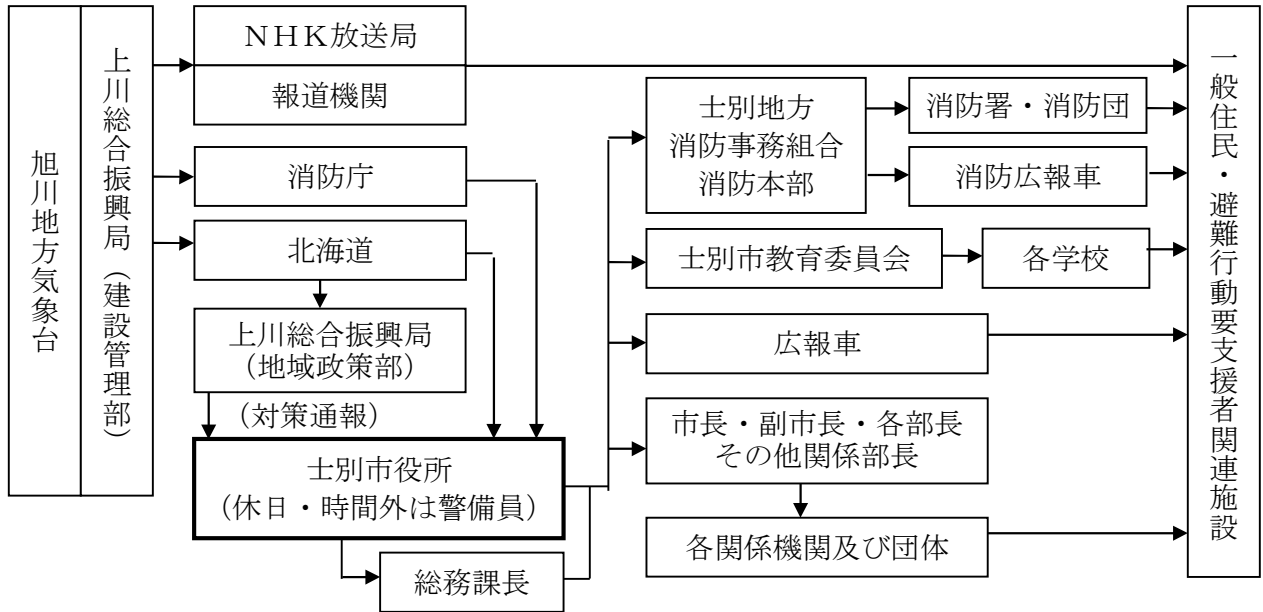


(3) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった時に、市町村長が避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村長を指定して警戒が呼びかけられる情報で総合振興局又は振興局と気象台から共同で発表される。

市町村内での危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。

伝達は、次の系統により行う。



(4) 指定河川洪水予報

指定河川洪水予報は、流域面積が大きく重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川（以下「洪水予報河川」という。）で、洪水のおそれがあると認められるときには水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示し、危険度をレベル化して発表される。

① 洪水予報河川及び担当

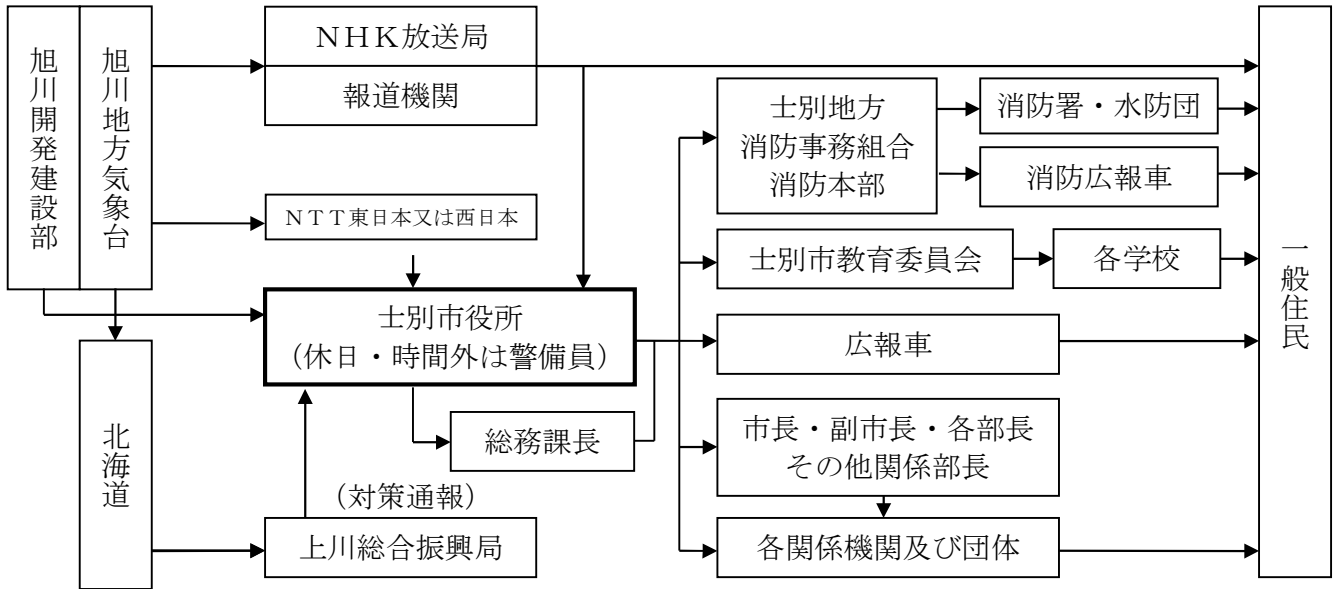
- 洪水予報河川 天塩川（剣淵川）
- 担 当 旭川地方気象台、旭川開発建設部

② 種類及び発表基準等

洪水予報の標題 (種類)	発表基準 (水位危険レベル)	水位の名称	市・住民に求められる行動等
天塩川氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫の発生（レベル5） (氾濫水の予報)	氾濫発生	市：氾濫に伴う住民の救出 及び避難誘導 住民：避難完了
天塩川氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫の発生（レベル4） に到達	氾濫危険水位	市：避難指示の発令を判断 し、状況に応じて発令 住民：避難開始 水防団指示
天塩川氾濫警戒情報 (洪水警報)	一定時間後に氾濫危険水 位（レベル4）に到達が見 込まれる場合、あるいは 避難判断水位（レベル3） に到達し、さらに水位の 上昇が見込まれる場合	避難判断水位	市：高齢者等避難の発令を 判断し、状況に応じて 発令 住民：氾濫に関する情報に注 意し、状況に応じて避 難を開始 水防団出動

天塩川氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位 (レベル2) に到達し、さらに水位の 上昇が見込まれる場合	氾濫注意水位	市 : 河川水位を含めて、氾 濫に関する情報の入手 住民 : 氾濫に関する情報に注 意し、状況に応じて避 難を準備 水防団準備
----------------------	--	--------	--

③ 伝達



(5) 水防警報 (水防法第16条)

水防警報指定河川についての水防警報は、北海道開発局又は北海道が発表し、伝達は、次の系統により行う。水防警報の種類、発表基準等は、次のとおりである。なお、水位周知河川についての水位情報の通知は、水防警報の伝達系統により行う。

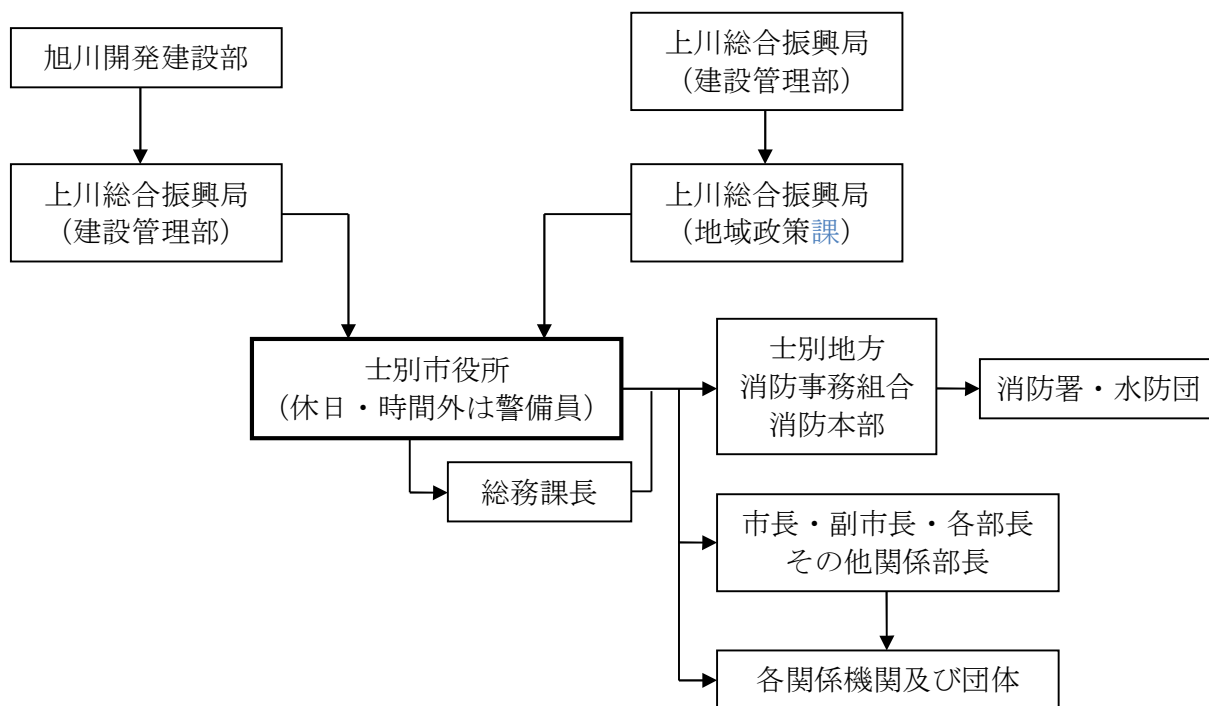
① 種類、発表基準等

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇等が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩、亀裂等、河川状況を示しその対応策を指示するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位を超え、災害のおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、又は当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

② 伝達

○ 北海道開発局が発表する場合

○ 北海道が発表する場合



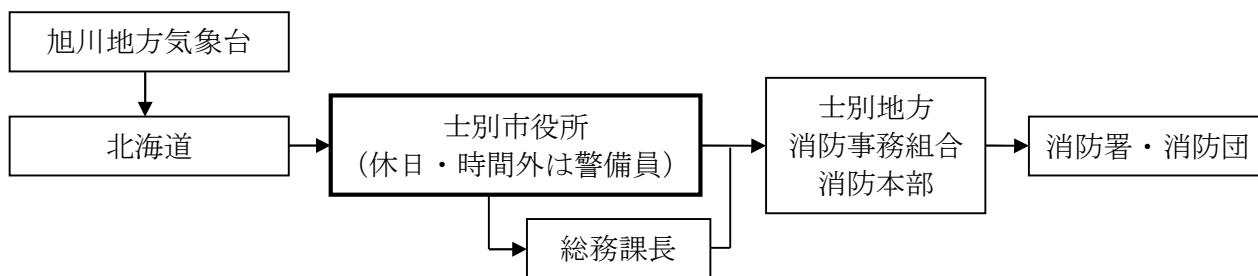
(6) 火災気象通報

旭川地方気象台が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法第22条の規定に基づき、旭川地方気象台から北海道（知事）に対し行われ、通報を受けた北海道が管内市町村に通報する。

市長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令することができる。

① 伝達

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。



② 通報基準

上川地方における火災気象通報基準は、実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、又は平均風速が12m/s以上と予想される場合である。

(7) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は、第8章第6節「林野火災対策計画」(P159)により実施する。

(8) 気象情報等

① 地方気象情報、府県気象情報

気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測成果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進させることを目的とする情報である。

気象の予報等について、警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表される。

② 台風に関する気象情報

上川地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表される情報。

③ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な1時間降水量が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

士別市においては、1時間雨量90mmを観測又は解析したときに発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布で」確認する必要がある。

④ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表される情報。情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

2 異常現象発見時における措置

(1) 発見者の通報（基本法第54条第1項及び第2項）

災害時、異常現象を発見した者は、速やかに士別市役所、警察（駐在所を含む。）又は消防本部（消防署、支所及び消防団を含む。）のうち、最も近いところに通報するものとする。

(2) 警察官等の通報（基本法第54条第3項）

発見者から通報を受けた警察官（警察署）、消防職員（消防団員）は、その内容を確認し、直ちにこれを士別市役所に通報するものとする。また、竜巻等突風現象の目撃情報や被害情報は、気象庁本庁へ通報するものとする。

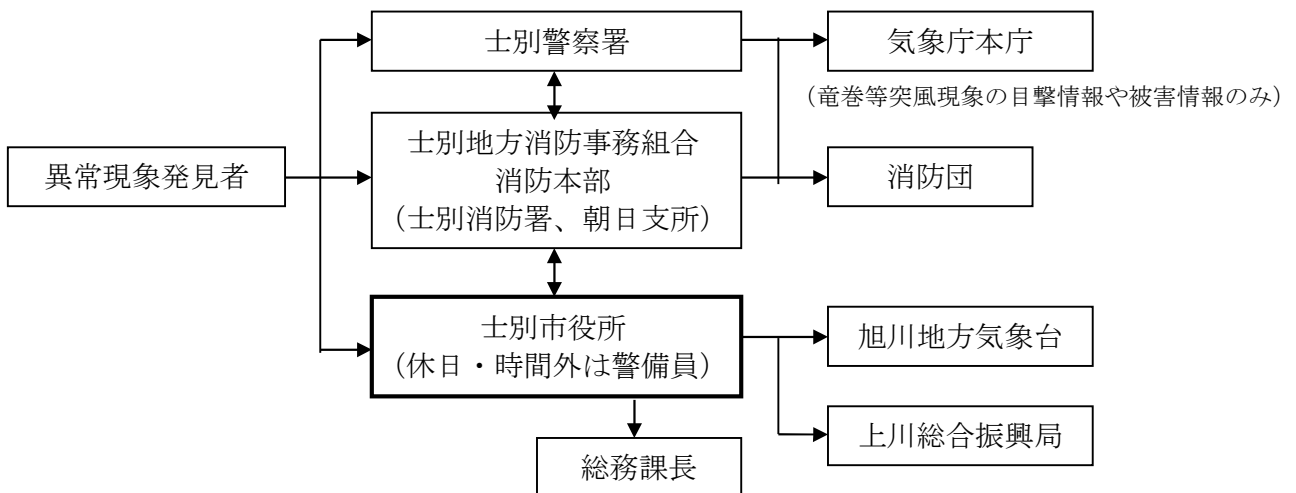
(3) 市から各関係機関への通報

市長は、住民、警察官又は消防職員（消防団員）から異常現象発見の通報を受けたときは、必要に応じ知事（上川総合振興局長）及び旭川地方気象台等関係機関に通報しなければならない。

(4) 警備員の通報等

市庁舎警備員は、地域住民から災害情報又は被害状況を受理したときは、速やかに総務部総務課長に報告し、その指示により処理する。

異常現象発見時の連絡系統



第3章 災害予防計画

- 第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画
- 第2節 防災訓練計画
- 第3節 物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画
- 第4節 相互応援体制整備計画
- 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画
- 第6節 避難体制整備計画
- 第7節 災害時避難行動要支援者支援計画
- 第8節 情報収集・伝達体制整備計画
- 第9節 建築物災害予防計画
- 第10節 消防計画
- 第11節 風害予防計画
- 第12節 雪害予防計画
- 第13節 融雪災害予防計画
- 第14節 土砂災害予防計画
- 第15節 積雪・寒冷対策計画
- 第16節 複合災害に関する計画

災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

災害の予防は、基本法第47条に定める災害予防責任者（土別市、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上の重要な施設の管理者）がそれぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生の未然防止のための必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努める。また、市は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。

関係機関は、平時から、災害時の対応についてコミュニケーションをとり「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成する。

災害の発生が予想される地域については、上川総合振興局が行う総合的な調査に基づき、危険な個所における災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行うものとする。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

この計画では、防災関係者及び一般住民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進について定める。

1 防災思想・知識の普及・啓発、防災教育の推進の実施

(1) 防災関係機関全般の実施事項

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

(2) 市の実施事項

- ① 教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する教育を実施する。
- ② 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信する。
- ③ 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。
- ④ 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努める。

2 実施に当たり配慮すべき事項

- ① 東日本大震災をはじめとする我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- ② 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者に十分配慮し、地域において災害時要配慮者を支援する体制が確立されるよう努め、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- ③ 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。
- ④ 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- ⑤ 防災と福祉の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- ⑥ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

3 普及・啓発及び教育の方法

- ① 各種防災訓練の参加普及
- ② インターネットの活用
- ③ 新聞、広報紙等の活用
- ④ スライド、ビデオ等の活用
- ⑤ テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- ⑥ 広報車両の利用
- ⑦ 研修、講習会、講演会等の開催
- ⑧ 学校教育の場の活用
- ⑨ その他

4 普及・啓発及び教育を要する事項

- ① 市防災計画の概要
- ② 災害に対する一般的知識
- ③ 災害の予防措置
 - ・ 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
 - ・ 防災の心得
 - ・ 火災予防の心得
 - ・ 台風襲来時の家庭の保全方法
 - ・ 農作物の災害予防事前措置
 - ・ その他
- ④ 災害の応急措置
 - ・ 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - ・ 災害の調査及び報告の要領・方法
 - ・ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - ・ 災害時の心得
 - （家庭内、組織内の）連絡体制
 - 気象情報の種別と対策
 - 避難時の心得
 - 被災世帯の心得
- ⑤ 災害復旧措置
 - ・ 被災農作物に対する応急措置
 - ・ その他
- ⑥ その他必要な事項

5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- ① 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対処方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- ② 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。
- ③ 学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。
- ④ 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- ⑤ 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- ⑥ 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第2節 防災訓練計画

この計画では、防災に関する知識及び技能の向上や住民に対する防災知識の普及を図るための防災訓練の実施について定める。

1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して実施する。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、災害時要支援者を含めた地域住民など地域に係る多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後の評価を行い、その結果を踏まえた体制の改善について検討する。

2 訓練の種別

- ① 水防訓練
- ② 消防訓練
- ③ 救難救助訓練
- ④ 情報通信訓練
- ⑤ 非常招集訓練
- ⑥ 総合訓練
- ⑦ 防災図上訓練
- ⑧ その他災害に関する訓練

3 相互応援協定に基づく訓練

市及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施する。

4 民間団体等との連携

市及び防災関係機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び災害時要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施する。

5 複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努め、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。

第3節 物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画

この計画では、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備について定める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

1 食料その他の物資の確保

- ① 市は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、「災害時備蓄計画」により必要な数量を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。
- ② 市は、防災週間や防災関係行事等あらゆる機会を通じ、住民に対し、3日分（推奨1週間）の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

2 防災資機材の整備

市は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量や供給事業者の保有量の把握に努める。

第4節 相互応援体制整備計画

この計画では、災害予防責任者がその所掌事務又は業務について、災害応急対策や災害復旧の実施に際して他の者を応援し、又は他の者の応援を受けることを必要とする場合に備えて講ずる措置について定める。

1 相互応援に関する基本的理念

災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等を行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

また、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、防災総合訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るとともに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画を策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努める。

2 相互応援体制の整備

(1) 市の整備事項

- ① 北海道や他市町村への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行い、北海道や他市町村と連絡先の共有を徹底するなど、受援体制を整える。
- ② 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- ③ 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に他の地方公共団体と相互に連携・協力し、速やかに災害対応を実施できるよう相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加え、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結を考慮する。

(2) 防災関係機関等の整備事項

あらかじめ北海道、市、その他防災関係機関等と連絡先の共有を図り、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておく。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

この計画では、災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自らの地域は自らで守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成の推進について定める。

1 地域住民による自主防災組織

市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、防災機関等と連携して、高齢者や障がい者等の災害時避難行動要支援者の避難誘導等の防災活動をはじめ、初期消火活動や救出・救護活動が効果的に行われるよう、協力体制の確立を図る。

また、道が実施する北海道地域防災マスター等の自主防災組織のリーダー育成等の機会を積極的に活用し、自主防災組織の普及に努める。なお、普及にあたっては女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努める。

2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置などの育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- ① 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- ② 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

4 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

① 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるため、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

② 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

個別訓練として、情報収集伝達訓練、避難訓練、消火訓練、救出救護訓練等を地域の実情に応じて実施する。また、一定の区域内の図面を活用して、想定される災害に対する地区の防災上の弱点等を見出し、それに対処する避難方法等を検討し実践するため、市と連携して地域住民の視点からの図上訓練の実施に努める。

③ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織は、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

④ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるよう、日頃から点検を行う。

(2) 非常時及び災害時の活動

① 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようとする。

- ・連絡をとる防災関係機関
 - ・防災関係機関との連絡のための手段
 - ・防災関係機関の情報を市民に伝達する責任者及び伝達系統
- また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

② 避難の実施

市長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、浸水、崖崩れ、地すべり、火災等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。

なお、高齢者や障がい者等で自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

③ 出火防止及び初期消火

家庭に対し、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器等を使い、初期消火に努めるようにする。

④ 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者を発見したときは、市に通報するとともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

⑤ 指定避難所の運営

避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を求める。

⑥ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、市等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第6節 避難体制整備計画

この計画では、災害から住民の生命・身体を保護するための指定緊急避難場所、指定避難所及び広域避難場所の確保及び整備等について定める。

1 指定緊急避難場所、指定避難所、広域避難場所の確保

市が指定する指定緊急避難場所、指定避難所及び広域避難場所（以下「避難場所」という。）は、次のとおりである。また、影響範囲の大きい災害の際に、避難した住民や被災者を避難所に収容しきれない場合に備え、近隣市町村等と避難者の相互受け入れ協定を締結し、収容能力の確保を図る。

なお、広域一時滞在などにおいて他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

(1) 指定緊急避難場所

住民が災害の危険から緊急に逃れるために、災害の種類ごとに指定する指定緊急避難場所は、資料P13「指定緊急避難場所及び指定避難所一覧」のとおりである。なお、指定緊急避難場所の避難対象地区は、大まかな目安であり、避難対象地区以外からの避難を妨げるものではない。

(2) 指定避難所

避難した住民や被災者が必要な期間滞在するために指定する指定避難所は、資料P13「指定緊急避難場所及び指定避難所一覧」のとおりである。

(3) 広域避難場所

周辺地区から住民を収容し、市街地火災等から住民の生命を保護するために指定する広域避難場所は、資料P16「広域避難場所一覧」のとおりである。

(資料P13：「指定緊急避難場所及び指定避難所一覧」)

(資料P16 : 「広域避難場所一覧」)

2 指定緊急避難場所及び指定避難所の住民周知等

市長は、住民並びに指定緊急避難場所及び指定避難所の施設管理者等に対し、次の事項について周知に努める。

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の周知

- ① 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称・所在地
- ② 指定緊急避難場所及び指定避難所の避難対象地区割
- ③ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び手段
- ④ 避難時の携帯品等注意すべき事項

(2) 避難のための知識

- ① 平常時における避難のための知識（避難経路、家族の集合場所や連絡方法など）
- ② 避難時における知識（安全の確保、移動手段、携行品など）
- ③ 避難後の心得（集団生活、避難先の登録など）

3 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため平常時から、指定避難所における入所者登録などの重要性について、指定避難所担当職員や指定避難所管理者に周知徹底を図るとともに、避難状況を把握するための被災者台帳作成の準備に努める。

第7節 災害時避難行動要支援者支援計画

この計画では、災害発生時における避難行動要支援者の安全の確保について定める。

1 安全対策

災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等いわゆる災害時避難行動要支援者が被害を受ける場合が多い。

このため、市や社会福祉施設等の管理者は、避難行動要支援者の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

(1) 市の対策

市は、災害時避難行動要支援者支援プラン（全体計画）に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員児童委員と協力して避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有を行う。

① 災害時避難行動要支援者の実態把握

市は、基本法第49条の10の規定に基づき、避難行動要支援者の名簿を作成し、本人の同意を得て、支援関係者と名簿を共有する。市及び支援関係者は、協力して避難行動要支援者の実態をあらかじめ把握するよう努める。避難行動要支援者名簿の概要は、次のとおり。

ア 名簿に掲載する者の範囲

名簿に記載する者は、次に掲げる者とする。

- ・70歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属する者
- ・要介護認定（要介護3から5）を受けている者
- ・身体障がい者手帳1級及び2級を所持する身体障がい者
- ・療育手帳Aを所持する知的障がい者
- ・精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する者で単身世帯の者

- ・市の生活支援を受けている難病患者
- ・妊娠している者及び乳児を養育している者
- ・上記に準ずる者など、避難行動に際し支援を必要とする者

イ 名簿作成に必要な個人情報

氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、FAX番号、所属自治会、世帯人員、避難支援等を必要とする事由、支援者、希望する支援事項及び支援に当たっての注意事項

ウ 個人情報の収集方法

市の関係部局で保有する情報を要支援者の把握のために必要な限度で利用するとともに、北海道知事その他の者に対し、情報の提供を求めることができる。また、名簿に掲載する個人情報は、「申請書兼同意書」により収集する。

エ 名簿の更新

名簿は随時更新し、適宜避難支援等関係者へ通知を行う。

オ 避難支援等関係者（名簿情報共有機関）

自治会・自主防災組織等の住民組織、民生委員児童委員、社会福祉協議会、土別消防署及び土別警察署

カ 名簿情報の提供に際し、情報漏洩を防止するための措置

市は、避難支援等関係者への名簿情報の提供に際し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめとする個人情報保護制度に基づく適切な個人情報の取扱いを要請する。

② 緊急連絡体制の整備

市は、地域ぐるみの協力のもとに、避難行動要支援者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

③ 避難体制の確立

市は、支援関係者と協力し、避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法などの確立に努める。

この際、避難行動要支援者の個別避難計画（土別市「避難共助計画」）作成に取り組み、各自治会の特性に応じた実行性のある計画を作成するよう各自治会を支援する。

④ 防災教育・訓練の充実等

市は、避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。この際、自治会が作成した「避難共助計画」の実行性検証にも協力する。

(2) 社会福祉施設等の対策

① 防災設備等の整備

社会福祉施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等のいわゆる災害時避難行動要支援者であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。特に、人命にかかわる重要施設の管理者は、72時間の事業継続が可能な非常用電源を確保するよう努めるものとする。

② 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から市との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

③ 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、市の指導のもとに緊急連絡体制を整える。

④ 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々

の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

2 援助活動

市は、災害時避難行動要支援者の早期発見等に努めるとともに、避難行動要支援者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

- ① 避難行動要支援者の確認・早期発見
市は、災害発生後、直ちに把握している避難行動要支援者を確認し、各自治会が対応できない要支援者の援助活動及び安否の確認に努める。
- ② 避難所等への移送
市は、避難行動要支援者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して次の措置を講ずる。
 - ・避難所又は福祉避難所への移動
 - ・病院への移送
 - ・施設等への緊急入所
- ③ 応急仮設住宅への優先的入居
市は、応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努めるものとする。
- ④ 在宅者への支援
市は、在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。
- ⑤ 応援依頼
市は、援助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、適宜、道や隣接市町村等へ応援を要請する。

3 外国人に対する対策

市は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人をいわゆる災害時要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努める。

- ① 多言語による広報
- ② 避難場所等の災害に関する表示板の多言語化
- ③ 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- ④ 防災知識の普及

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

この計画では、平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等について定める。

1 市及び防災関係機関の体制整備等

市は、同報系防災行政無線のデジタル化に伴い、避難情報等の取得が困難な住民に対し、戸別受信機を貸与し、確実な情報伝達に努める。

- ① 高齢者、障がい者などの災害時要配慮者に配慮した分かりやすい情報伝達と、情報が取得できないために避難が遅れ、災害に巻き込まれるおそれのある被災者などに対しても確実に情報伝達できるよう、戸別受信機の貸与を含め必要な体制の整備を図る。
- ② 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努める。特に災害時要配慮者に配慮した多様な手段の整備に努める。
- ③ 災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努める。

第9節 建築物災害予防計画

この計画では、風水害、地震火災などの災害から建築物を防御するために必要な措置事項を定める。

1 建築物防災の現状

本市においても、人口、産業の市街地への集中がみられ、市街地における災害の危険性が増大している。市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、集団的な防火に関する規制として防火地域・準防火地域を定めている。

2 予防対策

建築物の密度が高く、火災の危険性が高い市街地において防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造・準防火構造とし、不燃化対策を講ずる。

がけの崩壊等による危険が及ぶおそれのある区域においては、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図る。

第10節 消防計画

この計画では、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災、地震などの災害を防ぎ、その被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うための消防の施設及び人員の活用について定める。

なお、士別地方消防事務組合において、具体的な消防計画を定める。

1 火災予防対策

(1) 予防指導

防火管理者、危険物取扱者及び消防設備士等に対する指導を徹底する。

(2) 予防査察

定期、臨時及び特別査察を効果的に実施し、火災予防に資する。

(3) 広報活動

火災予防運動を効果的に推進するため、報道機関との連携、ホームページの活用、印刷物配布、広報車による巡回広報などを実施する。

2 消防力の整備

消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針に基づき、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図る。また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正化を図る。

3 消防職員及び消防団員の教育訓練

消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の練成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校及び現地において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

4 広域消防応援体制

消防機関は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備し、災害発生時においては、必要に応じ「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関、他市町村に応援を要請する。

第11節 風害予防計画

この計画では、風による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防について定める。

1 予防対策

市及び施設管理者は、次のとおり予防対策を実施する。

(1) 市

学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。

(2) 市及び施設管理者

家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて市は、施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図る。

第12節 雪害予防計画

この計画では、異常降雪等により予想される雪害の予防対策及び応急対策について定める。

1 除雪路線の実施分担

除雪路線は、特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分により除雪を分担実施する。

- ① 国道路線の除雪は、旭川開発建設部が行う。
- ② 道道路線の除雪は、上川総合振興局旭川建設管理部が行う。
- ③ 市道路線の除雪は、市が行う。その内容は、特に交通確保を必要とする主要道路について優先して実施するものとし、雪害時に対応するため、民間所有の機械の導入等あらかじめ即応体制を整える。

2 常備体制

市は、降雪、豪雪、暴風雪に対処し、常に常備の体制を整える。なお、各課等の対策は、次のとおりとする。

(1) 総務部総務課

- ① 情報の収集に努めること。
- ② 各関係課の報告事項取りまとめ及び処理状況の把握に関すること。
- ③ 対策本部設置、非常配備体制については、建設水道部及び市民自治部（朝日支所）と協議し、市長の指示を求めること。
- ④ 他部課との協力体制の調整に関すること。

(2) 建設水道部施設維持センター及び朝日支所経済建設課

- ① 常に降雪等の状況及び職員の出動体制を整えておくこと。
- ② 路線別に除雪計画を立てておくこと。
- ③ 車両を整備し、配車計画を立てておくこと。
- ④ 民間車両所有を把握し、緊急時における借上げ体制等を整えておくこと。
- ⑤ 雪捨場所の設定及びその整備に努めること。

3 異常降雪時における除雪

異常降雪時においては、交通量、消防対策等を十分考慮し、関係機関の除（排）雪計画に基づいて主要幹線から順次除（排）雪を実施する。

4 通信施設の雪害対策

東日本電信電話株式会社北海道事業部北海道北支店は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、巡視点検、安全上必要な防護、要員の配置等を実施し、電気通信の確保に努

める。

5 電力施設の雪害防止対策

北海道電力ネットワーク株式会社名寄ネットワークセンターは、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により臨時巡視するとともに、既に配備済みの復旧資機材の点検、整備及び人員の確保等に努める。

6 交通途絶地区の緊急対策

積雪が甚だしく交通が途絶している地区において、急患又は食料の補給困難な事態が発生し、市の救援を必要とする旨の連絡を受けたときは、市長は関係機関と協力して、速やかに救援の措置をとる。

7 積雪時における消防対策

- ① 消防水利の万全をはかるため、消火栓、防火貯水槽の除雪を早急に進めるよう配慮するとともに、これら周辺に排雪しないよう協力を求めること。
- ② 救急患者搬送のための交通路の確保等、建設水道部施設維持センター及び朝日支所経済建設課と協議しておくこと。
- ③ 住宅の倒壊、なだれ等に伴う人的被害が発生した場合、最寄りの消防団員の招集を含め、出動態勢について配慮すること。

8 なだれ防止対策

関係機関は、それぞれ所轄道路等の保全及び交通安全を確保するため、なだれの発生が予想される箇所に防止柵の施設を行い、また、標示板等により住民への周知を図る対策を講ずる。

9 建築物雪害対策

積雪による建築物の災害を予防するため「雪おろし」等適切な管理を行う。

また、市は、屋根雪落下や倒壊等の災害を防止するため、12月から3月までの間、必要に応じ、広報紙及び広報車、回覧等により雪おろし奨励に努める。

10 警戒体制

各関係機関は、旭川地方気象台の発表する予警報及び気象情報並びに現地情報を勘案し、必要と認める場合には、それぞれの定める警戒体制に入る。

- ① 市長は、本部設置基準により次の状況を勘案し、必要と認めたときは、本部を設置する。
 - ・大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
 - ・雪害による交通麻痺、交通渋滞によって人命に関わる事態が発生し、その規模、範囲から緊急、応急措置を要するとき。
- ② 雪害による孤立車については、努めて機械力で救出するが、これが不可能な場合は、車内の被災者を救出して避難収容する。

第13節 融雪災害予防計画

この計画では、第4章「水防計画」(P55)に定めるもののほか、融雪期における融雪による河川の出水等の災害に対処するための予防対策及び応急対策について定める。

1 気象情報の把握

融雪期においては、旭川地方気象台等関係機関と緊密な連絡を取り、地域内の降雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪

出水の予測に努める。

2 水防区域内の警戒

水防区域内及びなだれ、地滑り又はがけ崩れ等の懸念のある地域、箇所危険を事前に察知し、被害の拡大を防止するため、次により万全の措置を講ずる。

- ① 市及び消防機関は、住民等の協力を得て既往の被害箇所その他水害危険区域を中心に巡視警戒を行う。
- ② 市は、関係機関と密接な連絡を取り、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を、事前に検討する。
- ③ 市は、なだれ、積雪、捨雪及び結氷等により河道、導水路等が著しく狭められ被害発生が予想される場合は、融雪出水前に河道、導水路内の除雪、結氷の破碎等を行い、流下能力の確保を図る。

3 道路の除雪

道路管理者は、なだれ、積雪、結氷、滞留水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努める。

4 水防資機材の整備、点検

市長及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的にするため、融雪出水前に水防資機材の整備、点検を行うとともに、関係機関及び資機材手持業者等とも十分な打合せを行い、資機材の効率的な活用を図る。

5 水防思想の普及徹底

市長及び河川管理者は、融雪出水に際し、住民の十分な協力が得られるよう水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第14節 土砂災害予防計画

この計画では、急傾斜地の崩壊等の土砂災害から住民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にとどめるための予防対策について定める。

1 現況

市内には、土砂災害警戒区域をはじめ、土砂災害の危険性を持つ区域が多数存在している。市内におけるこれらの危険区域は、資料P11「土砂災害警戒区域等一覧」のとおりである。

(資料P11：「土砂災害警戒区域等一覧」)

2 予防対策

(1) 地すべり等予防計画

土地の高度利用や開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび地すべりが発生すると多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるおそれがある。

市は、住民に対し土砂災害警戒区域等（地すべり）の周知に努めるとともに、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）が発生した場合は、速やかに住民に通報し、避難を呼びかける。また、住民自身による防災措置（異常報告、自主避難等）などの周知・啓発を図る。

(2) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）・山腹崩壊予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、がけ崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、がけ崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没により冠水被害にもつながるおそれがある。

市は、住民に対し土砂災害警戒区域等（急傾斜地崩壊）の周知に努めるとともに、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）が発生した場合は、速やかに住民に通報し、避難を呼びかける。また住民自身による防災措置（異常報告、不安定な土壌・浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。さらに、山腹崩壊危険地区の周知に努める。

(3) 土石流予防計画

市は、住民に対し土砂災害警戒区域等（土石流）の周知に努めるとともに、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）が発生した場合は、速やかに住民に通報し、避難を呼びかける。また住民自身による防災措置（異常報告、自主避難等）などの周知・啓発を図る。

3 警戒体制

市は、土砂災害が予想される場合は、当該危険区域の巡視を行い警戒に当たる。警戒巡視に当たって注意する事項は、概ね次のとおりとする。

- ① 表層の状況
- ② 地表水の状況
- ③ 湧水の状況
- ④ 亀裂の状況
- ⑤ 樹木等の傾倒状況

4 避難及び救助

災害時においては、第6章第5節「避難対策計画」（P74）の定めにより、当該地域住民に警告し、避難のため立退きを指示するとともに関係機関に通知し、避難誘導等の協力を求める。

5 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域等（急傾斜の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域。以下「警戒区域等」という。）の指定により、土砂災害防止法第7条の土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備及び住宅などの立地抑制等について定める。

(1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達

① 土砂災害警戒区域等の周知

北海道から送付された指定警戒区域等の図書を市庁舎内で縦覧するとともに、指定警戒区域等の住民周知を図る。なお、土砂災害警戒区域等（箇所名、位置、指定年月日等）及び警戒区域ごとの避難場所等は次のとおり。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所等

(土砂災害警戒区域)

区分	指定河川名 または 住所	区域 の 表示	北海道告示番号 (指定年月日)	土砂災害の 発生原因となる 自然現象	避難場所		
土砂災害警戒区域	温根別小学校裏の沢川	温根別町	第62号 (H22. 1. 26)	土石流	教信寺		
	無名の沢川		第52号 (H24. 2. 3)				
	集会所裏の沢川		第135号 (H31. 2. 26)				
	採石裏の沢川		第134号 (H31. 2. 26)				
	白山の沢川		第135号 (H31. 2. 26)	地すべり			
	温根別川		第106号 (R3. 2. 12)				
	北線 3 4		第 106 号 (R3. 2. 12)				
	白山		第 106 号 (R3. 2. 12)	朝日町中央		第205号 (H28. 3. 22)	土石流
	朝日小学校裏の沢川	第134号 (H31. 2. 26)					
	北一線の沢川	第134号 (H31. 2. 26)					
	奥士別一の沢川	第134号 (H31. 2. 26)					
	奥士別二の沢川	第134号 (H31. 2. 26)	急傾斜地の崩壊				
	朝日 2 区	第135号 (H31. 2. 26)	朝日町登和里		第134号 (H31. 2. 26)	土石流	
	登和里の沢川	第135号 (H31. 2. 26)					
	登沢橋の沢川	朝日町茂志利	第135号 (H31. 2. 26)		土石流	あさひサンライズホール	
	岩尾内の沢川		第134号 (H31. 2. 26)				
	森田裏の沢川		第 106 号 (R3. 2. 12)				
	四線川		第 107 号 (R3. 2. 12)				
	二の沢川	朝日町三栄	第134号 (H31. 2. 26)	土石流	あさひサンライズホール		
	阿部裏の沢川		第135号 (H31. 2. 26)				
	田村裏の沢川	朝日町南朝日	第134号 (H31. 2. 26)	土石流	あさひサンライズホール		
	壬子橋沢川		第134号 (H31. 2. 26)				
	平尾裏の沢川	上士別町	第135号 (H31. 2. 26)	土石流	上士別小・中学校		
	大英一の沢川		第134号 (H31. 2. 26)				
	大和牧場地先の沢川		第135号 (H31. 2. 26)				
	学田二の沢川	西士別	第134号 (H31. 2. 26)	土石流	環境センター		
	学田三の沢川		第134号 (H31. 2. 26)				
	士別西士別	西士別・南士別	第135号 (H31. 2. 26)	急傾斜地の崩壊	士別南中学校		
	清水牧場裏の沢川	南士別	第135号 (H31. 2. 26)	土石流			
	士別南士別 1		第135号 (H31. 2. 26)	急傾斜地の崩壊			
	士別南士別 2		第135号 (H31. 2. 26)	急傾斜地の崩壊			
	日向スキー場沢川	多寄町	第135号 (H31. 2. 26)	土石流	多寄研修センター		
士別 3 4 線西 6	第135号 (H31. 2. 26)		急傾斜地の崩壊				
士別東山 1	東山町	第206号 (H28. 3. 22)	急傾斜地の崩壊	士別市民文化センター			
士別東山 2		第135号 (H31. 2. 26)					
士別東山 3		第135号 (H31. 2. 26)					

(土砂災害特別警戒区域)

区分	指定河川名 または 住所	区 域 の 表 示	北海道告示番号 指定年月日	土砂災害の 発生原因となる 自然現象	避難場所
土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域	集会所裏の沢川	温根別町	第135号(H31.2.26)	土石流	教信寺
	白山の沢川		第135号(H31.2.26)		
	朝日2区	朝日町 中央	第135号(H31.2.26)	急傾斜地の崩壊	あさひサンラ イズホール
	登沢橋の沢川	朝日町 登和里	第135号(H31.2.26)	土石流	
	岩尾内の沢川	朝日町 茂志利	第135号(H31.2.26)	土石流	
	二の沢川		第107号(R3.2.12)		
	田村裏の沢川	朝日町 三栄	第135号(H31.2.26)	土石流	
	平尾裏の沢川	上士別町	第135号(H31.2.26)	土石流	
	大和牧場地先の沢川		第135号(H31.2.26)		
	士別西士別	西士別・ 南士別	第135号(H31.2.26)	急傾斜地の崩壊	士別南中学校
	清水牧場裏の沢川	南士別	第135号(H31.2.26)	土石流	
	士別南士別1		第135号(H31.2.26)		
	士別南士別2		第135号(H31.2.26)		
	日向スキー場沢川	多寄町	第135号(H31.2.26)	土石流	多寄研修セン ター
	士別34線西6		第135号(H31.2.26)	急傾斜地の崩壊	
	士別東山1	東山町	第206号 (H28.3.22)	急傾斜地の崩壊	士別市民 文化センター
士別東山2	第135号(H31.2.26)				
士別東山3	第135号(H31.2.26)				

② ハザードマップの作成・配布

北海道から提供される土砂災害警戒区域等及び避難場所等を記した図面をもとにハザードマップを作成し、地域住民に対し配布する。

③ 警戒・避難に関する情報の収集及び伝達

気象庁、北海道等で提供している気象、降雨や警戒避難に関する情報をインターネットやファクシミリ等により収集し、地域住民に周知する。

(2) 災害時要配慮者関連施設

区分	施設名称	所在地	電話	指定河川	発生原因
学校	温根別小学校	温根別町南1線	27-2310	温根別小学校裏の沢川	土石流

(3) 予報又は警報の発令及び伝達

警戒・避難の基準、警報（避難指示等）発令の判断、予報又は警報などの伝達については、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づく。

(4) 避難・救助体制

避難・救助等については、第6章第5節「避難対策計画」(P78)及び第6章第6節「救助救出計画」(P83)に基づく。

(5) 土砂災害警戒区域等での住宅などの立地抑制等

市は、居室を有する建築物の新築、増改築に際し建築確認申請があったときは、申請建築物が土砂災害に対して安全な構造であるか確認を行う。

第15節 積雪・寒冷対策計画

この計画では、積雪・寒冷期の災害における積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に生ずる支障を軽減するため、市及び防災関係機関が推進する積雪・寒冷対策について定める。

1 積雪対策の推進

市は、国、北海道、防災関係機関と相互に連携協力し、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくりなど総合的、長期的な雪対策の確立と雪害の防止に努める。

2 避難救出措置等

市は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、本章第12節「雪害予防計画」(P47)に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意する。

- ① 積雪・寒冷期に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。
- ② 災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

3 交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため、各道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた多面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

- ① 道路管理者は、一般国道、道道、市道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携のもとに除雪計画を策定する。
- ② 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の確保に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

- ① 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。
- ② 道路管理者は、なだれや地吹雪等による交通障害を予防するため、なだれ防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

(3) 雪上交通手段の確保

市及び関係機関は、積雪期においては道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要なスノーモビルや雪上車などの確保に努める。

(4) 航空輸送の確保

道路交通の一時的な麻痺による豪雪山間地集落の孤立に備え、孤立が予想される集落の近隣におけるヘリポート適地の除雪体制の強化に努める。

4 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

市は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

(2) 積雪期における避難場所、避難路の確保

市及び防災関係機関は、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

5 寒冷対策の推進

(1) 被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。また、応急仮設住宅については、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅の斡旋等により避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(2) 避難所対策

市は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（アルミブランケット等の防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボードなど）の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

なお、冬季における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、屋内トイレにより必要な台数の確保に努める。やむを得ず、屋外トイレを使用する場合は、凍結防止の処置などをしたトイレを民間事業者から調達する。

6 スキー客に対する対策

スキー場でなだれ等の災害が発生した場合、リフト施設、ロッジ等の損壊などにより多数のスキー客の被災が懸念されるため、スキー場管理者は、スキーパトロール隊による救出・避難誘導計画等をあらかじめ定めておくものとする。

第16節 複合災害に関する計画

この計画では、複合災害に対する予防対策について定める。

1 予防対策

- ① 市及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、その備えを充実するよう努める。
- ② 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合は、先発災害に多くの人員等を動員し後発災害に不足が生ずるなど望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実、防災関係機関相互の連携強化に努める。
- ③ 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練などの実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。
- ④ 市は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置などに関する知識の普及・啓発に努める。

第4章 水防計画

この計画は、水防法第33条の規定に基づき、士別市における水防事務の円滑な実施のために必要な事項を定め、洪水に際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1 水防の責任

水防法に定める水防に関する機関及び一般住民等の水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

(1) 士別市

① 水防の責任

市長は、水防法第3条の規定に基づき、市の区域内における水防を十分果たす責任を有する。

② 処理すべき事務又は業務の大綱

- ・水防団の設置（水防法第5条）
- ・平常時における河川等の巡視（水防法第9条）
- ・水防団及び消防機関の出動準備又は出動（水防法第17条）
- ・警戒区域の設定（水防法第21条）
- ・警察官の援助の要求（水防法第22条）
- ・他の水防管理者又は市長村長若しくは消防長への応援要請（水防法第23条）
- ・堤防決壊等の通報、決壊後の措置（水防法第25条、第26条）
- ・避難のための立ち退きの指示（水防法第29条）
- ・水防協力団体の指定（水防法第36条）

(2) 士別市防災会議

① 処理すべき事務又は業務の大綱

- ・浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（水防法第15条）

(3) 居住者等

① 処理すべき事務又は業務の大綱

- ・水防活動への従事（水防法第24条）

2 水防組織

第2章第2節「災害対策本部」（P17）に定めるところに準じ、水防に関する事務を処理する。

3 水害危険区域

市の区域内の河川等で、水防上特に重要な警戒防御区域は、資料P7「重要水防箇所一覧」に掲げるとおりである。

（資料P7：「重要水防箇所一覧」）

4 水防活動に用いられる予報及び警報等

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類は、第2章第4節「気象業務に関する計画」（P28）に掲げるもののうち、水防活動用気象警報及び注意報、指定河川洪水予報、水防警報、地方気象情報、府県気象情報、台風に関する気象情報、記録的短時間大雨情報である。

なお、特別警報は、水防活動の利用には適合しないため、水防活動では用いない。

5 水防活動に用いられる予報及び警報の伝達

水防活動用気象警報及び注意報、指定河川洪水予報、水防警報の伝達は、第2章第4節「気象業務に関する計画」（P28）の伝達系統図による。

6 水位情報の通知及び周知

水防法第13条の規定により指定された水位周知河川の水位が避難判断水位に達したときは、水位又は流量を示してその旨通知され、また必要に応じて報道機関の協力のもと一般市民に周知にされる。なお、水位情報の通知は、水防警報の伝達系統図（P34）により行われる。

7 雨量、水位観測所

市の区域内に設置された雨量観測所、水位観測所は次のとおりである。

(1) 旭川地方気象台管理

種別	観測所名	所在地
雨量	士別	武徳町884-4
雨量	朝日	朝日町中央4038-8

(2) 旭川開発建設部管理及び上川総合振興局旭川建設管理部管理

種別	観測所名	河川名	備考
水位	奥士別	天塩川	テレメーター
水位	似峽	似峽川	テレメーター
水位	茂志利	天塩川	テレメーター
水位	剣和	天塩川	テレメーター
水位	九十九橋	天塩川	テレメーター
水位	士別	剣淵川	振興局管理
水位	温根別	犬牛別川	振興局管理
水位	おねべツ川	温根別川	振興局管理

種別	観測所名	河川名	備考
雨量	朝日ペンケ	ペンケヌカンプ川	テレメーター
雨量	岩尾内ダム	天塩川	テレメーター
雨量	二子森	サックル川	テレメーター
雨量	上似峽	似峽川	テレメーター
雨量	天塩岳	天塩川	テレメーター
雨量	士別東	天塩川	テレメーター
雨量	北温根別	温根別川	テレメーター
雨量	おねべツ川	温根別川	振興局管理
雨量	白山	犬牛別川	振興局管理

8 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集

市又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無にかかわらず、インターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努める。

また、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている市町村向けの「防災情報提供システム」や国土交通省「市町村向け川の防災情報」、一般向けの国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオ等を活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努める。

(1) 市町村向け情報提供

- ① 国土交通省「市町村向け川の防災情報」（統一河川情報システム）
<http://city.river.go.jp/>（携帯電話用有り）
 雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等

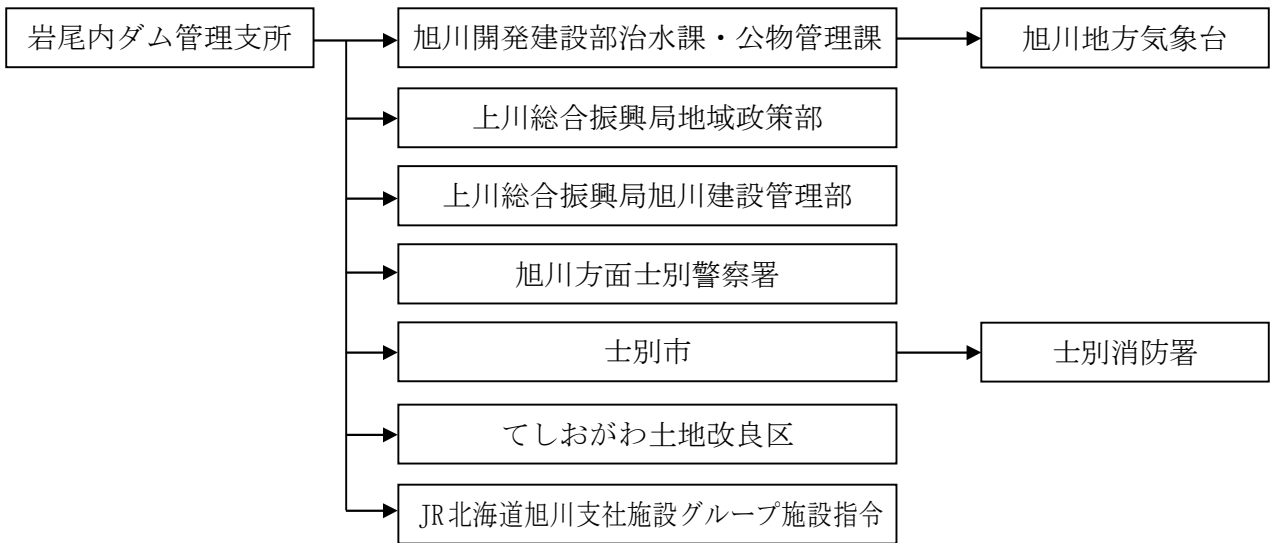
(2) 一般向け情報提供

- ① 国土交通省「川の防災情報」
<http://www.river.go.jp/>（携帯電話用 <http://i.river.go.jp/>）
 雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等
- ② 北海道防災情報（防災対策支援システム）
<http://www2.bousai-hokkaido.jp/pc/>
 気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス
- ③ 旭川地方気象台ホームページ
<https://www.data.jma.go.jp/asahikawa/index.html>
 気象情報、レーダー・アメダス解析雨量
- ④ 気象庁ホームページ
<https://www.jma.go.jp/>
 気象情報、レーダー・アメダス解析雨量

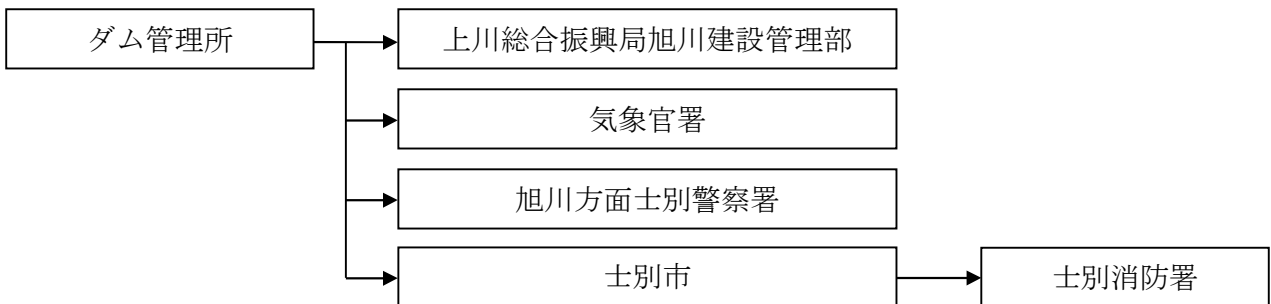
9 ダム情報

ダム管理者は、出水時の放流を行うときは、放流に伴う下流水域の危害予防のため、関係機関に対しその操作を予報し、通知する。ダム操作の情報系統図は次のとおりである。

(1) 岩尾内ダム



(2) ポンテシオダム



10 水防通信連絡

災害時における情報及び被害報告等の通信連絡方法は、第6章第2節「災害通信計画」(P72)による。

11 水防施設

(1) 水防倉庫及び水防資器材

市は、施設維持センターに重要水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資器材の種類・数量を蓄えておく。

(2) 水防資器材の調査等

市は、水防資器材の確保のため、市内において水防資器材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資器材の使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておく。

(3) 北海道が保有する水防資器材の払出し

市は、水防活動に必要な水防資器材に不足を生じ、他に調達の方法がないときは、道有水防倉庫(防災資機材備蓄センター)を管理する総合振興局長に道有水防倉庫の水防資器材の払出しを申請することができる。

12 輸送の確保

輸送の確保については、第6章第9節「輸送計画」(P87)による。

13 非常監視及び警戒

市は、非常配備体制をとったとき、又は水防上必要があると認めたときは、市内の水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは速やかに当該河川管理者に連絡し、水防作業を実施しなければならない。

監視警戒に当たり、特に留意する事項は次のとおりである。

- ① 居住地側堤防斜面の漏水又は堤防内の浸透水の飽和による亀裂及び崩れ
- ② 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は一部流出（崩壊）
- ③ 堤防上面の亀裂又は沈下
- ④ 堤防から水があふれている状況
- ⑤ 樋門の両袖又は底部からの漏水と、扉の閉まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構築物と取付け部分の異常
- ⑦ ため池等については、①から⑥までのほか次の事項について注意する。
 - ・堤体の漏水、亀裂及び法崩れ
 - ・樋管の漏水による亀裂及び法崩れ
 - ・取水施設、余水吐、放水路等の状態
 - ・流入水及び浮遊物の状況
 - ・地すべり等の崩落状況

14 重要水防箇所

国土交通省管理河川及び道管理河川における重要水防箇所は、資料P7「重要水防箇所一覧」のとおりである。

(資料P7：「重要水防箇所一覧」)

15 警戒区域

(1) 警戒区域の指定

水防法第21条の規定により、水防上緊急の必要がある場所においては水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

(2) 警察官による警戒区域の設定

(1)の場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

16 安全配慮

洪水、内水いずれの場合にも水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導、水防活動の際も、水防団自身の安全は確保しなければならない。

17 水防作業

水防工法を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐために、堤防の構造、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し、迅速的確に作業を実施する。

市は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

18 避難のための立退き

災害による避難のための立退きの指示等は、次に定めるもののほか第6章第5節「避難対策計画」(P78)に定めるところによる。

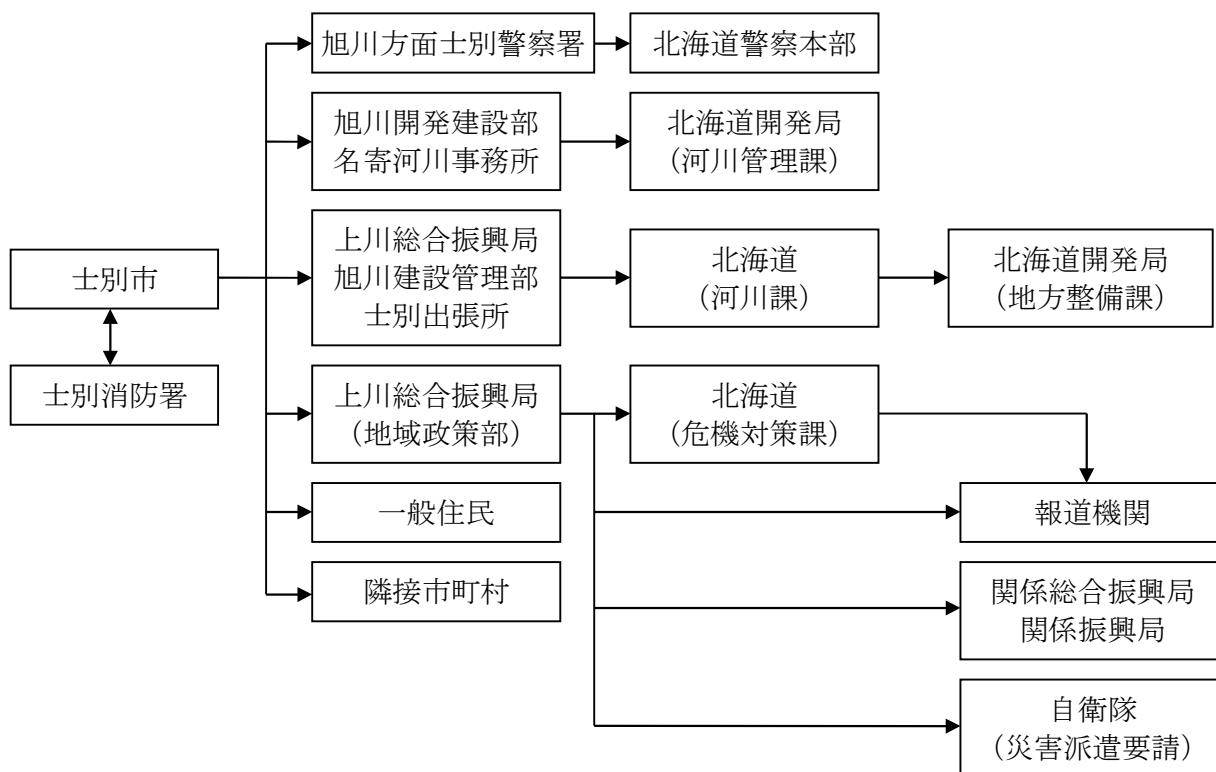
- ① 水防法第29条の規定により、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた道の職員又は市長は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。
- ② 市は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を上川総合振興局長に速やかに報告する。
- ③ 市は、あらかじめ危険が予測される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

19 決壊・越水通報

(1) 決壊・越水の通報

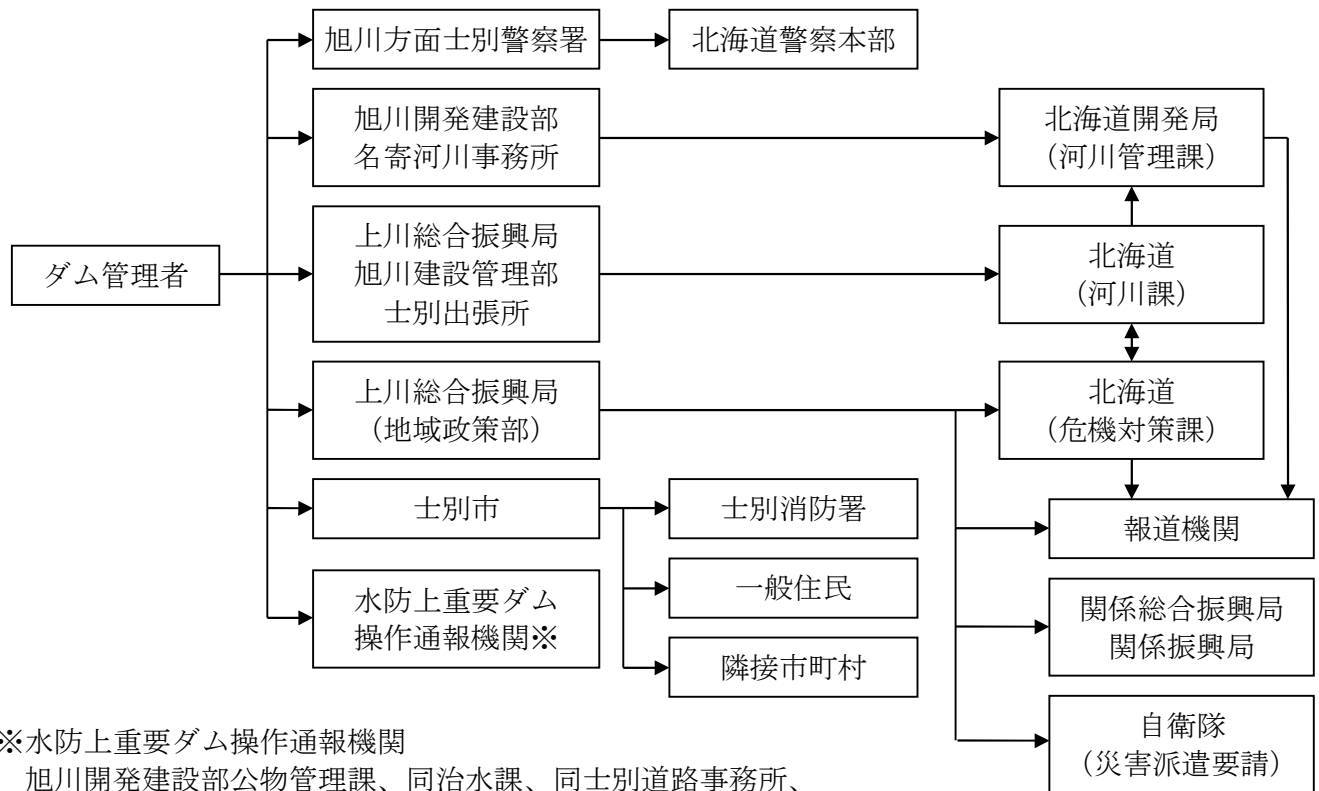
水防法第25条の規定により、水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したときは、市長、消防長又はダム等の管理者は、直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報するものとする。

(2) 堤防等の決壊・越水通報系統図



(注) 消防長は、市長（市の職員）が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは、上記通報図に準じて通報を行うものとする。

(3) 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図



※水防上重要ダム操作通報機関

旭川開発建設部公物管理課、同治水課、同士別道路事務所、
留萌開発建設部治水課、北海道企業局鷹泊発電管理事務所、
JR北海道旭川支社施設グループ施設指令、てしおがわ土地改良区

(4) 決壊・越水後の措置

水防法第26条の規定により、堤防その他の施設が決壊・越水したときにおいても、市長、消防長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

20 水防警報解除

市は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知する。

21 河川管理者の協力

河川管理者（北海道開発局長又は北海道知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に、それぞれ（1）又は（2）の協力を行う。

(1) 北海道開発局長の協力事項

- ① 水防管理団体に対して、河川に関する情報（天塩川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- ② 重要水防箇所の合同点検の実施
- ③ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ④ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- ⑤ 洪水、津波等により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾンの派遣）

(2) 北海道知事の協力事項

- ① 水防管理団体に対して、河川に関する情報（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供

- ② 重要水防箇所の手同点検の実施
- ③ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ④ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の備蓄資器材の貸与

22 相互協力及び応援

(1) 水防管理団体相互間の応援

水防法第23条第1項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、市長は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求める。

また、同項の規定により応援を求められたときは、自らの水防に支障がない限り求めに応じる。

水防法第23条第2項の規定により、応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行動する。

水防法第23条第1項の規定による応援は、北海道及び市町村相互の応援に関する協定、災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書等の相互応援協定等に基づき行う。

(2) 警察官の援助の要求

水防法第22条の規定により、市長は、水防のため必要があると認めるときは、旭川方面士別警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ旭川方面士別警察署長と協議しておく。

(3) 自衛隊の災害派遣の要請の要求

自衛隊法第83条第1項の規定により、市長は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、第6章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」(P107)に定めるところにより、上川総合振興局長に自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

派遣要請の要求に当たっては、次の事項を明らかにする。

- ① 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 派遣部隊が展開できる場所
- ⑤ 派遣部隊との連絡方法その他参考となるべき事項

23 水防信号、水防標識及び身分証票

(1) 水防信号

水防法第20条の規定により知事が定める水防信号は、次のとおりである。

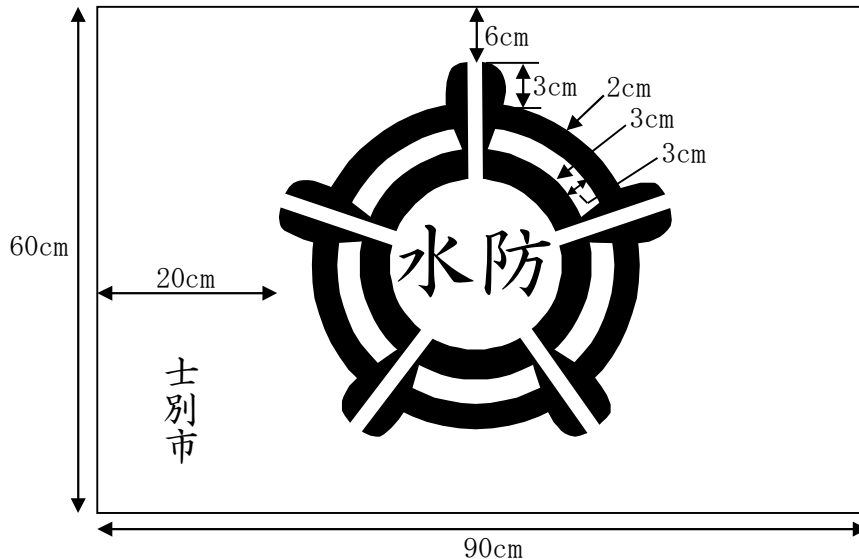
- ① 第1信号 はん濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
- ② 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- ③ 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- ④ 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
- ⑤ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○-休止-○-休止-○-休止-○-休止
第2信号	○-○-○ ○-○-○	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○-休止-○-休止-○-休止-○-休止
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○-休止-○-休止-○-休止-○-休止
第4信号	乱打	約 1分 5秒 1分 5秒 1分 5秒 1分 5秒 ○-休止-○-休止-○-休止-○-休止

- 備考 1 信号は適宜の時間継続すること。
 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

(2) 水防標識

水防法第18条の規定により、知事が定める水防のために出動する車両の標識は次のとおりである。



(注) 水防の字は赤で書くこと。外枠は黒、地は白のこと。

(3) 士別市の職員等の身分証票

水防法第49条第1項に定める業務を行うための市の職員及び消防機関に属する者の身分証票は、次のとおりとする。

(表)	(裏)
<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">水防立入調査員証</p> <p style="text-align: center;">所 属 職・氏名</p> <p>上記の者は、水防法第49条第1項の規定により必要な土地に立ち入ることができる職員であることを証明します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">士別市長 印</p>	<p style="text-align: center;">水防法（抜粋）</p> <p>第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。</p> <p>2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p>

9cm

6cm

24 費用負担と公用負担

(1) 費用負担

① 費用負担

水防法第41条の規定により、士別市の水防に要する費用は、士別市が負担する。

水防法第23条第3項及び第4項の規定により、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と協議して定める。

② 利益を受ける市町村の費用負担

水防法第42条第1項、第2項及び第3項の規定により、士別市の水防によって、士別市の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担する。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防により著しく利益を受ける市町村と協議して定める。

当該協議が成立しないときは、市長は、知事に斡旋を申請することができる。

(2) 公用負担

① 公用負担

法第28条第1項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、市長又は消防長は、水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ・必要な土地の一時使用
- ・土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ・車両その他の運搬用機器の使用
- ・工作物その他の障害物の処分

② 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、市又は消防機関の所属職員の場合はその身分を示す証明書を、市長又は消防長から委任を受けた者は、次に定める公用負担権限委任証を携帯し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

第 号

公用負担権限委任証

住 所
所 属
職・氏名

上記の者に 区域における水
防法第 28 条第 1 項の権限行使につい
て委任したことを証明します。

年 月 日

委任者 氏 名 印

9cm

6cm

③ 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する者は、次に定める公用負担命令票を 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付する。

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

命令者 職 氏 名 印

公用負担命令票

水防法第 28 条第 1 項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。

1 目的物

(1) 所在地

(2) 名称

(3) 種類 (又は内容)

(4) 数量

2 負担内容
(使用・収用・処分等について詳記すること)

(日本工業規格 A 4 版)

④ 損失補償

水防法第28条第2項の規定により、市長は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

25 水防報告

(1) 水防報告

市長は、次に定める事態が発生したときは、速やかに上川総合振興局長に報告する。

- ① 水防団及び消防機関を出動させたとき。
- ② 他の水防管理団体に応援を求めたとき。
- ③ その他報告を必要と認める事態が発生したとき。

(2) 水防活動実施報告

市長は、水防活動が終了したときは、遅滞なく記録を整理し、次の調査対象期間ごとに水防活動実施報告書を作成のうえ、所定の期日までに上川総合振興局長に報告する。

【調査対象期間】 1月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～12月

26 水防訓練

水防法第32条の2の規定により、市は、毎年消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図る。

27 水防協力団体

(1) 水防協力団体の指定

水防法第36条第1項の規定により、市長は、(2)に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

水防法第36条第2項の規定により、市長は、水防協力団体を指定したときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

(2) 水防協力団体の業務

水防法第37条の規定により、水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- ① 消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- ② 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- ③ 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- ④ 水防に関する調査研究を行うこと。
- ⑤ 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと
- ⑥ ①から⑤までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(3) 消防団等との連携

水防法第38条の規定により、水防協力団体は、水防を行う消防機関との密接な連携のもとに(2)に掲げる業務を行うものとする。

第5章 天塩川等洪水ハザードマップ

第1節 策定の根拠・方法等

第2節 洪水予警報の伝達方法及び災害時要配慮者関連施設

第3節 指定緊急避難場所・指定避難所

第1節 策定の根拠・方法等

1 根拠法令

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保と水災による被害の軽減を図るため、降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定する。

また、同条第3項の規定により指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村長に通知を行う。

このことにより、同法第15条の規定に基づき市防災会議は、市地域防災計画において、洪水予報の伝達方法・避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものである。

2 策定の方法

天塩川の浸水想定区域は、概ね1000年に1回程度起こる大雨（天塩川流域の3日間雨量343mm）が降ったことにより天塩川上流が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものである。

剣淵川、犬牛別川、温根別川の浸水想定区域についても、概ね1000年に1回程度起こる大雨（剣淵川流域は24時間雨量423mm、犬牛別川流域及び温根別川流域は24時間雨量457mm）が降ったことにより、氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものである。

また、新タヨロマ川をはじめとする市内26の河川についても、1時間あたりの雨量（60～120mm）を想定して、洪水氾濫危険区域を求めたものである。

3 浸水想定区域

市内において、水防法第14条第1項の規定により浸水想定区域の指定を行っている河川は次のとおりである。

- ① 天塩川水系天塩川
- ② 天塩川水系剣淵川
- ③ 天塩川水系犬牛別川
- ④ 天塩川水系温根別川

4 洪水ハザードマップ

北海道開発局又は北海道知事の浸水想定区域に関しての水深の公表に伴い、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置として、区域内の水深及び避難所等に関する情報を記載した印刷物を住民に配布する。

配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。

第2節 洪水予警報の伝達方法及び災害時要配慮者関連施設

浸水想定区域に関する洪水予警報の伝達方法は、第2章第4節「気象業務に関する計画」において定める「洪水予報伝達系統図」（P33）又は「水防警報伝達系統図」（P34）による。

水防法第15条の規定による浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保を必要とする「災害時要配慮者関連施設」（主に高齢者その他の災害時要配慮者が利用する施設）は、次のとおりである。

浸水想定区域内災害時要配慮者関連施設

区分	施設名称	所在地	電話	FAX	河川名
保育所	上士別保育園	上士別町16線南2	24-2478	24-2478	天塩川
グループホーム	絆	朝日町中央4026番地	28-2230		天塩川
児童館	あけぼの子どもセンター	東3条10丁目2番地2	23-3274	23-3284	剣淵川
保育所	南町保育園	東2条14丁目	23-1789	23-1789	剣淵川
保育園	あいの実保育園	東5条7丁目	26-7100		剣淵川
幼稚園	士別幼稚園	大通西4丁目	23-2766	22-4474	剣淵川
幼稚園	カトリック士別幼稚園	東3条1丁目	22-3502	23-5393	剣淵川
幼稚園	瑞祥幼稚園	大通東10丁目	23-2729	23-3348	剣淵川
グループホーム	和	東1条2丁目440番地	22-1756		剣淵川
介護施設	至福の館 金さん銀さん	大通東15丁目	29-7171	29-7172	剣淵川
介護施設	紫苑館	東1条15丁目	26-7878		剣淵川
介護施設	一期一会	西1条18丁目	22-4260	22-0680	剣淵川
老人ホーム	佳しの木	西1条18丁目	22-4260		剣淵川
老人ホーム	せんの木	西1条18丁目	22-0510		剣淵川
老人ホーム	あじさい	東6条5丁目	22-3966	22-3986	剣淵川

第3節 指定緊急避難場所・指定避難所

洪水（土砂災害等を含む。）時の指定緊急避難場所及び指定避難所は、資料P14「指定緊急避難場所及び指定避難所一覧」のとおりである。

なお、洪水ハザードマップでは、各地域における避難所を分かりやすく明確にするため、指定緊急避難場所及び指定避難所のうち次のものを優先的に避難所として指定している。

士別市洪水ハザードマップ指定避難所

避難所	住所	該当自治会
いきいき健康センター	西2条3丁目1924番地3	にってん、観月、七星、南親会、親和、第9、駅南、北光（西部）
士別市民文化センター	士別市東6条4丁目1番地	北光（東部）、兵村、北町、屯田、九十九、宮下、第1、東山（北部）、桜丘、親栄、第三、第4、5町内、中央、東丘、創成、川西、中士別
士別南中学校	東4条17丁目	東山（南部）、あけぼの、東栄、南町南栄、南町第2、南町南郷、南町南進、南町南光
南士別自治会館	南士別町	南士別
環境センター	西士別町2549番地	学田、西士別
多寄研修センター	多寄町36線西4番地	多寄地区自治会、下士別、武徳
上士別小・中学校	上士別町16線南2番地	上士別地区自治会

避難所	住所	該当自治会
教信寺	温根別町2676	温根別地区自治会
あさひサンライズホール	朝日町中央4038番地	朝日地区自治会
保健福祉センター	東11条5丁目3029番地	1000年に1度の大雨が予想される場合に開設し、自治会関係なく、災害対策本部の指示により避難者を受け入れる。
ほくと子どもセンター	東4条北5丁目	
土別神社	東8条北1丁目436番地	
土別同友会カントリークラブ	東8条15丁目	
北星保育園	東5条北5丁目	
土別小学校(2階以上)	東3条北3丁目	
翔雲高校	東6条北6丁目	
総合体育館(2階以上)	東4条3丁目	
兼内公民館	上土別町25線北2番地	
多寄小・中学校	多寄町37線西2番地	
糸魚小学校	朝日町中央4050番地	
朝日中学校	朝日町中央4050番地	
あさひスキーロッジ	朝日町中央6656番地	

(資料P13：「指定緊急避難場所及び指定避難所一覧」)

第6章 災害応急対策計画

- 第1節 災害情報集・伝達計画
- 第2節 災害通信計画
- 第3節 災害広報計画
- 第4節 応急措置実施計画
- 第5節 避難対策計画
- 第6節 救助救出計画
- 第7節 災害警備計画
- 第8節 交通応急対策計画
- 第9節 輸送計画
- 第10節 食料供給計画
- 第11節 給水計画
- 第12節 上下水道施設対策計画
- 第13節 衣料、生活必需物資供給計画
- 第14節 石油類燃料確保計画
- 第15節 電力施設災害応急計画
- 第16節 医療救護計画
- 第17節 防疫計画
- 第18節 廃棄物等処理計画
- 第19節 家庭動物対策計画
- 第20節 文教対策計画
- 第21節 住宅対策計画
- 第22節 被災宅地安全対策計画
- 第23節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画
- 第24節 障害物除去計画
- 第25節 応急土木対策計画
- 第26節 農林業対策計画
- 第27節 労務供給計画
- 第28節 ヘリコプター要請・活用計画
- 第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画
- 第30節 広域応援計画
- 第31節 職員応援派遣計画
- 第32節 防災ボランティアとの連携計画
- 第33節 災害義援金募集配分計画
- 第34節 災害応急金融計画
- 第35節 災害救助法の適用と実施

災害応急対策計画は、基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画で、同条第2項に定める災害応急対策の実施責任者が実施するものである。

第1節 災害情報収集・伝達計画

主な本部関係部署 総務対策部総務班

この計画では、災害応援対策等の実施のため必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等について定める。

1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に共有するものとする。

(1) 災害情報等収集及び連絡

- ① 市長は、災害時、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を関係機関に連絡する。
- ② 災害情報等の伝達・連絡体制は、第2章第4節「気象業務に関する計画」(P28)に準ずるものとし、資料P18「防災関係機関連絡先一覧」を利用する。

(2) 北海道への通報

市及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により北海道（上川総合振興局）に通報する。

- ① 災害の状況及び応急対策の概要 ⇒ 発災後速やかに
- ② 災害対策本部等の設置 ⇒ 災害対策本部等を設置したとき直ちに
- ③ 被害の概要及び応急復旧の見通し ⇒ 被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
- ④ 被害の確定報告 ⇒ 被害状況が確定したとき

(3) 北海道への被害状況報告

災害が発生した場合、市長は、資料P21「災害情報等報告取扱要領」に基づき北海道（上川総合振興局）に報告する。ただし、資料P32に掲げる「直接即報基準」に該当する火災・災害等については、第1報を直接消防庁に報告する。

消防庁連絡先

○平日

応急対策室	NTT 回線	電話	03-5253-7527	FAX	03-5253-7537
	衛星通信	電話	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49033

○夜間休日

宿直室	NTT 回線	電話	03-5253-7777	FAX	03-5253-7553
	衛星通信	電話	048-500-90-49102	FAX	048-500-90-49036

○災害対策本部設置時

情報集約班	NTT 回線	電話	03-5253-7510	FAX	03-5253-7553
	衛星通信	電話	048-500-90-49175	FAX	048-500-90-49036

災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告するものとし、報告の区分は、速報、中間報告、最終報告とする。また、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報収集に努め、被害の詳細が把握できない状況にあっても、当該情報を迅速に北海道（上川総合振興局）及び国（消防庁）に報告するよう努める。

(資料P18：「防災関係機関連絡先一覧」)

(資料P20：「災害情報等報告取扱要領」)

(資料P31：「直接即報基準」)

第2節 災害通信計画

主な本部関係部署 総務対策部総務班

1 通信手段の確保等

市及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話株式会社等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備、衛星携帯電話等の移動通信回線の活用等により行うものとし、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

2 電話、電報の優先利用及び通信途絶時における措置等

前項における通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

(1) 電話による通信

電気通信業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。

なお、災害時優先電話は、発信は優先されるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること

(2) 電報による通信

① 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

② 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

なお、非常扱いの電報は、緊急扱いの電報より優先する。

③ 非常・緊急電報の利用方法

1 115番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す

2 NTTコミュニケータが出たら

- ・「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。
- ・あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。
- ・届け先、通信文等を申し出る。

④ 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

- ・非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地道の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のために緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	鉄道の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間、防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と前各欄に掲げる機関との間

・緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に関わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救助、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間 （上記表の8に掲げるものを除く） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と(1)の機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と警察機関との間
3 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
4 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道、ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (3) 国又は地方公共団体（①の表、本表1～5(2)に掲げるものを除く）相互間

(3) 公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、概ね次のとおりである。

- ① 市移動系防災行政無線による通信
市が所有する移動系防災行政無線を使用して行う。
- ② 北海道総合行政ネットワークによる通信
北海道の本庁、総合振興局又は市町村等を経る行う。
- ③ 衛星携帯電話による通信

市が所有する衛星携帯電話を使用して行う。

- ④ 消防無線による通信
士別地方消防事務組合消防本部、消防署、同移動局（消防車）等を経て行う。
- ⑤ 警察電話又は警察無線による通信
北海道警察本部、方面本部、警察署、同移動局（パトカー）等を経て行う。
- ⑥ 北海道開発局関係無線による通信
北海道開発局、開発建設部を経て行う。
- ⑦ 北海道総合通信局からの非常貸与による移動通信機器による通信
北海道総合通信局から移動通信機器の貸与を受けて通信を行う。貸与を希望する場合は、総務省総合通信局防災対策推進室（電話011-747-6451）に必要事項を連絡し、依頼する。

(4) 通信途絶時等における措置

(1)から(3)までに掲げる各通信系を持って通信を行うことができないとき、又は著しく困難であるときは、陸上自衛隊の通信網や北海道旅客鉄道株式会社の鉄道電話を通じた通信依頼、アマチュア無線等を活用するなど、臨機の措置を講じて通信の確保を図る。

第3節 災害広報計画

主な本部関係部署 総務対策部総務班
市民対策部自治・広報班

この計画では、災害時に被災地住民や市民、報道機関等に対して正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとられるようにするために市が行う災害広報について定める。

1 予防対策広報

平常時においては、各種災害に備えての知識、準備等について、市広報紙等を通じて適宜周知する。また、災害時には、予想される災害の規模や被害を防止する上での注意事項等について、戸別受信機を含む同報系防災行政無線、生活情報アプリ、電話、広報車等で周知する。

2 災害時の広報

災害時には、市と防災関係機関が連絡を密にして広報活動を行う。

(1) 災害情報等の収集

災害情報等の収集は、次に掲げるところによる

- ① 災害現場の情報収集及び写真撮影
- ② 報道機関その他関係機関及び住民等の取材による写真の収集
- ③ その他関係する資料の収集

(2) 発表責任者及び広報班

- ① 災害情報等の発表及び広報は、市民自治対策部長が責任者としてその任に当たる。
- ② 災害情報等の広報活動は、市民自治対策部自治環境・広報班が行う。なお、事前に本部長の承認を得ることとし、一般職員にも庁内放送・庁内LANにより状況の推移を周知する。

(3) 広報の方法及び内容並びに報道機関に対する発表

- ① 広報の方法
一般住民及び被災者に対する広報は、広報車、チラシ、電話、同報系防災行政無線、生活情報アプリ（しべつ暮らしナビ）、Lアラート（災害情報共有システム）、SNS等によるものとし、状況により放送局、新聞社等の報道機関に協力を求め迅速に行う。
- ② 広報の内容
広報の内容は、次のとおりとし、災害情報及び応急措置の状況などを具体的にわかりやすく行

う。なお、災害時避難行動要支援者に対する伝達には特に留意する。

- ・災害情報及び関係機関、住民への注意事項
- ・避難場所の位置及び危険区域等
- ・災害応急対策及び復旧事業の実施状況
- ・火災状況（発生箇所、避難指示等）
- ・交通及び通信の状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域等）
- ・医療救護所の開設状況
- ・給食、給水実施状況（日時、場所、量、対象者等）
- ・医療、生活必需品等供給状況（日時、場所、種類、量、対象者等）
- ・住民の心得等人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項

③ 報道機関に対する発表

収集した被害状況、災害情報等は、その都度次の要領により報道機関に対して発表する。また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各報道機関が行う独自の取材活動に対して積極的に情報・資料を提供するなどして協力するものとする。

- ・災害の種別（名称）及び発生年月日
- ・災害発生場所又は被害甚大地域
- ・被害状況（交通、通信、火災、電気・ガス・上下水道、道路・橋梁等の被害状況）
- ・災害救助法適用の有無
- ・応急対策の状況
- ・本部の設置又は廃止
- ・人心・民生の安定及び社会秩序保持のために必要な事項

④ 各関係機関等に対する連絡

必要がある場合は、市内の公共機関、各種団体等に対して災害情報を提供する。

(4) 住民等からの問合せ体制

総務対策部総務班は、住民等からの被害情報や生活関連情報の問い合わせ、苦情に対する対応に当たる。また、被災状況により被災者相談所を開設したときは、速やかに広報車等により住民に周知するとともに、住民からの要望事項は直ちに所管対策部又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努める。

第4節 応急措置実施計画

主な本部関係部署 総務対策部総務班

この計画では、災害時において市及び防災関係機関が実施する応急措置について定める。

1 応急措置の実施責任者

基本法その他法令に定める応急措置の実施責任者は、次のとおりである。

- (1) 市長、市の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等
- (2) 水防管理者（市長）
- (3) 消防機関の長（土別地方消防事務組合消防長）
- (4) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- (5) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- (6) 北海道知事
- (7) 警察官等
- (8) 指定公共機関及び指定地方公共機関

2 市長が実施する応急措置

措置区分	措置内容等	根拠法令
警戒区域の設定	人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	基本法第63条第1項
応急公用負担等の実施	<ol style="list-style-type: none"> ① 応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。この場合、占有者等に対する通知又は公示を行い、当該処分により通常生ずべき損失の補償を行う。 ② 現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができる。この場合、除去した工作物等を保管し、占有者等に対し当該工作物を返還するため、必要な事項の公示を行う。 ③ 応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。 	基本法第64条、第65条
他の市町村長等に対する応援の要求	応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合、応援を求められた市長村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。また、応援に従事する者は、市長の指揮のもとに行動するものとする。	基本法第67条
北海道知事に対する応援の要求	応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。この場合、北海道知事は正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。	基本法第68条
損害補償	応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。	基本法第84条第1項

第5節 避難対策計画

主な本部関係部署 健康福祉対策部救護班
初動警戒・避難所対策班

この計画では、災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置について定める。

1 避難実施責任者及び措置内容並びに連絡及び協力

災害時において、人の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認めるときは、市長等避難実施責任者は、次により避難のための立退きの指示を行う。また、避難時の周囲の状況等により屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を指示する。

(1) 避難実施責任者及び要件

実施責任者	避難指示、安全確保措置指示を行う要件	根拠法令
市長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき 	基本法第60条 第1項～第5項 水防法第29条
北海道知事	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき 	基本法第60条 第6項～第8項
警察官	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が避難指示、安全確保措置の指示をすることができないと認めるとき ・市長から要求があったとき ・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合 	基本法第61条 基本法第61条 警察官職務執行法第4条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	<ul style="list-style-type: none"> ・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合 	自衛隊法第94条
北海道知事、知事の命を受けた北海道職員	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき ・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき 	水防法第29条 地すべり等防止法第25条

(2) 連絡及び協力

北海道知事、市長及び士別警察署長は、避難のための立退きの指示又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行った場合は、相互に連絡を取り合うものとする。

また、士別警察署長は、市長が行う避難指示について、関係機関と協議し、諸般の情勢を総合的に判断し、指示等の時期、避難先、事後の警備措置等に必要な助言と協力を行うものとする。

2 高齢者等避難及び避難指示並びに屋内での待避等の安全確保措置指示区分の基準

種別	発令基準
高齢者等避難	① 避難行動要支援者など特に避難行動に時間を要する者（その支援者も含む。）が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まったとき。 ② 避難に時間を要する人以外も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難することが適当であるとき

種別	発令基準
避難指示	① 高齢者等避難より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断される時。 ② 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断される時。 ③ 状況が悪化又は著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められる時。
屋内での待避等の安全確保措置指示	① 避難を行うことによりかえって人の生命、身体に危険が及ぶおそれがあると認められる時。

※高齢者等避難、避難指示を以下「避難指示等」という。

3 避難指示等及び屋内での待避等の安全確保措置指示の周知

避難指示等又は屋内での待避等の安全確保措置指示は、第2章第4節「気象業務に関する計画」(P28)に定める伝達システムにより、警察、消防等関係機関と密接な連絡をとりながら周知する。

(1) 周知すべき事項

- ① 避難指示等又は屋内での待避等の安全確保措置指示の理由及び内容
- ② 避難場所及び経路
- ③ 火災、盗難の予防措置等（灯油・ガスの元栓閉鎖、戸締り等）
- ④ 携行品（食料、懐中電灯、水等、携帯用ラジオ、着替え、タオル等必要最小限のもの）

(2) 周知の方法

住民に対する避難指示等又は屋内での待避等の安全確保措置指示の周知の方法は、次に掲げるところによる。

- ① 同報系防災行政無線による方法
同報系防災行政無線を使用し周知する。
- ② 広報車による方法
市、消防機関の広報車により、関係する地域を巡回して住民に周知する。なお、状況により警察の広報車等の出動を要請する。
- ③ 緊急速報メール、生活情報アプリ（しべつ暮らしナビ）等SNSによる方法
緊急速報メール、生活情報アプリ（しべつ暮らしナビ）等SNSを使用し周知する。
- ④ 公共放送による方法
NHK、民間放送局に対し、避難指示等を行った旨を連絡し、関係住民に周知すべき事項を提示して放送の協力を要請する。
- ⑤ 伝達員等による方法
避難指示等を行ったのが夜間であり、停電時で風雨が激しい場合、あるいは交通遮断等により完全周知が困難であると予想される場合は、市民自治対策部自治環境・広報班が消防職員や消防団員の協力を得て、関係地域の住民を個別に訪問して周知することとし、特に災害時避難行動要支援者に留意する。また、拡声器やメガホン、電話なども利用する。

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
5	指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保
4	危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
3	高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 その他の者は避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難
2	避難に備え自らの避難行動を確認する	洪水注意報、大雨注意報
1	災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）

4 避難方法

(1) 避難誘導

住民の避難誘導は、避難所開設職員が誘導員としてこれを行い、状況により消防職員、消防団員、警察官の協力を得る。

災害時避難行動要支援者の避難（誘導）は、それぞれの自治会のコーディネーターが作成した個別計画（避難共助計画）によるものとし、各自治会等で対応できない要支援者に対しては、災害対策本部で対応する。

(2) 移送の方法

① 災害が小規模な場合

避難は、避難者自らが行くことを原則とするが、自力による避難、立退きが困難な避難行動要支援者等の場合は、車両で移送する。

② 災害が大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、市のみでは措置できない場合は、北海道に対し応援を求めて実施する。

(3) 避難場所

避難場所（避難地、避難所）は、第3章第6節「避難体制整備計画」（P42）による。

5 避難路及び避難場所の安全確保

避難誘導員、警察官その他避難措置の実施者は、避難路・避難場所の安全確保のため、支障物等の排除を行うものとする。

6 避難所の開設

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

市長は、避難所を開設する必要があると判断した場合は、避難所管理者にその旨を連絡するとともに、避難所開設職員を連絡員として駐在させる。

その際、次の学校が避難所として開設した場合、公衆無線LANを開放する。（土別小、土別中、土別南小、土別南中の場合）

(2) 福祉避難所の指定及び開設

市長は、福祉避難所を開設する必要があると判断した場合は、使用する施設を指定し、北海道（上川総合振興局）に対し指定の旨の報告をする。開設にあたって、健康福祉対策部救護班は、福祉避難所との連絡体制を整備し、必要な人員及び物資の確保に努める。

特に、要配慮者に対しては、「災害時における福祉避難所の確保に関する協定」を締結した宿泊施設を活用するなど必要な措置を講ずる。

(3) 民間施設等の活用

市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を勘案し、必要に応じて旅館やホテル等の民間宿泊施設、公営住宅、民間賃貸住宅等の利用、空き家等の活用を検討するものとする。

また、市は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から総務部と健康福祉部が連携して、必要な場合には、ホテル等の民間宿泊施設の活用を含めて検討するよう努めるものとする。

7 避難所の運営

避難所の運営にあたっては、「避難所運営マニュアル」によるが、特に次の事項に留意する。

① 避難所は、避難者が一定期間生活を送る場所であるため、避難所における情報の伝達、食料・水等の配布、清掃等は、「避難者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営する。」を原則とする。また、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

② 避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りにきている被災者、車中泊の被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

③ 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、避難所における食事の工夫、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処

理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。この際、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努めるものとする。

- ④ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- ⑤ 車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行う。
- ⑥ 避難者、避難所の運営状況等を把握するため、各避難所において様式P1「避難所収容者名簿」（様式第1号）、様式P2「避難所設置及び収容状況」（様式第2号）及び様式P3「避難世帯調査票」（様式第3号）を作成する。

8 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することができる。警戒区域の設定権者及び要件、内容等は次のとおりである。

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	・災害時において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	基本法第63条第1項
消防長又は消防署長	・ガス、火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
消防吏員又は消防団員	・火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第28条
消防機関に属する者	・水防上緊急の必要がある場合においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第14条
警察署長	・消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けて職権を行う消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	消防法第23条の2
警察官	・市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。 ・消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員から要求があったとき。 ・水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	基本法第63条第2項 消防法第28条 水防法第14条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	・市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいないとき。	基本法第63条第3項

9 広域一時滞在

(1) 道内における広域一時滞在

道内における広域一時滞在に関する手続は、次のとおりである。

- ① 災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める市町村長（以下、「協議元市町村長」という。）は、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて、協議を行う。なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求める。
- ② 道内広域一時滞りの協議をしようとするときは、協議元市町村長は、あらかじめ北海道知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議開始後速やかに報告するものとする。
- ③ 協議元市町村長又は知事から道内広域一時滞りの協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、速やかに協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に係る機関等に通知する。なお、協議元市町村長は、必要に応じて知事に助言を求める。
- ④ 協議元市町村長は、協議先市町村長から受け入れ決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。
- ⑤ 協議元市町村長は、道内広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。
- ⑥ 協議先市町村長は、協議元市町村長から道内広域一時滞りの必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を被災住民への支援に係る機関等に通知する。
- ⑦ 知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞りの必要があると認めるときは、当該市町村長の実施すべき措置を代わって実施する。また、当該市町村が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を当該市町村長に引き継ぐ。なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは、代行した事務の措置について当該市町村長に通知する。

(2) 道外への広域一時滞在

道外への広域一時滞在に関する手続は、次のとおりである。

- ① 災害発生により、被災住民について、道外の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める市町村長（以下、「協議元市町村長」という。）は、知事に対し協議を行い、知事が道外の当該市町村を含む都府県知事（以下「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受入れについて協議することを求める。
- ② 道外広域一時滞りの協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議開始後速やかに報告するものとする。
- ③ 協議元市町村長から要求があったときは、知事は、協議先知事との協議を行う。また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求める。
- ④ 知事は、協議先知事から受け入れ決定の通知を受けたときは、速やかに災害発生市長村長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。
- ⑤ 協議元市町村長は、知事から受入決定の通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、被災住民への支援に係る機関等に通知する。
- ⑥ 協議元市町村長は、道外広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を知事に報告し、公示するとともに被災住民への支援に係る機関等に通知する。また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。
- ⑦ 知事は、道外広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、被災住民への支援に係る機関等に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。
- ⑧ 知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞りの必要があると認めるときは、当該市町村長から要求がない場合であっても協議先知事との協議を実施する。

(3) 広域一時滞在避難者への対応

市及び道は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

第6節 救助救出計画

主な本部関係部署 総務対策部総務班

災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、次のとおりである。

なお、市をはじめとする救助機関は、各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど密接な連携のもとに、迅速な救助活動を実施することが重要である。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

1 救助救出の実施

(1) 市

市（災害救助法が適用された場合を含む。）は、災害により生命、身体が危険な状態となった者をあらゆる手段を講じて早急に救出し、負傷者については速やかに医療機関又は救護所に収容する。また、市のみでは救助力が不足すると判断した場合は、隣接市町村、北海道等に応援を要請する。

(2) 消防機関

消防機関（士別地方消防事務組合士別消防署）は、災害による人命の救助、傷病者の医療機関等への搬送を適切に行うものとする。

2 救助救出活動

市は、職員の安全確保を図りつつ、士別警察署との密接な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を必要とする者を発見した場合は、救助関係機関及び住民の協力を得て救助救出活動を行う。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

また、重機等の機材を必要とする場合は、協定に基づき建設業協会、北海道等の関係機関に要請する。

(資料P63：「各種協定一覧」)

第7節 災害警備計画

主な本部関係部署

市民対策部自治・広報班

この計画では、災害時における地域住民の生命、身体及び財産を保護し、地域の安全と秩序を維持するために必要な災害警備について定める。

1 災害警備体制の確立

北海道警察は、災害が発生したときは、状況に応じて災害警備本部を設置し、災害警備体制の確立を図る。

2 応急対策の実施

士別警察署長は、次に掲げる応急対策を実施する。

(1) 災害情報の収集・共有

市及び防災関係機関と連携して災害警備活動に必要な情報を収集し、関係機関と共有する。

(2) 交通整理の実施

災害の発生による避難・消火・救助活動等で交通量が増加し、停電等による信号の停止や道路災害による渋滞が予想されるため、交通整理を実施して緊急輸送の確保を図る。

(3) 防犯パトロール及び広報の実施

市及び自主防災組織等の住民組織と協力しながら、災害により無人化した住宅街や商店街をパトロールし、犯罪の予防及び取締りに当たる。また、市や防災関係機関との連携のもとに交通規制や犯罪予防等に関する広報活動を行う。

(4) 救助救出活動の実施

市・消防機関・医療機関の協力を得て、被災者の救助救出活動を行うとともに、遺体の検視（見分）等に当たる。

(5) 避難指示等

市長が指示することができないとき、又は市長から要求があったときに住民等に対し、避難指示等を行う。

第8節 交通応急対策計画

主な本部関係部署 建設環境対策部土木班

この計画では、災害時における、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための道路交通等の確保について定める。

1 交通応急対策の実施

交通応急対策の実施機関及びその対策の内容等は、次のとおりである。

実施機関	応急対策の内容等	根拠法令
北海道公安委員会	<ul style="list-style-type: none">・災害時において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。・道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止する必要があると認めるときは、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。	基本法第76条 道路交通法第4条
警察署長	<ul style="list-style-type: none">・公安委員会は、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを警察署長に行わせることができる	道路交通法第5条
警察官	<ul style="list-style-type: none">・通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、命ぜられた者が当該措置をとらないとき又は命令の相	基本法第76条の3第1項及び第2項

	<p>手方が現場にいないときは、自ら当該措置をとることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該道路につき、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。 	<p>道路交通法第6条第4項</p>
<p>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が警察官と同様の応急対策を実施することができる 	<p>基本法第76条の3第4項</p>
<p>消防吏員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員が警察官と同様の応急対策を実施することができる。 	<p>基本法第76条の3第4項</p>
<p>道路管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。 	<p>道路法第46条第1項</p>

2 道路の交通規制

(1) 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（土別警察署長）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- ① 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- ② 迂回路を設定しうる場合は、その路線名、分岐点及び合流点
- ③ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

(2) 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- ① 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- ② 緊急を要し、道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

(3) 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急設置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(1) 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

(2) 緊急通行車両の確認手続

① 確認の実施者

知事（上川総合振興局長）又は北海道公安委員会（土別警察署長）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

② 確認場所

緊急通行車両の確認は、上川総合振興局又は北海道警察本部、旭川方面本部、士別警察署及び交通検問所で行う。

③ 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

④ 緊急通行車両

- ・緊急通行車両は、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次に掲げる事項のために使用するものとする。
 - ・警報の発表及び伝達並びに避難の指示に関する事項
 - ・消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - ・被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - ・災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - ・施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - ・清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - ・犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - ・緊急輸送の確保に関する事項
 - ・その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
- ・指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

⑤ 事前届出制度の活用

発災時に緊急通行車両標章を円滑に交付することを目的に、緊急通行車両標章交付のための事前届出を行うことができる。市及び防災関係機関は、当該事前届出制度の積極的活用を図るものとする。

(3) 通行禁止又は制限から除外する車両

市は、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない範囲内で、公益又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両について、士別警察署を通じて「規制対象外車両通行証明書」及び「標章」の交付を申請する。

4 緊急輸送道路ネットワーク計画

北海道開発局、北海道、東日本高速道路株式会社北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送道路のネットワーク化を図るため、「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定しており、その概要は次のとおりである。

第1次緊急輸送道路ネットワーク	札幌市、地方中心都市及び国際拠点港湾、重要港湾、※地方港湾、拠点空港、公共用ヘリポート、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路
第2次緊急輸送道路ネットワーク	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、地方港湾、※第3・4種漁港、地方管理空港、共用空港、その他の空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路
第3次緊急輸送道路ネットワーク	第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路

※第1次緊急輸送道路ネットワーク：地方港湾については、耐震強化岸壁を有するもの

※第2次緊急輸送道路ネットワーク：第3・4種漁港については、耐震強化岸壁を有するもの

第9節 輸送計画

主な本部関係部署 総務対策部総務班
建設環境対策部復旧車両班

この計画では、災害時において災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の迅速かつ確実な輸送について定める。

1 輸送の実施

市（建設水道対策部復旧車両班）は、災害応急対策のための輸送を行うとともに、関係機関等への要請などに当たる。

2 輸送の範囲及び順位

災害時における輸送の範囲は、概ね次に掲げるものとし、住民の生命又は身体の保護に直接関わるものを最優先する。

輸送の順位は、種類、数量、緊急度及び交通施設の状況等を勘案して、①人命の安全、②被害の拡大防止、③応急対策の円滑な実施の順に配慮しながら行う。

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者
- (3) 被災者の救出のために必要な人員及び資機材等
- (4) 飲料水及び給水活動に必要な人員、資機材等
- (5) 救援物資
- (6) その他応急対策に必要な資機材等

3 輸送の方法

(1) 車両輸送

市有車両を動員することとし、総務対策部総務班が配車に当たる。市有車両のみでは輸送困難な場合は、一般社団法人旭川地区トラック協会、日本通運株式会社旭川支店その他の関係機関に応援を要請する。

(2) 鉄道輸送

道路の被害により、鉄道輸送の方が適切である場合は、北海道旅客鉄道株式会社士別駅に要請して輸送力を確保する。

(3) 航空機輸送

地上輸送が不可能な事態となった場合又は急患輸送などの緊急輸送の必要が生じた場合は、北海道の消防防災ヘリコプターの応援要請、自衛隊ヘリコプターの出動要請要求を行う。（本章第28節（P107）「ヘリコプター要請・活用計画」のとおり。）

第10節 食料供給計画

主な本部関係部署 市民対策部救援物資班
初動警戒・避難所対策班

この計画では、災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給について定める。

1 食料の供給

米穀、副食、調味料等の食料は、市内販売業者、市内農業者等から調達し、供給することを基本とするが、市において調達が困難な場合には、上川総合振興局長を通じて北海道知事にその確保を要請す

る。

なお、供給品目は米、生パン、乾パン、缶詰、インスタント食品、調味料等を主とし、人工栄養を必要とする乳幼児に対しては粉ミルクとする。

2 食料の供給対象者及び需要の把握等

(1) 供給対象者

食料の供給対象者は、次のとおりとする。

- ① 避難指示等に基づき避難場所に収容された者
- ② 住家が被害を受け、炊事が不可能な者
- ③ 旅行者、市内通過者などで他に食料を得る手段のない者
- ④ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- ⑤ 災害応急活動従事者

(2) 需要の把握

被災者等に対する食料の需要及び災害応急活動従事者に対する食料の需要は、各部各班が把握し、市民対策部救援物資班が取りまとめて調達を行う。なお、特に災害時要配慮者に配慮して需要を把握することに努める。

(3) 輸送

食料の輸送は、食料調達先の業者及び市有車両によるが、状況により輸送機関の協力を要請する。

3 炊出し

被災者等に対する炊出しは、文教対策部避難所対策班が市内給食施設等を利用するほか、仕出し業者、飲食店、旅館等に協力を要請する。なお、状況により士別市赤十字奉仕団に対し協力を要請する。また、各避難場所運営組織やボランティアの協力を得る。

炊出しの状況は、様式P4「炊出し給与状況」（様式第4号）に記録する。

第11節 給水計画

主な本部関係部署 建設環境対策部上下水道班

この計画では、災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない場合における生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧について定める。

1 市が実施する対策

市は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

(1) 個人備蓄の推進

市は、飲料水等の生活用水を3日分程度、あらかじめ個人で備蓄しておくよう日ごろから広報活動を通じて住民に周知しておくこととする。

(2) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源は、被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は、井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、貯水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

(3) 給水資機材の確保

災害時に使用できる応急給水資機材（ポリタンク、給水袋等）の備蓄に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ給水車、散水車、消防水槽車、ろ過器等を所有する機関から調達して給水に当たるものとする。

2 給水の実施

(1) 給水の実施

① 輸送による給水

被災地の近隣地域に適切な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車、散水車、消防水槽車等）により取水し、被災地域内へ輸送のうえ住民に給水する。この場合、散水車、消防水槽車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

② 浄水装置による給水

輸送等の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いて浄化し、飲料水として住民に供給する。

③ 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査を行い、飲用に適すると認められる場合は、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。なお、水質検査の結果、飲用に適さない場合は、消毒等の方法により衛生上無害な水質にして供給する。

(2) 応援の要請

市長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、近隣市町村又は北海道に対し、飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。

第12節 上下水道施設対策計画

主な本部関係部署 建設環境対策部上下水道班

この計画では、災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策について定める。

1 上水道

(1) 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者（市長）は、あらかじめ施設の応急復旧等についての計画を定めておくとともに、災害発生に際しては次の対策を講じて速やかな応急復旧による水道水の供給に努める。

- ① 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- ② 要員及び資機材等の確保など復旧体制を確立する。
- ③ 被害の状況により他市町村等への応援要請を行う。
- ④ 住民に対する広報活動を行う。

(2) 広報活動

水道施設に被害を生じたときは、その被害状況及び復旧見込み等について広報を行い、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの措置について周知を図る。

2 下水道

(1) 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等に損害を与えるのみならず、人命をも脅かすものであるため、市長は、あらかじめ施設の応急復旧等についての計画を定めておくとともに、災害発生に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧に努める。

- ① 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- ② 要員及び資機材等の確保など復旧体制を確立する。
- ③ 被害の状況により他市町村等への応援要請を行う。
- ④ 管渠・マンホール内部の土砂の除去、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により排水機能の回復に努める。
- ⑤ 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急

的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。

⑥ 住民への広報活動を行う。

(2) 広報活動

下水道施設に被害を生じたときは、その被害状況及び復旧見込み等について広報を行い、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第13節 衣料、生活必需物資供給計画

主な本部関係部署 市民対策部救援物資班
調査班

この計画では、災害時における被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与並びに物資の供給について定める。

1 物資の供給

市は、被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を行う。救助法が適用された場合も同様である。

2 給与又は貸与の対象者並びに物資の種類

(1) 対象者

給与又は貸与の対象者は、概ね次のとおりとする。

- ① 住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、埋没又は床上浸水の被害を受けた者
- ② 被服、寝具その他生活必需品が損傷又は喪失し、日常生活を営むことが困難な者

(2) 種類

給与又は貸与する物資の種類は、概ね次のとおりとする。

- ① 寝具（毛布、布団等）
- ② 外衣（作業衣、洋服、子供服等）
- ③ 肌着
- ④ 身の回り品（タオル、手拭、靴下等）
- ⑤ 炊事用品（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- ⑥ 食器（茶碗、皿、箸等）
- ⑦ 日用品（石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き等）
- ⑧ 光熱材料（マッチ、ろうそく、灯油等）
- ⑨ その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

3 給与又は貸与の方法

(1) 物資の調達及び配分

市民対策部調査班による被災世帯構成人員調査に基づき、市民対策部救援物資班が物資を調達し、配分を行う。また、必要に応じて自主防災組織や赤十字奉仕団等に協力を依頼する。

市内で必要数量を確保することが困難な場合は、上川総合振興局に協力を要請する。

(2) 災害時要配慮者への配慮

生活必需品の供給に際しては、紙おむつ、介護用品、スプーン、哺乳ビン等の確保に努め、災害時要配慮者に優先的に配分するなどの配慮をする。

(3) その他

生活必需品を供給するときは、様式P3「避難世帯調査票」（様式第3号）及び様式P5「生活必需品等受払簿」（様式第5号）に記録する。

第14節 石油類燃料確保計画

主な本部関係部署 総務対策部財政班

この計画では、災害時の石油類燃料（LPGを含む。）の確保について定める。

1 石油類燃料の確保

市長は、市が管理している緊急通行車両のガソリン等、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

確保に当たっては、市内業者に確保数量を提示し協力を求めるものとし、市内では調達ができない場合は、上川総合振興局に協力を要請する。

また、LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会に連絡し、迅速な調達が行えるよう調整する。

(資料P63：「各種協定一覧」)

第15節 電力施設災害応急計画

主な本部関係部署 総務対策部総務班

この計画では、災害時の電力供給のための応急対策について定める。

1 応急対策

電力施設の応急復旧対策は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社が定める「防災業務計画」に基づいて実施される。

(1) 活動態勢

発令基準に従い、警戒態勢、非常態勢を発令し、態勢を整備する。

(2) 情報収集

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、市及び北海道に連絡する。

(3) 通信確保

本、支店重要発電所相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い、通信の確保を図る。

なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮する。

(4) 広報

災害による停電及び使用制限に当たっては、災害概況、復旧見込みを直接又は報道機関を通じて速やかに周知する。

(5) 要員の確保

各支部は、被害の状況により、支部管内の社外の応援を求め、なおかつ対処できないときは、本部に対して融通動員を要請する。

(6) 資材等の調達

社内で調達し、なおかつ不足するときは、関連工事会社及び電力各社からの融通等により調達を図る。なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保について応援を求める。

(7) 応急工事

災害時において、復旧順に、難易及び人員、資材の動員等を考慮して応急工事を行い、極力送電の確保に努める。

第16節 医療救護計画

主な本部関係部署 医療対策部医療班
医療庶務班

この計画では、災害により医療機関の機能が停止し、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療救護の実施について定める。

1 応急的医療救護の実施

災害発生時において、医療の途を失った者に対する応急的医療救護は、市長が行う。ただし、救助法が適用された場合は、北海道知事の委任を受けて市長が実施するほか、北海道知事に委託を受けた日赤北海道支部が実施する。

2 対象者及び対象者の把握

(1) 対象者

- ① 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
- ② 災害により医療を必要とする者
- ③ 災害の発生の日前後7日以内の分娩者で、災害発生のため助産の途を失った者

(2) 対象者の把握

健康福祉対策部救護班が中心となり、医療及び助産等の救護を要する者を迅速に把握して病院対策部医療班に連絡する。

病院対策部医療班は、直ちに上川北部医師会・旭川歯科医師会に対する派遣要請、医療救護所の設置、患者の緊急輸送、収容、通信連絡の確保、医療資材の確保、手配等必要な措置を講ずる。

3 医療救護所の設置及び医療救護班・歯科医療救護部隊等の派遣要請

(1) 医療救護所の設置

医療救護所は、医療救護を必要とする地域ごとに設置し、地域住民に周知する。また、医療救護所は、学校その他の公共施設を利用して設置するが、当該地域に適当な施設がない場合は、民家等を利用する。

(2) 医療救護班・歯科医療救護部隊の派遣要請

災害の規模等により応急医療の必要があるときは、上川北部医師会・旭川歯科医師会に対し医療救護班・歯科医療救護部隊（以下「救護班等」という。）の派遣要請を行う。

(3) 災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請

医療救護活動は、原則として市が設置する救護所において、救護班により実施するが、災害急性期においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請を北海道知事に行う。

4 医療及び助産の実施

(1) 救護班等の編成

救護班等の編成は、次のとおりとする。

- ① 医療救護班
医師、看護師、助産師、その他補助員をもって編成する。
- ② 歯科医療救護部隊
歯科医師、歯科技工士、歯科衛生士、その他補助員をもって編成する。

(2) 医療及び助産業務

救護班等の業務内容は、次のとおりとする。

① 医療救護班

- ・ トリアージ
- ・ 傷病者に対する応急処置及び医療
- ・ 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- ・ 助産救護

② 歯科医療救護部隊

- ・ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- ・ 歯科医療を要する傷病者の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- ・ 避難所における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- ・ 検死・検案に際しての法歯学上の協力

(3) 医療用資機材、医薬品等の調達

医療用資機材、医薬品等は病院対策部医療庶務班が市内の取扱業者から調達するが、なお不足する場合は北海道知事に対し斡旋及び提供を要請する。

(4) 応援要請

状況に応じ必要がある場合は、近隣の医療機関、医師会、歯科医師会等に対し協力を要請するとともに、さらに状況により北海道知事に対し救護班等の派遣を要請する。

(5) 搬送体制の確保

医療機関への搬送を要する傷病者の搬送は、救急車による。なお、交通の状況により救急車で搬送が困難な場合は、ドクターヘリや北海道、自衛隊のヘリコプターの派遣を要請する。

(6) 健康管理及び心のケア

医療救護所には、保健師を配置して保健指導に当たる。また、避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関の協力を得て、カウンセリングや心のケアを行い、被災者や災害時要援護者の精神的負担の軽減に努める。

(資料P32「市内医療機関一覧」)

第17節 防疫計画

主な本部関係部署 健康福祉対策部保健予防班

この計画では、災害時における被災地の防疫について定める。

1 防疫の実施

市長（健康福祉対策部保健予防班）は、上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室（名寄保健所）の指示に従い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を実施する。また、避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

2 防疫の実施組織

市長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のため、概ね衛生技術者1人、事務員1人、作業員2～3人からなる防疫班を編成する。なお、被災地における検病調査及びそれに伴う保健指導は、次の要領により北海道知事が行う。

- ① 検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所においては、市と連携し、少なくとも1日1回以上行う。
- ② 市内の衛生組織、その他関係機関の協力を得て、防疫情報の早期把握に努める。
- ③ 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施する。

また、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときに実施する感染症法に基づく調査その他の防疫措置の実施は、北海道知事が行う。

3 防疫の措置

感染症予防上必要がある場合における防疫の実施について、北海道知事は、市町村における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行い、市長は、その指示及び命令に基づき必要な対策を行う。

- ① 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示
- ② ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示
- ③ 生活用水の提供に関する指示
- ④ 物件に係る措置に関する指示
- ⑤ 公共の場所の清潔方法に関する指示
- ⑥ 臨時予防接種に関する指示

(1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

市長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく北海道知事の指示（感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示）があったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保したうえで、速やかにこれを実施する。

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

市長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく北海道知事の指示（ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示）があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

(3) 生活用水の供給

市長は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示（生活用水の提供に関する指示）があったときは、その期間中継続して、容器による搬送、ろ水機によるろ過給水等を実情に応じて実施する。この場合、特に配水器具等の衛生的処理に留意する。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

(4) 物件に係る措置

市長は、感染症法第29条第2項の規定に基づく北海道知事の指示（物件に係る措置に関する指示）があったときは、感染症法施行規則第16条及び平成16年1月30日健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保したうえで、速やかにこれを実施する。

(5) 公共の場所の清潔方法

市長は、市内の道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に清掃を実施する。なお、家屋周辺の清掃は、各個人において実施するものとする。ごみ及びし尿の処理については、次の点に留意する。

① ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は、焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。

② し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないよう処分する。

(6) 臨時予防接種

市長は、予防接種の実施について北海道知事の指示があったときは、速やかにこれを実施する。

(7) 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、市長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。

4 避難所等の防疫指導

市長は、避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施する。

(1) 健康調査等

避難所等の管理者、市内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

(2) 清掃、消毒等

総合振興局の指導のもと、避難所等の清掃方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

(3) 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

(4) 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

5 家畜防疫

(1) 家畜防疫の実施

被災地の家畜防疫は、上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室（名寄保健所）が担当するものとし、北海道上川家畜保健衛生所長が実施する。

(2) 実施の方法

① 家畜防疫の実施

・緊急防疫の実施

家畜保健衛生所長は、家畜伝染症疾病防疫上必要があると認めたときは、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、家畜の伝染性疾病の発生及びまん延防止のため、被災地域の家畜の飼育者に対する飼養衛生管理に関する助言・指導、家畜の使用場所への立入検査・消毒、防疫体制の整備等を行う。

第18節 廃棄物等処理計画

主な本部関係部署 建設環境対策部環境・衛生班

この計画では、災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務について定める。ただし、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、本章第24節「障害物除去計画」（P103）による。

1 廃棄物等の処理の実施

(1) ごみ及びし尿

被災地におけるごみ及びし尿の収集処理は、市長（市民自治対策部自治環境・広報班）が実施するが、市のみでは実施することが困難な場合は、近隣市町村及び北海道に応援を要請する。

(2) 死亡獣畜

被災地における死亡獣畜の処理は、所有者が行う。ただし、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときは、市が行う。

2 廃棄物等の処理方法

(1) ごみの収集処理

- ① 被災地住民の協力を要請し、原則として通常時と同じ分別収集を行う。
- ② 収集の順序として、生ごみ類など感染症の源となるものから収集し、その他のごみはあとで収集する。
- ③ 収集に当たる車両は、市車両、委託業者の収集車及び借上げ車両とする。
- ④ ごみの処理は士別市一般廃棄物最終処分場及びバイオマス資源堆肥化施設で行うが、大量のごみが発生して処理が困難な場合は、朝日町一般廃棄物最終処分場又は朝日農業廃棄物処理施設に一時搬入し、後日処理することとする。また、市の処理能力を超えると判断した場合には、近隣市町村、北海道等の応援を求める。

(2) し尿の収集

許可業者の収集車及び借上げ車両により、損壊や溢水等の被害の大きいところから収集する。また、建設水道対策部上下水道班は、必要に応じ仮設トイレを設置する。

(3) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行うものとする。ただし、取扱場に運搬することが困難な場合は、上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室（名寄保健所）の指導を受け、次により行う。（家畜及び大型死亡獣畜は畜産林務班、その他の死亡獣畜は環境生活班が担当する。）

- ① 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理する。
- ② 移動できないものについては、臨機の措置を講ずるものとする。
- ③ 前記①及び②により埋却する場合は、1メートル以上覆土するものとする。

第19節 家庭動物対策計画

主な本部関係部署

建設環境対策部環境衛生班

この計画では、災害時における被災地の家庭動物の取扱いについて定める。

1 家庭動物の取扱い

(1) 動物の飼い主

動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱うものとする。また、災害発生時における動物の避難は、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。

(2) 市及び北海道

災害時において、市及び北海道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対して逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

家庭動物との同行避難について、予め避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

第20節 文教対策計画

主な本部関係部署

文教対策部学校教育班

文教施設班

この計画では、学校施設が被災し、児童生徒等の安全の確保や通常の教育活動に支障が生じた場合の応急対策について定める。

1 文教対策の実施

(1) 学校管理者等

① 防災上必要な体制の整備

災害時に迅速かつ適切な対策を実施するため、各学校等では平素から災害に備えて教職員の役割分担、相互の連携、時間外における教職員の参集等についての体制を整備する。

② 児童生徒等の安全確保

・ 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう、防災訓練等の実施に努める。

・ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定その他登下校時の危険を回避するための方法について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

③ 施設の整備

施設や設備を災害から防護するため、定期的な安全点検を行い、危険箇所や要補修箇所の早期発見と改善に努める。

(2) 市及び北海道

市長（文教対策部学校教育班）は、救助法が適用された場合には、北海道知事の委任を受けて児童生徒に対する学用品、文房具及び通学用品の給与に関する事務を行う。

2 応急対策実施計画

(1) 被害状況等の把握

教育対策部は、応急対策策定のため、次の事項を速やかに調査する。

- ① 児童生徒の被災状況
- ② 教職員の被災状況
- ③ 学校施設の被害状況
- ④ 応急措置を必要とする事項

(2) 休校措置

① 授業開始後の措置

災害時は、各学校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休校の措置をとる。児童生徒を帰宅させるときは、注意事項を十分徹底させるとともに、集団下校又は教職員による誘導等適切な措置をとる。

② 登校前の措置

登校前に休校措置を決定したときは、直ちにその旨を各学校の連絡網や広報車を利用するなどして児童生徒の保護者に連絡する。

(3) 施設の確保と復旧対策

学校施設が被災したときは、次の被害の程度に応じ、必要な復旧対策をとるものとする。

被害の程度	授業を実施する場所
学校施設の応急修理が可能な場合	速やかに修理を行い、当該施設を利用する。
学校施設の一部が使用不能な場合	当該施設の一部転用等による。
学校施設の全部又は大部分が使用不能な場合	① 公民館等の公共施設を利用する。 ② 隣接する学校施設を利用する。
特定の地域が全体的に相当大的な被害を受けた場合	① 住民の避難先の最寄りの学校、無被害の最寄りの学校、公民館等の公共施設を利用する。 ② 応急仮校舎を建設する。

(4) 教育の要領

- ① 被害状況に応じた特別の教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努め、特に授業の実施が不可能な場合であっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐよう努める。
- ② 特別の教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。
 - ・教科書、学用品等の損失状況又は支給状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないようにする。
 - ・教育活動の場所が公民館等学校以外の施設である場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。
 - ・通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。なお、集団登下校の際には、保護者、地域住民、関係機関等の協力を得るようにする。
 - ・学校に避難所が開設された場合は、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。
 - ・教育活動の実施に当たっては、被災による精神的打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障がいには十分配慮する。

(5) 教職員の確保

市教育委員会及び北海道教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障をきたさないようにする。

(6) 学校給食等の措置

- ① 土別市給食センターの施設・設備が被災し、学校給食の継続が困難となった場合は、各学校の応急教育体制に応じた給食体制をとる。
- ② 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦粉、脱脂粉乳及び牛乳について関係機関に連絡して緊急配送を受けることとし、その他の物資についても応急調達に努める。
- ③ 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努める。

(7) 衛生管理対策

学校が被災者の収容施設として使用される場合は、次の点に留意の上、衛生管理を行う。

- ① 校舎内、特に水飲み場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- ② 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間を隔絶すること。
- ③ 収容施設としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに、便槽のくみ取りを実施すること。
- ④ 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

(8) 学用品の調達・給与

- ① 学用品の調達方法
教科書については、北海道教育委員会に調達を依頼し、その他の学用品については市内の学用品店から調達する。
- ② 給与の対象
住家の全壊（全焼）、流失、半壊（半焼）又は床上浸水により学用品を喪失し、又は毀損し、修学上支障のある児童生徒に対し、救助法が適用された場合は市長が北海道知事の委任を受けて学用品を給与する。
- ③ 給与品目
 - ・教科書及び教材
 - ・文房具
 - ・通学用品
- ④ 給与状況の記録
学用品の給与を実施したときは、様式P6「学用品の給与状況」（様式第6号）にその状況を記録する。

3 文化財保全対策

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）及び土別市文化財保護条例（平成17年土別市条例第116号）等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、市教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

なお、士別市に所在する指定文化財は、資料P34「指定文化財一覧」のとおりである。
(資料P33：「指定文化財一覧」)

第21節 住宅対策計画

主な本部関係部署 建設環境対策部建築班

この計画では、災害により住宅を失い、又は破損のため居住することができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理等について定める。

1 住宅対策の実施

災害のために住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることができない被災者に対しては、技術者等を動員して応急修理を実施するものとする。

救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置については原則として北海道知事が行うが、知事から委任を受けた場合は市長（建設環境対策部建築班）が行う。

2 実施の方法

(1) 避難所

市長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、必要に応じて公共施設等を利用し、避難所を開設する。(本章第5節「避難対策計画」(P78)参照。)

(2) 公営住宅の利用

市長は、災害のため住宅が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、必要に応じて空き公営住宅を利用する。

(3) 応急仮設住宅

市長は、災害により住宅が滅失した被災者の一時的な住居の安定を図るため、必要に応じて応急仮設住宅を建設する。救助法が適用された場合における基本的な事項は、次のとおりである。

① 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保できないものとする。

② 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定は、市長が行う。なお、選定に当たっては、高齢者、身体障がい者などの災害時要配慮者を優先するものとする。

③ 建設型応急住宅の建設

建設型応急住宅の設置は原則として北海道知事が行い、事前に北海道知事から委任を受けた場合は、市長が行う。

④ 建設型応急住宅の建設用地

建設型応急住宅の建設用地は、原則として市有地とする。ただし、これによりがたいときは、適切な公有地及び私有地とする。

市は、災害時に建設型仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地等について、あらかじめ把握するものとする。

⑤ 建設戸数

市長は、建設必要戸数を北海道知事に要請する。

⑥ 規模、構造、存続期間及び費用

応急仮設住宅の規模、構造、存続期間及び費用については、資料P35「災害救助法による救助の概要」のとおり。

⑦ 維持管理

北海道知事が設置した場合は、市長が委任を受けて維持管理する。

(4) 住宅の応急修理

① 応急修理対象者

住宅が半壊し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力で応急修理ができない者

大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

② 応急修理実施の方法

応急仮設住宅の建設に準じて行う。

③ 修理の範囲と費用

修理の範囲及び費用については、資料P35「災害救助法による救助の概要」による。

(5) 災害公営住宅の整備

① 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次に掲げる状態のいずれか以上に達した場合に低所得被災世帯のため国庫から補助（割当）をうけて整備し、入居させるものとする。

- ・地震、暴風雨、洪水その他異常な天然現象による災害の場合
 - ・被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。
 - ・1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。
 - ・滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。
- ・火災による場合
 - ・被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。
 - ・滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

② 整備及び管理者

災害公営住宅は、市が整備し、管理するものとする。ただし、北海道知事が道において整備する必要を認めるときは道が整備し、整備後は公営住宅法（昭和26年法律第193号）第46条の規定による事業主体の変更を行って市に譲渡し、管理は市が行うものとする。

③ 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は概ね次の基準によるものとする。

- ・入居者の条件
 - ・当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。
 - ・月収214,000円以下（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）で条例で定める金額を超えないこと。
 - ・現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
 - ・現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- ・構造
 - 再度の被災を防止する構造とする。
- ・整備年度
 - 原則として当該年度とし、やむを得ない場合は翌年度とする。
- ・国庫補助
 - ・建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の3分の2。ただし、激甚災害の場合は4分の3
 - ・借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の5分の2

3 資材等の斡旋、調達

市長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼する。

4 住宅の応急復旧活動

市長は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

5 罹災証明

市民対策部調査班は、家屋の被害調査結果に基づき被災者に対する様式P7「罹災証明書」（様式第7号）の発行事務を行い、様式P8「罹災証明発行記録」（様式第8号）に記録する。なお、罹災証明の範囲は、基本法第2条第1号に規定する災害で、「家屋の全壊、流失、半壊、床上浸水、床下浸水、一部破損」とし、被災者に対し、遅滞なく罹災証明書の交付を行う。

（資料P34「災害救助法による救助の概要」）

第22節 被災宅地安全対策計画

主な本部関係部署 建設環境対策部建築班

この計画では、市において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、その被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を図るため、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して実施する被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）について定める。

1 危険度判定の実施の決定

市長は、災害の発生による宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定したときは、危険度判定実施本部を設置するとともに、北海道知事に対し支援を要請する。

2 危険度判定の支援

北海道知事は、市町村長からの支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度連絡協議会等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- ① 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票に記入し、判定を行う。
- ② 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- ③ 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーにより表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

危険度判定実施本部は、建設水道対策部建築班内に置き、次の業務を行う。

- ① 宅地に係る被害情報の収集
- ② 判定実施計画の作成
- ③ 判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- ④ 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- ⑤ 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

市は、災害発生に備え、道との連絡体制を整備するとともに、危険度判定に使用する資機材の備蓄に努める。

第23節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

この計画では、災害により行方不明となった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施について定める。

1 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施

行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬については、市長（健康福祉対策部救護班）が警察官の協力を得て行う。ただし、救助法が適用された場合には北海道知事の委任を受けて市長が行うこととなるが、遺体の処理のうち洗浄等の処置及び検案については北海道知事の委託を受けた日赤北海道支部が行う。

2 実施の方法

(1) 行方不明者の捜索

① 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

② 捜索の実施

市長（健康福祉対策部救護班）は、災害の種別、規模等を勘案して捜査の方法及び期間を定め、警察官・消防機関に協力を要請し、捜索を実施する。なお、被災の状況によっては関係機関や地域住民の協力を求める。

③ 警察署への通報

市長（健康福祉対策部救護班）は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに次の事項を土別警察署に通報する。

- ・行方不明者の人員数
- ・氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等
- ・行方不明となった日時
- ・行方不明者が発見されると考えられる地域
- ・その他行方不明の状況

(2) 遺体の収容処理

① 対象者

災害の際に死亡した者で、災害による社会混乱のためその遺族が遺体の処理を行うことができない者

② 収容処理の分担

- ・遺体の検案、洗浄、縫合、消毒等の処理は、日赤北海道支部が行う。
- ・遺体の一時保存は、市が行う。
- ・遺体見分は、警察署が行う。

③ 収容処理の方法

- ・市長（健康福祉対策部救護班）は、遺体を発見したときは、速やかに警察官の見分及び日赤北海道支部の検案を受け、次により処理する。
 - ・身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がある場合は、遺体を引き渡す。
 - ・身元が判明しない場合、遺族等による身元確認が困難な場合、又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案及び一時的な保存をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管を行う。
- ・遺体は到着順に収容し、遺品等を整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を記録し、遺体収容所に安置する。
- ・遺体収容所は、公共施設等とするが、適切な既存建物がない場合は、天幕等を設置して遺体の収容所とする。

(3) 遺体の埋葬

① 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

② 埋葬の方法

・遺族がいる遺体

遺体を火葬に付し、棺、骨つぼ等を遺族に支給するなど、現物給付をもって行う。

・遺族がいない遺体

遺体収容所に一定期間収容しても引取人のいない遺体については、火葬に付して無縁故者墓碑に合葬する。

・身元不明の遺体

身元不明の遺体は、士別警察署に連絡して調査するが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱う。

・協力要請

市において埋葬が実施できない場合は、関係機関や協定による協力を得て行う。

(4) 費用及び期間

資料P34「災害救助法による救助の概要」のとおり。

(資料P34：「災害救助法による救助の概要」)

第24節 障害物除去計画

主な本部関係部署 建設環境対策部土木班

この計画では、水害、山崩れ等の災害により、道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものの除去について定める。

1 障害物除去の実施

(1) 道路、河川に障害を及ぼしているものの除去

道路法（昭和27年法律第180号）及び河川法（昭和39年法律第167号）に定めるそれぞれの管理者が、災害の規模や障害の状況等により相互に協力して行うものとする。なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、北海道知事の委任により市長（建設水道対策部土木管理班）が行う。

(2) 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去

鉄道事業法（昭和61年法律第92号）その他の法律により定められている当該施設の所有者が行うものとする。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとときに行うものとし、その概要は次のとおりである。

- ① 住民の生命、財産等を保護するため、速やかにその障害物の除去を必要とする場合
- ② 交通の安全と輸送の確保のために障害物の除去を必要とする場合
- ③ 河川の流れを良くし、溢水の防止及び護岸等の決壊防止のために障害物の除去が必要と認められる場合
- ④ その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物除去の方法

- ① 市長（建設水道対策部土木管理班）は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行う。
- ② 障害物除去の方法は、原状回復ではなく、応急的な除去に限るものとする。

4 除去した障害物の集積場所

- ① 除去した障害物は、被災地周辺の遊休地又は別に指定する集積場に搬入するものとし、人命及び財産に被害を及ぼさず、また交通の障害とならない場所を選定する。
- ② 市長は、北海道財務局及び北海道と相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

5 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第8節「交通応急対策計画」(P84)で定めるところによる。

第25節 応急土木対策計画

主な本部関係部署 建設環境対策部土木班
上下水道班

この計画では、災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急対策について定める。

1 災害の原因及び被害種別

(1) 災害の原因

- ① 融雪、雪崩及び異常気象等による出水
- ② 山崩れ
- ③ 地すべり
- ④ 土石流
- ⑤ がけ崩れ
- ⑥ 地震

(2) 被害種別

- ① 路面及び路床の流失・埋没
- ② 橋梁の流失
- ③ 河川の決壊及び埋没
- ④ 堤防の決壊
- ⑤ ダム、ため池等えん堤の流失及び決壊
- ⑥ 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場の冠水

2 応急土木復旧対策

(1) 応急土木復旧の実施

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者が実施する。市の土木施設については、市長（建設環境対策部土木管理班、上下水道班）が実施する。

(2) 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによる。

① 応急措置の準備

- ・所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法を定めておく。
- ・災害の発生が予想されるときは、所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を的確に判断して応急対策の万全を期する。

② 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、補強等の防護措置を講ずるとともに、緊急の必要があると認めるときは、応急公用負担を実施する。また、市のみでは応急措置を実施するのが困難な場合は、北海道、近隣市町村、関係機関、自衛隊等の応援を要請する。

③ 応急復旧

災害が終息したときは、速やかに現地の状況に即した方法により、前記②に定めるところに準じて応急復旧を実施する。

(3) 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画等に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が円滑に実施されるよう相互に協力する。

(資料P63 : 「各種協定一覧」)

第26節 農林業対策計画

主な本部関係部署 経済対策部農業班
畜産・林務班

この計画では、災害時における農林業の災害応急対策について定める。

1 農林業対策の実施

災害時における農林業の応急対策は、市長（経済対策部農業班、畜産林務班）が実施する。

2 被害状況の把握

市長は、応急対策策定のため、次に掲げる事項の被害状況を調査する。

- ① 農地
- ② 農作物
- ③ 農業用施設
- ④ 家畜
- ⑤ 林地
- ⑥ 治山施設
- ⑦ 林道
- ⑧ 林産物

3 応急対策

(1) 農作物対策

市長は、北ひびき農業協同組合、上川北農業共済組合及び上川農業改良普及センターと連携して農作物及び農地の被害状況に応じて次の応急措置をとる。

- ① 冠水後の農作物への応急措置の指導
- ② 病虫害発生予防措置の指導
- ③ 薬剤、資機材の供給、農薬の散布
- ④ 農作物の生産管理技術の指導

(2) 家畜の飼料対策

市長は、被災農家の家畜飼料の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋区分により、次の事項を明らかにした文書をもって上川総合振興局を通じ北海道（農政部）に応急飼料の斡旋を要請する。なお、家畜の防疫については、本章第17節「防疫計画」5家畜防疫（P95）の定めるところによる。

- ① 飼料（再播用飼料作物種子を含む。）
 - ・家畜の種類及び頭羽数
 - ・飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質及び数量）
 - ・購入予算額
 - ・農家戸数等の参考となる事項
- ② 転飼
 - ・家畜の種類及び頭羽数
 - ・転飼希望期間
 - ・管理方法（預託、付添等）
 - ・転飼予算額
 - ・農家戸数等の参考となる事項

第27節 労務供給計画

主な本部関係部署 総務対策部総務班

この計画では、災害時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するために必要な労働力の確保について定める。

1 労働力の確保・供給の実施

市長（総務対策部総務班）は、災害時における応急対策に必要な労働要員の確保・供給に当たる。

2 労働力の確保・供給の方法

(1) 協力団体等に対する動員要請

協力団体等（各種協定締結団体等）、自治会・自治会連合会組織等に対して労働要員の動員を要請する。

(2) 労務の範囲

- ① 被災者の避難
- ② 医療、助産の移送
- ③ 被災者救出のための機械器具、資材の運搬、操作
- ④ 飲料水の供給のための運搬、操作、浄水用薬品の配布
- ⑤ 救援物資の支給
- ⑥ 遺体の捜索及び処理
- ⑦ 土木作業、清掃作業
- ⑧ その他災害応急対策等に必要な作業

(3) 旭川公共職業安定所士別出張所に対する求人申込み

市において労働要員の雇用が困難な場合は、旭川公共職業安定所士別出張所に対して、次の事項を明らかにして求人の申込みを行う。

- ① 職業別、所要労働者数
- ② 作業場所及び作業内容
- ③ 期間及び賃金等の労働条件
- ④ 宿泊施設等の状況
- ⑤ その他必要な事項

3 賃金及びその他の費用負担

- ① 労働者に対する賃金は、市内における同種の業務及び同程度の技能について支払われる賃金水準を上回るよう努めるものとする。
- ② 救助法が適用された場合は、救助法の定めるところによる。

第28節 ヘリコプター要請・活用計画

主な本部関係部署 総務対策部総務班

この計画では、災害時における消防防災ヘリコプターの要請・活用について定める。

1 基本方針

市は、市内において大規模な災害が発生し、迅速かつ的確な応急対策の実施のために必要がある場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」の定めにより、広域的、機動的に活動できる消防防災ヘリコプターの応援を要請してその活用を図る。

2 応援要請

(1) 要請の要件

市長（総務対策部総務班）は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、北海道知事に対して消防防災ヘリコプターの応援を要請することができる。

- ① 市（士別消防署）の消防力によっては、応急対策が著しく困難な場合
- ② 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- ③ その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

(2) 要請の方法

市長から北海道知事（防災消防課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより様式P9「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票」（様式第9号）を提出する。

- ① 災害の種類
- ② 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ③ 災害現場の気象状況
- ④ 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- ⑤ 消防防災ヘリコプターの離着陸する場所及び地上支援体制
- ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦ その他必要な事項

(3) 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室
電話 011-782-3233 FAX 011-782-3234

3 活動内容

消防防災ヘリコプターの活動内容は、概ね次に掲げるところによる。

(1) 災害応急対策活動

- ① 被災状況調査などの情報収集活動
- ② 救援物資、人員、資機材等の搬送

(2) 救急・救助活動

- ① 傷病者、医師等の搬送
- ② 被災者の救助・救出

(3) 火災防衛活動

- ① 空中消火
- ② 消火資機材、人員等の搬送

(4) その他ヘリコプターの活用が有効と認められる場合

4 支援体制

(1) 離着陸場

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

(2) 支援体制

- ① 陸上支援
離着陸の安全確保のため、地上支援要員や駐機スペースの確保を図る。
- ② 受入体制
受入に当たっては、所要資機材、宿泊施設等の確保を図る。

第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

主な本部関係部署 総務対策部総務班

この計画では、災害に際して人命救助又は財産保護のため必要があると認める場合の自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請について定める。

1 災害派遣要請

(1) 市長からの派遣要請要求

市長は、災害派遣の必要があると認めるときは、次の事項を明らかにした文書（様式P10様式第10号）をもって北海道知事（上川総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を要求する。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要求し、速やかに文書を提出するものとする。

また、派遣要請を要求した場合は、その内容を指定部隊（陸上自衛隊名寄駐屯地第3即応機動連隊）にも連絡するものとする。

- ① 災害の情况及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 派遣部隊が展開できる場所
- ⑤ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(2) 緊急時の派遣要求

市長は、人命の緊急救助に関し、北海道知事（上川総合振興局長）に派遣要請を要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により北海道知事（上川総合振興局長）と指定部隊（陸上自衛隊名寄駐屯地第3即応機動連隊）との連絡が不能であるなどの場合は、直接指定部隊等の長に派遣要求できるものとする。この場合は、事後において速やかに北海道知事（上川総合振興局長）に連絡し、上記(1)の手続を行う。

(3) 連絡先

機関	担当部署	電話番号
北海道上川総合振興局	地域創生部地域政策課（防災担当）	0166-46-5918 92-6-550-2191
自衛隊	陸上自衛隊第2師団 名寄駐屯地第3即応機動連隊第3科	01654-3-2137 内線230（当直302）

(4) 受入体制

① 派遣部隊到着前の措置

北海道知事（上川総合振興局長）又は指定部隊から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

- ・派遣部隊本部は、士別市災害対策本部内に置く。
- ・派遣部隊の宿泊所、車両、機械等の展開場所は、原則市有地及び市有施設を提供する。
- ・派遣部隊との連絡責任者は総務対策部長とし、連絡員は総務班員とする。
- ・派遣部隊到着と同時に作業開始できるよう、本部会議において作業計画を樹立しておく。

② 派遣部隊到着後の措置

- ・派遣部隊の責任者と作業計画について協議・調整する。
- ・派遣部隊の到着後及び必要に応じて次の事項を上川総合振興局経由で北海道に報告する。
 - ・派遣部隊の長の職氏名
 - ・隊員数
 - ・到着日時
 - ・従事している作業内容及び進捗状況
 - ・その他参考となる事項

(5) 経費の負担

① 次の経費は、市が負担する。

- ・資材費及び機器借上料
- ・電話料及びその施設費
- ・電気料
- ・水道料
- ・汲取料

② その他の必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議のうえ定めるものとする。

③ 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

2 派遣活動

災害派遣地における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- ① 被害状況の把握
- ② 避難の援助
- ③ 遭難者等の捜索救助活動
- ④ 水防活動
- ⑤ 消防活動
- ⑥ 道路又は水路の啓開
- ⑦ 応急医療、救護及び防疫
- ⑧ 人員及び物資の緊急輸送
- ⑨ 炊飯及び給水
- ⑩ 物資の無償貸付又は譲与
- ⑪ 危険物の保安及び除去
- ⑫ その他

3 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救助が特に急を要し、北海道知事の要請を待ついとまがない場合は、次に掲げる基準により自主的に部隊等を派遣する。

- ① 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ② 北海道知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救助の措置をとる必要があると認められること。
- ③ 航空機事故の発生を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- ④ その他特に緊急を要し、北海道知事の要請を待ついとまがないと認められること。

4 自衛隊との情報交換及び連携強化

自衛隊及び北海道・市・関係機関は、収集した情報を相互に交換するものとする。また、救援活動が適切かつ効率的に実施できるよう連絡調整に努める。

5 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官は、自衛隊法、基本法その他の法令に基づき市長、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、この場合は、部隊等の指揮官の命令によるものとし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合は、この限りでない。

- ① 住民等の避難等の措置（自衛隊法第94条第1項、警察官職務執行法第4条）
- ② 他人の土地等への立入り（自衛隊法第94条第1項、警察官職務執行法第6条第1項）
- ③ 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- ④ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- ⑤ 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- ⑥ 自衛隊要緊急通行車両の円滑な通行確保のための車両等の移動措置命令等（基本法第76条の3第3項）

6 撤収要請

市長は、災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、北海道知事（上川総合振興局長）及び派遣部隊の長と協議のうえ、文書（様式P11様式第11号）により北海道知事（上川総合振興局長）に対し派遣部隊の撤収要請を要求する。

第30節 広域応援計画

主な本部関係部署 総務対策部総務班

この計画では、大規模災害時、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策について定める。

1 応援要請

(1) 協定等に基づく応援要請

大規模災害時に、市単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、市長は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」、「北海道広域消防相互応援協定」などに基づく応援を要請する。

(2) 北海道知事に対する応援要請

- ① 大規模災害時に、市単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、市長は、北海道知事に対し応援を求め、又は応急対策の実施を要請する。
- ② 北海道知事が内閣総理大臣から他の都府県の災害発生市町村長の応援を求められたことに伴い、当該災害発生市町村長の応援を市に求めた場合、市長は、必要と認める事項について応援協力に努める。

2 受入体制

(1) 連絡調整

市長（総務対策部総務班）は、北海道や他の市町村等の応援活動が円滑に行われるよう、連絡調整責任者を定め、連絡調整を行う。

(2) 受入体制

市長は、応援活動が円滑に実施されるように、作業内容、作業場所、宿泊施設その他必要な受入体制を確立する。

(資料P63：「各種協定一覧」)

第31節 職員応援派遣計画

主な本部関係部署 総務対策部総務班

この計画では、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要がある場合に行う、指定地方行政機関及び指定公共機関に対する職員の派遣要請並びに北海道知事に対する派遣の斡旋要請について定める。

1 派遣要請及び派遣の斡旋要請

(1) 派遣要請

市長（総務対策部総務班）は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対して職員の派遣を要請することができる。

(2) 派遣の斡旋要請

市長（総務対策部総務班）は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があるときは、北海道知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、他の地方公共団体、地方独立行政法人の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

2 要請手続等

- ① 職員の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。
 - ・派遣を要請する理由
 - ・派遣を要請する職員の職種別人員数
 - ・派遣を必要とする期間
 - ・派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - ・その他職員の派遣について必要な事項
- ② 職員の派遣の斡旋を求めるときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。
 - ・派遣の斡旋を求める理由
 - ・派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
 - ・派遣を必要とする期間
 - ・派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - ・その他職員の派遣のあつ旋について必要な事項

3 派遣職員の身分取扱い

- ① 派遣職員の身分取扱いは、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、双方の法令、条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用を受ける。ただし、双方の関係規定に矛盾が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。また、受入側は、その派遣職員を定数外職員とする。
- ② 派遣職員の給与等の双方負担区分は、指定地方行政機関及び指定公共機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また地方公共団体の職員については、地方自治法第252条の17の規定によるものとする。
- ③ 派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。
- ④ 派遣職員の服務は、受入側の規定を適用するものとする。
- ⑤ 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

第32節 防災ボランティアとの連携計画

主な本部関係部署 総務対策部企画班

この計画では、災害時における各種ボランティア団体等との連携について定める。

1 ボランティア団体等の協力

市は、各種ボランティア団体等からの協力の申込み等により、災害応急対策の実施に関する協力を受ける。

2 ボランティアの受入れ

市長（総務対策部企画班）は、士別市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置を求め、社会福祉協議会等と連携してボランティアの受入れ、調整に当たる。

ボランティアの受入れに当たっては、被災地のニーズを反映し、高齢者介護や外国語会話力などの技能が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなどの支援に努める。

3 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等の協力を受ける活動内容は、概ね次のとおりとする。

専門ボランティア	一般ボランティア
① 救急・救助	① 災害・安否・生活情報の収集、伝達
② 医療・看護	② 炊出しその他の災害救助活動
③ 高齢者・障がい者等の介護	③ 高齢者・障がい者等の介護、介護補助
④ 非常通信	④ 清掃及び防疫
⑤ 特殊車両等の操作	⑤ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
⑥ 被災建築物の応急危険度判定	⑥ 災害復旧現場での危険を伴わない軽作業

⑦ 外国語通訳、手話、アマチュア無線	⑦ 災害応急対策事務の補助
⑧ 被災者の心のケア	
⑨ 被災母子のケア	
⑩ 被災動物の保護・救助	
⑪ ボランティア・コーディネート	

4 ボランティア活動の環境整備

市長（総務対策部企画班）は、日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会及びボランティア団体等との連携を図り、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。そのため、必要に応じて防災ボランティア現地対策本部を設置し、その活動を支援するとともに、活動拠点となる施設等の提供を行う。また、平常時の防災ボランティア登録、研修制度の充実に努める。

第33節 災害義援金募集配分計画

主な本部関係部署 健康福祉対策部救護班

この計画では、災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分について定める。

1 義援金の募集及び配分

日赤は、全国各地からの義援金受付窓口を設置し、義援金の受入れを実施するとともに、日赤北海道支部が義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置し、被害状況に応じて義援金を被災者に配分する。なお、委員会の運営方法に関する委員会会則等は資料編に掲載のとおり。

市長（健康福祉対策部救護班）は、全国各地からの義援金を受け付けるとともに、提供者の意向を尊重し、被害状況に応じて義援金を配分する。

（資料P41：北海道災害義援金募集（配当）委員会会則、災害義援金募集（配分）事業要綱骨子）

第34節 災害応急金融計画

主な本部関係部署 健康福祉対策部救護班

この計画では、災害の応急復旧及び被災者の速やかな立直りを期すために活用する応急金融について定める。

1 応急金融制度の活用

災害による被害の応急復旧及び被災者の速やかな立直りを期すため、生活福祉資金、母子・寡婦福祉資金など応急金融制度の活用を図る。

（資料P43：各種融資制度の概要）

第35節 災害救助法の適用と実施

主な本部関係部署 総務対策部総務班

この計画では、救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動について定める。

1 救助法による救助の実施

救助法による救助は、北海道知事が行う。ただし、市長は、北海道知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断と責任において救助を実施する。

2 救助法の適用基準

1 災害が発生した場合

救助法による救助は、市の区域で次に掲げる程度の災害が発生した場合において、当該災害に係り現に救助を必要とする者に対して行う。

2 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の市において現に救助を必要とする者に対して行う。

被害区分 市の人口	市町村単独の場合	相当広範囲な場合(全道2,500)世帯以上	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
士別市 15,000人以上 30,000人未満	50	25	市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。

1 住家被害の判定基準

- ・滅失＝全壊、全焼、流失

住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で、具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。

- ・半壊、半焼＝2世帯で滅失1世帯に換算

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。

- ・床上浸水＝3世帯で滅失1世帯に換算

床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。

2 世帯の判定

- ① 生計を一にしている実態の生活単位をいう。
- ② 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。

3 救助法の適用手続

- ① 市長は、市における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を上川総合振興局長に報告しなければならない。
- ② 災害の事態が急迫し、北海道知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は、救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに上川総合振興局長に報告し、その後の措置について指示を受けなければならない。

- ③ 上川総合振興局長は、市長からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用することとし、その旨を市長に通知するとともに、北海道知事に報告する。北海道知事は、上川総合振興局長から災害救助法の適用について報告があった場合は、直ちに告示するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

4 救助の実施と種類

北海道知事は、救助法が適用された場合には、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施する。

なお、北海道知事は、市長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

1 災害が発生した場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市・日赤道支部
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定＝市 設置＝北海道（ただし、委託したときは市）
炊出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市
医療	14日以内	医療班＝北海道・日赤道支部 （ただし、委任したときは市）
助産	分娩の日から7日以内	医療班＝北海道・日赤道支部 （ただし、委任したときは市）
災害にかかった者の救出	3日以内	市
住宅の応急修理	3か月以内 （国の災害対策本部が設置された場合は6か月）	市
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	市 市
埋葬	10日以内	市
遺体の捜索	10日以内	市
遺体の処理	10日以内	市・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	市

(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

2 災害が発生するおそれがある場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで	市

(資料P34：災害救助法による救助の概要)

5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

6 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害により居住する住宅が全壊した世帯その他これと同等の被害を受けたと認められる世帯で、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な場合には、申請により被災者生活再建支援金が支給される。

(資料P43：各種融資制度の概要)

第7章 地震災害対策計画

- 第1節 総則
- 第2節 地震の想定
- 第3節 住民の心構え
- 第4節 地震に強いまちづくり推進計画
- 第5節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発
- 第6節 防災訓練計画
- 第7節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画
- 第8節 相互応援体制整備計画
- 第9節 自主防災組織の育成等に関する計画
- 第10節 避難体制整備計画
- 第11節 災害時要支援者支援計画
- 第12節 火災予防計画
- 第13節 危険物等災害予防計画
- 第14節 建築物等災害予防計画
- 第15節 土砂災害予防計画
- 第16節 液状化災害予防計画
- 第17節 積雪・寒冷対策計画
- 第18節 業務継続計画の策定
- 第19節 応急活動体制
- 第20節 地震情報の伝達計画
- 第21節 災害情報等の収集、伝達計画
- 第22節 災害広報計画
- 第23節 避難対策計画
- 第24節 救助救出計画
- 第25節 地震火災対策計画
- 第26節 災害警備計画
- 第27節 交通応急対策計画
- 第28節 輸送計画
- 第29節 ヘリコプター要請・活用計画
- 第30節 食料供給計画
- 第31節 給水計画
- 第32節 衣料・生活必需物資供給計画
- 第33節 石油類燃料確保計画
- 第34節 生活関連施設対策計画
- 第35節 防疫計画
- 第36節 廃棄物等処理計画
- 第37節 飼養動物対策計画
- 第38節 文教対策計画
- 第39節 住宅対策計画
- 第40節 被災建築物安全対策計画
- 第41節 被災宅地安全対策計画
- 第42節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画
- 第43節 障害物除去計画
- 第44節 広域応援計画
- 第45節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画
- 第46節 防災ボランティアとの連携計画
- 第47節 災害義援金募集配分計画
- 第48節 災害救助法の適用と実施
- 第49節 災害復旧計画

第1節 総則

1 地震災害対策計画の構成と内容

この計画の構成及び内容は、次のとおりである。

(1) 総則に関すること（第1節・第2節）

(2) 災害予防計画に関すること（第3節～第18節）

災害予防計画に関する節では、地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、市及び防災関係機関が積極的に推進する災害予防対策、市民及び事業所が通常時から心がける災害に対する備えについて定める。

(3) 災害応急対策計画に関すること（第19節～第48節）

災害応急対策計画に関する節では、地震による被害の拡大を防止するため、市及び防災関係機関が実施する災害応急対策について定める。

(4) 応急復旧計画に関すること（第49節）

応急復旧計画に関する節では、地震災害の早期復旧について定める。

第2節 地震の想定

この節では、士別市における地震の想定について記載する。

1 士別市における地震の想定

北海道、中央防災会議、地震調査研究推進本部で想定している地震のうち、士別市に被害をもたらす危険性の高い地震は次のとおりである。

(1) 海溝型地震

領域、地震名		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)	平均発生 間隔	最新発生 時期
千島海 溝沿い	択捉島沖	7.7～8.5前後	60%程度	35.5年	—
	色丹島沖				
	根室沖	7.8～8.5程度	80%程度	65.1年	47.5年前
	十勝沖	8.0～8.6前後	10.0%	80.3年	17.3年前
日本海 東縁部	北海道 北西沖	7.8程度	0.006～0.1%	3,900年程度	約2,100年前

(注) 令和3年(2021年)1月1日現在

(2) 内陸の活断層で発生する地震

主要断層帯名		マグニチュー ード	地震発生確率 (30年以内)	平均活動間隔	最新活動時期
石狩低地東 縁断層帯	主部	7.9程度	ほぼ0%	1,000年 ～2,000年程度	1739年 ～1885年
	南部	7.7程度以上	0.2%以下	17,000年程度以上	不明
当別断層		7.0程度	ほぼ0～2%	7,500年 ～15,000年程度	約11,000年前 ～2,200年前
増毛山地東 縁断層帯・ 沼田－砂川 付近の断層 帯	増毛山地東 縁断層帯	7.8程度	0.6%以下	5,000年程度以上	不明
	沼田－砂川 付近の断層 帯	7.5程度	不明	不明	不明

主要断層帯名		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)	平均活動間隔	最新活動時期
富良野断層帯	西部	7.2程度	ほぼ0～0.03%	4,000年程度	2世紀～1739年
	東部	7.2程度	ほぼ0～0.01%	9,000年～22,000年程度	約4,300年前～2,400年前
十勝平野断層帯	主部	8.0程度	0.1～0.2%	17,000年～22,000年程度	不明
	光地園断層	7.2程度	0.1～0.4%	7,000年～21,000年程度	約21,000年前以後に2回
サロベツ断層帯		7.6程度	4%以下	約4,000年～8,000年	約5,100年前以後

(注) 令和3年(2021年)1月1日現在

(3) 全国どこでも起こりうる直下の地震

中央防災会議では、次に掲げる理由により、地震に対応する活断層が地表で認められていない場合でも、全国どこでも起こりうる直下の地震として、マグニチュード6台の最大である6.9の地震を想定している。

- ① 過去の事例から、マグニチュード6.5以下の地震ではほとんど活断層が地表で認められていなく、マグニチュード6.8の地震の場合では活断層が地表で認められるものと認められないものがあること。
- ② 全ての地域で何時地震が発生するかわからないとして防災対策上の備えが必要であること。このため、本市においても全国どこでも起こりうる直下の地震として、マグニチュード6.9の地震を想定する。

2 士別市における想定震度

この計画では、全国どこでも起こりうる直下の地震に伴う震度6弱の揺れを、士別市の地域における最大震度と想定する。

3 建築物・人的被害の想定

士別市の地域における想定最大震度をもとに建築物及び人的被害を算定した場合、市全体で建築物の全壊棟数は245棟、半壊棟数は1,987棟、死者数は4人、負傷者数は180人と想定される。

第3節 住民の心構え

住民は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災や平成28年4月に発生した熊本地震の経験を踏まえ、「自らの身の安全は自らが守る」のが基本であるとの自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

住民は、地震発生時に家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として、混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

1 家庭における措置

(1) 平常時の心得

- ① 地域の避難場所、避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- ② がけ崩れに注意する。
- ③ 建物の補強、家具を固定する。

- ④ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- ⑤ 飲料水や消火器の用意をする。
- ⑥ 3日分（推奨1週間）の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話の充電器等）を準備する。
- ⑦ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ⑧ 隣近所と地震時の協力について話し合う。

(2) 地震発生時の心得

- ① まず、わが身の安全を図る。
- ② 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、周りの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、慌てずに、まず身の安全を確保する。
- ③ その場で火を消せる場合は火の始末、火元が離れている場合は無理をしない。
- ④ 慌てて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- ⑤ 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- ⑥ 山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
- ⑦ 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- ⑧ みんなで協力しあって、応援救護を行う。
- ⑨ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- ⑩ 秩序を守り、衛生に注意する。

2 職場における措置

(1) 平常時の心得

- ① 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- ② 消防計画により消火、通報及び避難の訓練を実施すること。
- ③ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- ④ 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- ⑤ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(2) 地震発生時の心得

- ① まず、わが身の安全を図る。
- ② その場で火を消せる場合は火の始末、火元が離れている場合は無理をしない。
- ③ 職場の消防計画に基づき行動すること。
- ④ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- ⑤ 正確な情報を入手すること。
- ⑥ 近くの職場同士で協力し合うこと。
- ⑦ エレベーターの使用は避けること。
- ⑧ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

3 駅やデパート等の集客施設でとるべき措置

- ① 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。
- ② 慌てて出口、階段などに殺到しないこと。
- ③ 吊り下がっている照明などの下から退避すること。

4 街など屋外でとるべき措置

- ① ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- ② ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れること。
- ③ 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

5 運転者のとるべき措置

(1) 走行中のとき

- ① 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
- ② 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- ③ 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- ④ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーをつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないこと。

6 津波に対する心得

(1) 一般住民

- ① 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- ② 「巨大」等の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難など防災対応をとる。
- ③ 津波の第1波は、引き波だけでなく、押し波から始まることもある。
- ④ 津波は、第2波、第3波などの後続波の方が大きくなる可能性や、数時間から場合によっては1日以上にわたり継続する可能性がある。
- ⑤ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性がある。
- ⑥ 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界がある。
- ⑦ 津波警報等の発表時にとるべき行動について知っておく。
- ⑧ 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容を理解し、この情報が発表されてから避難するのではなく、強い揺れや津波警報等をきっかけに避難行動を開始すること。
- ⑨ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- ⑩ 津波注意報であっても、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- ⑪ 津波は繰り返して襲ってくるので、警報・注意報解除まで気を緩めない。

(2) 船舶関係者

- ① 強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、時間的余裕がある場合に限り、直ちに港外（水深の深い、広い海域）に避難する。
- ② 揺れを感じなくても、津波警報・注意報が発表されたら、時間的余裕がある場合に限り、直ちに港外（水深の深い、広い海域）に避難する。
- ③ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- ④ 港外避難できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- ⑤ 津波は繰り返して襲ってくるので、警報・注意報解除まで警戒を緩めず、海浜等に近づかない。

第4節 地震に強いまちづくり推進計画

この計画では、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設などの構造物、施設等の耐震性を確保するため市及び防災関係機関が行う、地震に強いまちづくりの推進について定める。

1 地震に強いまちづくり

- ① 市及び関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業などによる市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- ② 市、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

2 建築物の安全化

- ① 市長は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断、耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- ② 市長は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。
- ③ 市長は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- ④ 市、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止対策など総合的な地震安全対策を推進する。

3 主要交通の強化

市及び防災関係機関は、主要な鉄道、道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性、代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

4 通信機能の強化

市及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

5 ライフライン施設等の機能の確保

- ① 市、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。特に、3次医療機関等の人命にかかわる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。
- ② 市及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- ③ 市及び防災関係機関は、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを推進する。

6 復旧対策基地の整備

市長は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

7 液状化対策

市、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。また、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等の普及を図る。

8 危険物施設等の安全確保

市及び防災関係機関は、危険物貯蔵所等の危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

9 災害応急対策等への備え

市及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。また、市長は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努める。

10 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市長は、北海道が作成する地震防災緊急事業五箇年計画に基づく整備を重点的・計画的に進める。

第5節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

市及び防災関係機関は、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、災害時要配慮者に充分配慮し、地域において災害時要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に充分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

なお、この節においては、地震・津波災害に関する特徴的な事項のみを定め、全般的な防災知識の普及・啓発については、第3章第1節「防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画」(P37)において定める。

1 防災知識の普及・啓発

- ① 市及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震・津波）に関する体制、制度、対策等について講習会等への参加、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。
- ② 市及び防災関係機関は、一般住民に対し次に掲げる内容の防災知識の普及・啓発を図る。
 - ・地震・津波に対する心得
 - ・地震・津波に関する一般知識
 - ・非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出し品や緊急医療の準備
 - ・建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
 - ・災害情報の正確な入手方法
 - ・出火の防止及び初期消火の心得
 - ・ビル街、百貨店、等外出時における地震発生時の対処方法

- ・自動車運転時の心得
 - ・救助・救護に関する事項
 - ・避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
 - ・水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
 - ・災害時要配慮者への配慮
- ・各防災関係機関が行う地震災害対策
- ③ 市及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及・啓発に努めるものとする。

第6節 防災訓練計画

この計画では、地震災害応急対策活動の円滑な実施を図り、地震防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及、啓発を図るための防災訓練の実施について定める。

なお、この節においては、地震災害に関する特徴的な事項のみを定め、全般的な防災訓練の実施については、第3章第2節「防災訓練計画」(P39)において定める。

1 地震災害に関する訓練

市及び防災関係機関は、北海道防災会議が実施する防災総合訓練に積極的に参加するとともに、次に掲げる訓練等を独自に企画し、実施する。なお、訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

- ① 情報通信訓練
- ② 広報訓練
- ③ 指揮統制訓練
- ④ 火災防衛訓練
- ⑤ 緊急輸送訓練
- ⑥ 公共施設復旧訓練
- ⑦ ガス漏洩事故処理訓練
- ⑧ 避難訓練
- ⑨ 救出救護訓練
- ⑩ 警備・交通規制訓練
- ⑪ 炊出し・給水訓練
- ⑫ 災害偵察訓練

第7節 物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画

地震災害に係る物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画は、第3章第3節「物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画」(P39)において定めるとおりとする。

第8節 相互応援体制整備計画

地震災害に係る相互応援体制整備計画は、第3章第4節「相互応援体制整備計画」(P40)において定めるとおりとする。

第9節 自主防災組織の育成等に関する計画

地震災害に係る自主防災組織の育成等に関する計画は、第3章第5節「自主防災組織の育成等に関する計画」(P40)において定めるとおりとする。

第10節 避難体制整備計画

地震災害に係る避難体制整備計画は、第3章第6節「避難体制整備計画」(P42)において定めるとおりとする。

第11節 災害時避難行動要支援者支援計画

地震災害に係る災害時避難行動要支援者支援計画は、第3章第7節「災害時避難行動要支援者支援計画」(P43)において定めるとおりとする。

第12節 火災予防計画

この計画では、地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備について定める。

1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、市長は、地震時の火の取扱いについて指導啓発するとともに、土別地方消防事務組合火災予防条例に基づく火気の手扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるため、市長は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- ① 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進を図るとともに、取扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- ② 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果を上げるため、地域の自主防災組織、防火クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- ③ ホテル、デパート、病院など一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、法令に基づく点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

3 予防査察の強化指導

市長は、消防法に規定する立入検査を消防対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- ① 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- ② 消防用設備等の法令に基づく点検の遵守及び適正な維持管理の指導を強化する。

4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、市長は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。併せて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

5 消防計画の整備強化

市の消防機関は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- ① 消防力等の整備
- ② 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- ③ 消防職員及び消防団員の教育訓練
- ④ 査察その他の予防指導
- ⑤ その他火災を予防するための措置

第13節 危険物等災害予防計画

この計画では、地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防について定める。

1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、市及び関係機関は、事業所に対し次の事項について指導に努める。

- ① 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- ② 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- ③ 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- ④ 事業所等における自主保安体制の確立強化
- ⑤ 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- ⑥ 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- ⑦ 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

2 危険物保安対策

(1) 事業者が行う危険物保安対策

- ① 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

- ② 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生防止のための応急の措置を講ずるとともに、消防機関、警察へ通報する。

(2) 消防機関が行う危険物保安対策

- ① 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消し等の措置命令を発する。
- ② 事業者の自主保安体制の確立を図るため、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、

自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

3 火薬類保安対策

(1) 事業者が行う火薬類保安対策

- ① 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
- ② 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講ずるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに、北海道に報告する。

(2) 消防機関が行う火薬類保安対策

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4 高圧ガス保安対策

(1) 事業者が行う高圧ガス保安対策

- ① 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
- ② 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講ずるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、北海道又は警察に届け出るものとする。

(2) 消防機関が行う高圧ガス保安対策

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

5 毒物・劇物災害対策

(1) 事業者が行う毒物・劇物災害対策

- ① 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
- ② 毒劇物の飛散等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を名寄保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講ずる。

(2) 消防機関が行う高圧ガス保安対策

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

6 放射性物質災害対策

(1) 事業者が行う放射性物質災害対策

- ① 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

② 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関に通報する。

(2) 消防機関が行う放射性物質災害対策

火災予防上及び消防活動上の観点から、消防用設備等の状況、放射線測定機器等の保有状況、汚染検査・除染体制の状況等事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第14節 建築物災害予防計画

この計画では、地震災害からの建築物等の防御について定める。

なお、この節においては、地震災害に関する特徴的な事項のみを定め、全般的な建築物災害予防計画については、第3章第9節「建築物災害予防計画」(P45)において定める。

1 建築物の防災対策

(1) 市街地における再開発の促進

市は、建築物の不燃化を図るため、低層過密の市街地の再開発など都市計画の総合的な見直しを行い、市街地再開発事業などの必要な施策の推進に努める。

(2) 木造建築物の防火対策の促進

市は、市内の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状を踏まえ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。

(3) 既存建築物の耐震化の促進

市は、現行の建築基準法に規定される耐震性が不十分な既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震改修促進計画に基づき耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や相談体制の充実などの環境整備を図るものとする。また、住民にとって理解しやすく身近で詳細な情報となる地震防災マップの作成のほか、セミナー等の開催、パンフレット・インターネットを利用した普及啓発を図る。さらに建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の所有者に対して指導、助言を行うよう努めることとし、指導に従わない者に対しては必要な指示を行う。また、著しく保安上危険となるおそれがあると認められた建築物については、建築基準法に基づき告、命令を行うものとし、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、耐震化を積極的に推進していくものとする。

(4) ブロック塀などの倒壊防止

市は、地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準を遵守させるなど、安全性の確保について指導する。

(5) 窓ガラス等の落下物対策

市は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建て以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれがあるものについて、その実態を調査し、必要な改善指導を行う。

(6) 被災建築物の安全対策

市は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

第15節 土砂災害予防計画

地震災害に係る土砂災害の予防計画は、第3章第14節「土砂災害予防計画」(P49)において定めるとおりとする。

第16節 液状化災害予防計画

この計画では、地震に起因する地盤の液状化による災害の予防について定める。

1 液状化対策の推進

市及び防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施に当たって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件、効果の確実性、経済性などを総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

2 液状化対策の調査・研究

市及び防災関係機関は、大学や各種研究機関と連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

3 液状化の対策

必要に応じて、次に掲げる液状化の対策を実施する。

- ① 地盤全体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- ② 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- ③ 施設のネットワーク化などによる代替機能を確保する対策

4 液状化対策の普及・啓発

市及び防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対しての知識の普及・啓発を図る。

第17節 積雪・寒冷対策計画

地震災害に係る積雪・寒冷対策計画は、第3章第15節「積雪・寒冷対策計画」(P53)において定めるとおりとする。

第18節 業務継続計画の策定

市は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画(BCP)の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するように努めるものとする。

1 業務継続計画(BCP)の概要

業務継続計画(BCP)とは、災害発生時に市や事業者自身も被災し、人員、資機材、情報、ライフラインなど利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講ずる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否情報、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

2 業務継続計画（BCP）の策定

(1) 市

市長は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が早期に再開できるよう、災害時においても各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講ずるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努める。

(2) 事業者

事業者は、事業の継続など災害時に企業が果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講ずるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努める。

また、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市と連携して、事業継続力強化支援改革の策定に努めるものとする。

3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

市長は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信整備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。

第19節 応急活動体制

地震災害時に被害の拡大を防止し、災害応急対策を円滑に実施するため、市長は、北海道及び防災関係機関と相互に連携を図り、速やかに災害対策本部を設置し、応急活動体制を確立する。

また、国の非常災害現地対策本部等が設置されたときは、同本部等と連携を図る。

なお、この節においては、地震災害時における災害対策本部の設置基準のみを定め、その他の応急活動体制については、第2章第2節「災害対策本部」（P17）において定める。

1 災害対策本部の設置基準

市長は、次の基準のいずれかに該当すると認めるときは、基本法第23条の2の規定に基づき、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

- ① 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。
- ② 市内で地震による大規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。

第20節 地震情報の伝達計画

この計画では、地震情報の迅速かつ的確な伝達について定める。

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上の揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報を発表する。

（注）緊急地震速報において、最大震度6弱以上の揺れが予想される場合を、地震における特別警報に位置づける。

緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わない。

緊急地震速報で用いる区域の名称		
	緊急地震速報で用いる府県予報区	緊急地震速報で用いる区域名
士別市	北海道道北	上川地方北部

(2) 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体(市)に提供される。

市長は、消防庁から全国瞬時警報システム（J-ALERT）を通じて伝達された緊急地震速報を防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。また、緊急地震速報は、放送事業者や携帯電話事業者などを通じて、テレビやラジオ、携帯電話、携帯端末等を通じて、住民に情報提供される。

2 地震に関する情報の種類と内容

(1) 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	次のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村ごとの震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
長周期地震動に関する観測情報	震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級表

		等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表

(2) 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料

① 地震解説資料

留萌地方沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたときや上川・留萌地方で震度4以上の地震が観測されたときなどに状況把握等に活用できるように速報版を、また防災上の留意事項やその後の地震活動の見通しなどを詳細版として関連資料を編集した資料

② 管内地震活動図及び週間地震概況

管内地震活動図は、地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために、毎月の上川・留萌地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。週間地震概況は、週ごと北海道の地震活動の状況を取りまとめた資料で毎週金曜日に発表

第21節 災害情報等の収集、伝達計画

この計画では、地震災害時における災害情報等の収集、伝達について定める。なお、この節においては、地震災害に関する特徴的な事項のみを定め、全般的な計画については、第6章第1節「災害情報収集・伝達計画」（P72）及び第6章第2節「災害通信計画」（P72）に定めるところによる。

1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

- ① 市長は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）で受信した緊急地震速報を防災行政無線及び登録制メール配信により住民等へ伝達する。
- ② 市及び防災関係機関は、災害時要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、災害時要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者など情報が入手困難な被災者等に対しても確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。また、被災者等への情報伝達手段として、災害時要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。
- ③ 市は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努める。
- ④ 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

2 災害情報等の内容及び通報の時期

市は、震度4以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。ただし、震度5強以上を記録した場合は、第1報を北海道及び国（消防庁）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

3 通信施設の整備の強化

防災関係機関は、地震災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達ができるよう通信施設の整備強化を図る。

また、市は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

第22節 災害広報計画

地震災害に係る災害広報計画は、第6章第3節「災害広報計画」（P75）において定めるとおりとする。

第23節 避難対策計画

地震災害に係る避難対策計画は、第6章第5節「避難対策計画」（P78）において定めるとおりとする。

第24節 救助救出計画

地震災害に係る救助救出計画は、第6章第6節「救助救出計画」（P83）において定めるとおりとする。

第25節 地震火災対策計画

この計画では、大地震によって発生する可能性がある同時多発火災や市街地への延焼拡大に対する消火活動について定める。

1 消防活動体制の整備

市は、市内地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備する。

2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

市は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、概ね次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資する。

- ① 住宅密集地域の火災危険区域
- ② 崖くずれ、崩壊危険箇所
- ③ 堤防崩壊等による浸水危険区域
- ④ 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

3 相互応援協力の推進

市は、消防活動が円滑に行われるよう、消防相互応援協定等に基づき、必要に応じ他の市町村等と相互に応援協力を行う。

4 地震火災対策

大地震時における火災の消火及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るための基本的な事項を次のとおり定める。

(1) 消防職員等の確保

住宅密集地域における火災の多発などにより、集中的消火活動が困難な場合や消防装備が破壊され搬出ができない場合、消防職員及び団員の招集が困難な場合などを考慮し、消防職員及び団員に加えて市の一般職を含めた分担的出動の徹底を図る。

(2) 消防水利の確保

地震時の水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となる場合を考慮し、防火水槽、耐震性貯水槽、配水池、河川の利用など多角的な水利確保に努める。

(3) 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に災害時要配慮者の救護方法について検討する。

(4) 初期消火の徹底

平素から地震時の火気の取締りや初期消火の重要性について、住民に対して事前啓発の徹底に努める。また、地震発生直後は、被災地までの道路交通網等の寸断などにより、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第26節 災害警備計画

地震災害に係る災害警備計画は、第6章第7節「災害警備計画」(P83)において定めるとおりとする。

第27節 交通応急対策計画

この計画では、地震発生に伴う道路交通の混乱を防止、応急対策活動を迅速に実施するための道路交通等の確保について定める。なお、この節においては、地震災害に関する特徴的な事項のみを定め、一般的な計画については、第5章第8節「交通応急対策計画」(P84)に定めるところによる。

1 交通応急対策の実施

市は、道路、橋梁等の被害状況及び危険箇所を速やかに把握し、関係機関に連絡するとともに、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。また、市が管理する緊急通行車両の燃料の確保に努める。

第28節 輸送計画

地震災害に係る輸送計画は、第6章第9節「輸送計画」(P87)において定めるとおりとする。

第29節 ヘリコプター要請・活用計画

地震災害に係るヘリコプター要請・活用計画は、第6章第28節「ヘリコプター等活用計画」(P107)において定めるとおりとする。

第30節 食料供給計画

地震災害に係る食料供給計画は、第6章第10節「食料供給計画」(P87)において定めるとおりとする。

第31節 給水計画

地震災害に係る給水計画は、第6章第11節「給水計画」(P88)において定めるとおりとする。

第32節 衣料、生活必需物資供給計画

地震災害に係る衣料、生活必需物資供給計画は、第6章第13節「衣料、生活必需物資供給計画」(P90)において定めるとおりとする。

第33節 石油類燃料確保計画

地震災害に係る石油類燃料供給計画は、第6章第14節「石油類燃料供給計画」(P91)において定めるとおりとする。

第34節 生活関連施設対策計画

この計画では、地震の発生に伴い生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気、通信等の供給が停止した場合の応急復旧について定める。

なお、上水道及び下水道応急復旧については、第6章第12節「上下水道施設対策計画」(P89)に定めるとおりとする。

1 電気

(1) 応急復旧

電気事業者は、地震により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際して、この計画に基づき直ちに被害の状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、2次被害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

(2) 広報

電気事業者は、地震により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

2 通信

(1) 応急復旧

東日本電信電話株式会社北海道支店、株式会社N T T ドコモなどの電気通信事業者は、地震災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合は、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずる。

(2) 広報

通信を管理する機関は、地震により通信施設に被害のあった場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

3 放送

NHKなど放送機関は、地震災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講ずるものとする。

第35節 防疫計画

地震災害に係る防疫計画は、第6章第17節「防疫計画」（P93）において定めるとおりとする。

第36節 廃棄物等処理計画

地震災害に係る廃棄物等処理計画は、第6章第18節「廃棄物等処理計画」（P95）において定めるとおりとする。

第37節 家庭動物対策計画

地震災害に係る家庭動物対策計画は、第6章第19節「家庭動物対策計画」(P96)において定めるとおりとする。

第38節 文教対策計画

地震災害に係る文教対策計画は、第6章第20節「文教対策計画」(P96)において定めるとおりとする。

第39節 住宅対策計画

この計画では、地震災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理について定める。なお、この節においては住宅の応急処理についてのみ定め、その他の住宅対策計画は、第6章第21節「住宅対策計画」(P99)において定めるとおりとする。

1 住宅の応急修理

(1) 応急修理対象者

次に掲げる要件を満たす者であること。

- ① 住宅が半壊又は半焼し、自らの資力で応急修理ができず、当面日常生活を営むことができない者であること。
- ② 応急修理を行うことで避難所等への避難を要しなくなると見込まれ、かつ、応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しない者であること。

(2) 応急修理実施の方法

住宅の応急修理は、原則として知事が実施する。

(3) 修理の範囲と費用

修理の範囲及び費用については、資料P34「災害救助法による救助の概要」による。

(資料P34：「災害救助法による救助の概要」)

第40節 被災建築物安全対策計画

主な本部関係部署 建設水道対策部建築班

この計画では、被災建築物の余震などによる倒壊や部材の落下などから生ずる2次災害を防止するために安全対策について定める。

1 応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

(1) 活動体制

北海道及び市は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

(2) 実施方法

① 判定対象建築物

原則としてすべての被災建築物を対象とする。ただし、被害の状況により判定対象を限定することができる。

② 判定開始時期及び調査方法

地震発生後できるだけ早い時期に、主として目視により被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

③ 判定の内容及び判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色のステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入口などの見やすい場所に貼付する。なお、3段階の判定の内容は、次のとおりとする。

判定	判定の内容
危険	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立入りができない。
要注意	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立入りが可能である。
調査済	建築物の損傷が少ない場合である。

④ 判定の効力

判定は、行政機関による情報の提供である。

⑤ 判定の変更

応急危険度判定は、応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合又は適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

2 石綿飛散防止対策

被災建築物からの石綿の飛散による2次被害を防ぐため、市は、北海道と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱マニュアル」に基づき、建築物等の石綿露出状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る業者への指導等を実施する。

第41節 被災宅地安全対策計画

地震災害に係る被災宅地安全対策計画は、第6章第22節「被災宅地安全対策計画」(P101)において定めるとおりとする。

第42節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画

地震災害に係る行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画は、第6章第23節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」(P101)において定めるとおりとする。

第43節 障害物除去計画

地震災害に係る障害物除去計画は、第6章第24節「障害物除去計画」(P103)において定めるとおりとする。

第44節 広域応援計画

地震災害に係る広域応援計画は、第6章第30節「広域応援計画」(P110)において定めるとおりとする。

第45節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

地震災害に係る自衛隊派遣要請及び派遣活動計画は、第6章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」(P108)において定めるとおりとする。

第46節 防災ボランティアとの連携計画

地震災害に係る防災ボランティアとの連携計画は、第6章第32節「防災ボランティアとの連携計画」(P112)において定めるとおりとする。

第47節 災害義援金募集配分計画

地震災害に係る災害義援金募集配分計画は、第5章第33節「災害義援金募集配分計画」(P113)において定めるとおりとする。

第48節 災害救助法の適用と実施

地震災害に係る災害救助法の適用と実施は、第6章第35節「災害救助法の適用と実施」(P114)において定めるとおりとする。

第49節 災害復旧計画

この計画では、地震が発生した場合における災害の早期復旧を図るための公共施設等の災害復旧及び応急金融の活用など、応急復旧について定める。

1 応急復旧の基本方針

応急復旧の実施に当たっては、住民の生活手段の確保を最優先とし、社会秩序の維持及び社会活動の早期回復を図るための迅速、適切な対策を講ずる。

復旧対策の実施に当たっては被災の状況を十分検討し、単なる被災施設等の原形復旧にとどまらず、

将来の災害に備えるため、必要な施設の新設及び改良等の措置を講ずるなど、適切な復旧対策を実施する。また、被災者等の復旧に対する援助等の措置に当たっては、関係機関等は相互に緊密な連絡を取り、迅速に被害状況等を把握し、適切、公平な対策を実施する。

2 公共施設等の災害復旧

(1) 復旧の実施

市長その他の執行機関、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものは、公共施設等の災害復旧を実施する。

(2) 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

① 公共土木施設災害復旧事業計画

- ・河川
- ・砂防設備
- ・林地荒廃防止施設
- ・地すべり防止施設
- ・急傾斜地崩壊防止施設
- ・道路
- ・下水道
- ・公園

② 農林水産業施設災害復旧事業計画

③ 都市施設災害復旧事業計画

④ 上水道災害復旧事業計画

⑤ 住宅災害復旧事業計画

⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画

⑦ 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画

⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画

⑩ その他災害復旧事業計画

(3) 災害復旧予算措置

災害復旧事業その他関係事業に要する費用は、法令で定めるところにより予算の範囲内において国及び北海道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。事業別の国庫負担及び補助率は、資料P57「災害復旧に係る事業別国庫負担等一覧」のとおりである。

(4) 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、北海道及び市は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

(資料P57：「災害復旧に係る事業別国庫負担等一覧」)

3 災害応急金融

地震災害の特殊性は、各種の被害が広範囲にわたり瞬間的に発生することであり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、市、北海道及び防災関係機関は、協力して民生の安定を確保し、早急に復興援助の措置を講ずる必要がある。

(1) 災害応急金融対策

北海道が講ずる災害応急金融対策は、次のとおりである

- ① 一般住宅復興資金の確保
- ② 中小企業等金融対策
- ③ 農林水産業等金融対策
- ④ 福祉関係資金の貸付等
- ⑤ 被災者生活再建支援金

(2) 罹災証明書の交付

市は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

(3) 財政対策

- ① 指定地方行政機関、金融機関等は、北海道及び市が実施する公共施設の復旧や、一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し積極的に協力する。
- ② 市、北海道、防災関係機関及び金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助する。

(4) 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、市は、制度の普及促進に努める。

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画

第8章 事故災害対策計画

- 第1節 航空災害対策計画
- 第2節 鉄道災害対策計画
- 第3節 道路災害対策計画
- 第4節 危険物等災害対策計画
- 第5節 大規模な火事災害対策計画
- 第6節 林野火災対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネルや橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、それぞれの事故災害について次のとおり予防及び応急対策を定める。

第1節 航空災害対策計画

この計画では、市の区域内において航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空災害」という。）時における早期の初動体制の確立、航空災害の拡大の防止や被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策について定める。

1 災害予防の実施

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

(1) 東京航空局空港事務所、空港管理事務所

- ① 航空運送事業者には航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため必要な措置をとる。
- ② 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
- ③ 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
- ④ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- ⑤ 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- ⑥ 災害時の救急・救助、救護、消防活動に備え、資機材などの整備促進に努める。
- ⑦ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携などについて徹底を図るとともに、体制の改善など必要な措置を講ずるものとする。

(2) 航空運送事業者

- ① 航空交通の安全に関する各種情報を事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するための必要な措置を講ずる。
- ② 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成など災害応急体制を整備するものとする。
- ③ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携などについて徹底を図るとともに、体制の改善など必要な措置を講ずる。

2 災害応急対策

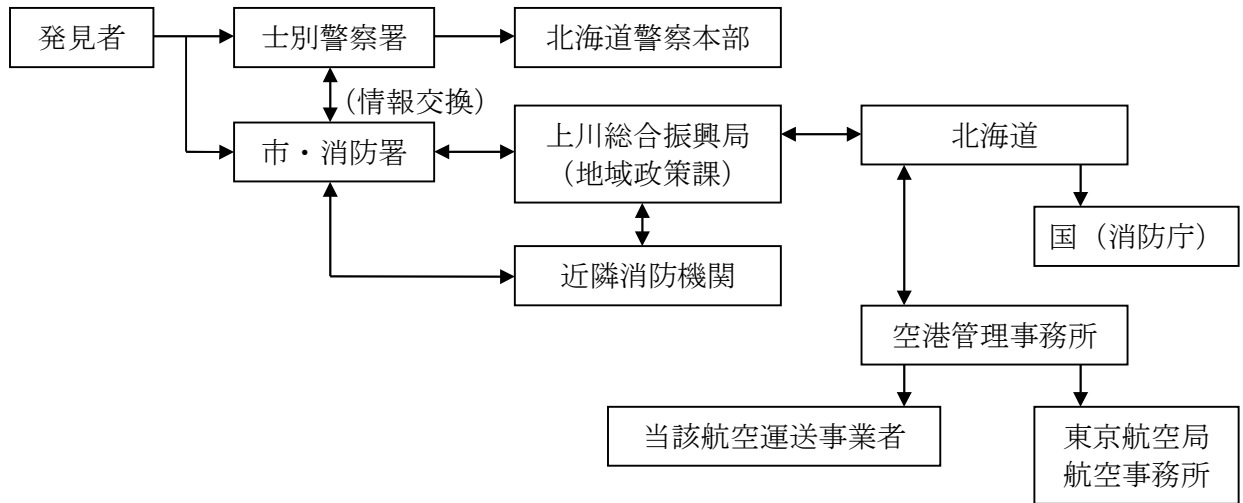
航空災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信

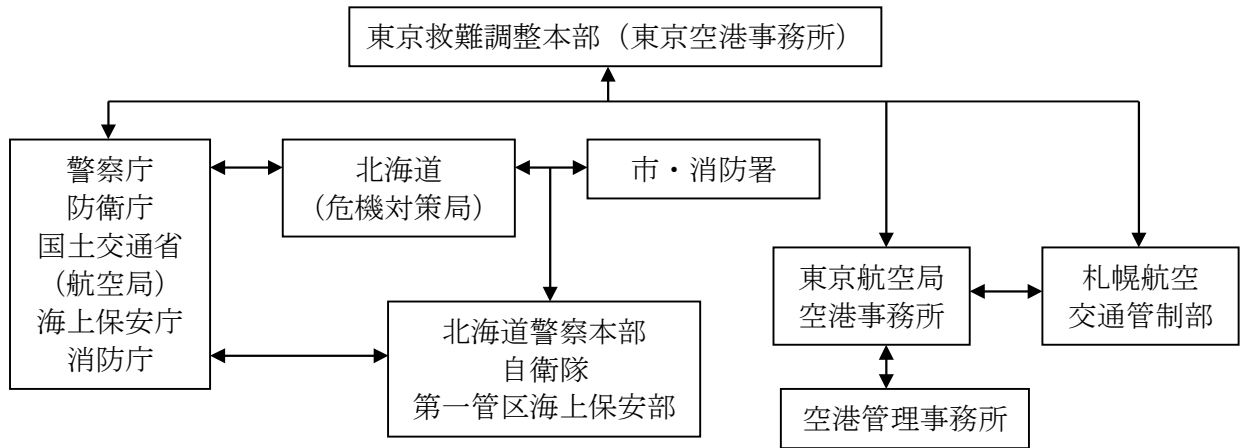
航空災害時がの情報の収集及び通信等は、次のとおりとする。

- ① 情報通信連絡系統
航空災害時の連絡系統は、次のとおりとする。

- ・発生地点が明確な場合



- ・発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



② 市及び関係機関の実施事項

- ・災害発生時に、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- ・災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ・相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整などを行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に行う広報は、第6章第3節「災害広報計画」(P75)の定めるところによるほか、次により実施する。

① 災害広報の実施機関

東京航空局空港事務所、空港管理事務所、航空運送事業者、市(消防署)、北海道、北海道警察、第一管区海上保安本部

② 災害広報の実施

- ・被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等などに対応する体制を整え、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ・航空災害の状況
- ・旅客及び乗務員等の安否情報
- ・医療機関等の情報
- ・関係機関の災害応急対策に関する情報
- ・その他必要な事項
- ・旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用などの方法により、次の事項について広報を実施する。

 - ・航空災害の状況

- ・旅客及び乗務員等の安否情報
- ・医療機関等の情報
- ・関係機関の災害応急対策に関する情報
- ・航空輸送復旧の見通し
- ・避難の必要性など地域に与える影響
- ・その他必要な事項

(3) 応急活動体制

市長は、航空災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力の上、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行う。

(5) 救助救出活動

救助救出活動については、第6章第6節「救助救出計画」(P83)の定めるところによる。

(6) 医療救護活動

医療救護活動については、第6章第16節「医療救護計画」(P92)の定めるところによる。

(7) 消防活動

① 士別消防署は、第3章第10節「消防計画」(P46)に基づき速やかに航空災害による火災の発生状況を把握し、化学消防車、化学消火薬剤などによる消防活動を迅速に実施する。

② 士別消防署の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(8) 行方不明者の搜索及び死体の収容等

行方不明者の搜索及び死体の収容等については、第6章第23節「行方不明者の搜索及び死体の収容処理埋葬計画」(P101)の定めるところによる。

(9) 交通規制

士別警察署など各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第6章第8節「交通応急対策計画」(P84)の定めるところにより必要な交通規制を実施する。

(10) 防疫及び廃棄物等処理

災害に係る航空機が国際線の航空機である場合は、空港検疫所などと密接な連携を図り、第6章第17節「防疫計画」(P93)の定めるところにより的確な応急防疫対策を実施する。

廃棄物等処理については、第6章第18節「廃棄物等処理計画」(P95)の定めるところによる。

(11) 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要がある場合には、第6章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」(P108)の定めるところにより、北海道知事(上川総合振興局長)に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。

(12) 広域応援

市長は、災害の規模により、単独では十分な災害対策を実施することができない場合は、第6章第30節「広域応援計画」(P110)の定めるところにより、北海道及び他の市町村などに対して応援を要請する。

第2節 鉄道災害対策計画

この計画では、市の区域内において列車の衝突などにより多数の死傷者を伴う大規模な災害(以下「鉄道災害」という。)時における早期の初動体制の確立、鉄道災害の拡大の防止や被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策について定める。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

(1) 北海道運輸局

- ① 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成など災害応急体制を整備する。
- ② 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関等の連携などについて徹底を図り、体制の改善など必要な措置を講ずる。
- ③ 踏切事故を防止するため、鉄道事業者などとともに広報活動に努める。

(2) 鉄道事業者

- ① 踏切における自動車との衝突、置き石などによる列車の脱線など外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。
- ② 鉄道災害の発生に際して迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努める。
- ③ 自然災害等から鉄道の保全を図るため、気象の予警報や情報などの収集に努めるとともに施設などの点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかな対応を図る。
- ④ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成など災害応急体制を整備する。
- ⑤ 災害発生直後における旅客の避難などのための体制の整備に努め、火災による被害の拡大を最小限にするため初期消火体制の整備に努める。
- ⑥ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携などについて徹底を図り、体制の改善など必要な措置を講ずる。
- ⑦ 災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させ、再発防止に努める。

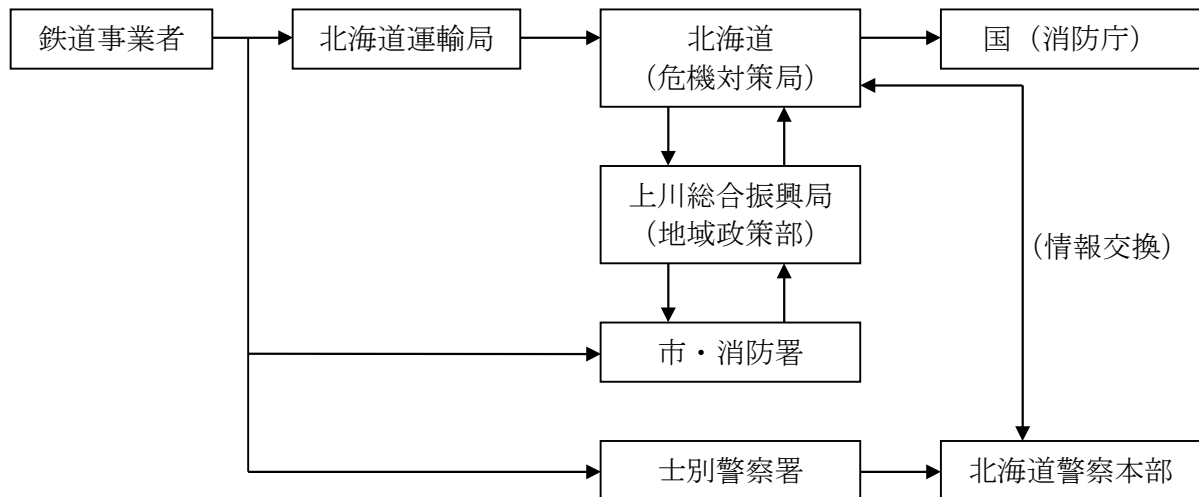
2 災害応急対策

(1) 情報通信

鉄道災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

① 情報通信連絡系統

鉄道災害時の連絡系統は、次のとおりとする。



② 市及び関係機関の実施事項

- ・災害発生時に、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- ・災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ・相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整などを行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に行う広報は、第6章第3節「災害広報計画」(P72)の定めるところによるほか、次により実施する。

① 災害広報の実施機関

鉄道事業者、市(消防署)、北海道、北海道警察

② 災害広報の実施

・被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整え、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ・鉄道災害の状況
- ・旅客及び乗務員等の安否情報
- ・医療機関等の情報
- ・関係機関の災害応急対策に関する情報
- ・その他必要な事項

・旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用などの方法により、次の事項について広報を実施する。

- ・鉄道災害の状況
- ・旅客及び乗務員等の安否情報
- ・医療機関等の情報
- ・関係機関の災害応急対策に関する情報
- ・施設等の復旧状況
- ・避難の必要性など地域に与える影響
- ・その他必要な事項

(3) 応急活動体制

市長は、鉄道災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 救助救出活動

救助救出活動については、第6章第6節「救助救出計画」(P83)の定めるところによる。

(5) 医療救護活動

医療救護活動については、第6章第16節「医療救護計画」(P92)の定めるところによる。

(6) 消防活動

① 士別消防署は、第3章第10節「消防計画」(P46)に基づき速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握し、迅速に消防活動を実施する。

② 士別消防署の職員は、鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(7) 行方不明者の捜索及び死体の収容等

行方不明者の捜索及び死体の収容等については、第6章第23節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」(P101)の定めるところによる。

(8) 交通規制

士別警察署など各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第6章第8節「交通応急対策計画」(P84)の定めるところにより必要な交通規制を実施する。

(9) 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第4節「危険物等災害対策計画」(P152)の定めるところにより速やかに対処し、危険物による2次災害の防止に努める。

(10) 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要がある場合には、第6章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」(P108)の定めるところにより、北海道知事(上川総合振興局長)に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。

(11) 広域応援

市長は、災害の規模により、単独では十分な災害対策を実施することができない場合は、第6章第30節「広域応援計画」(P110)の定めるところにより、北海道及び他の市町村などに対して応援を要請する。

3 災害復旧

鉄道事業者は、被災施設及び車両の迅速な復旧に努め、可能な限り復旧予定時期を明らかにするよう努める。

第3節 道路災害対策計画

この計画では、市の区域内において道路構造物の被災や高速自動車国道における車両の衝突等により大規模な救急救助活動や消火活動などが必要とされている災害（以下「道路災害」という。）時における早期の初動体制の確立、道路災害の拡大の防止や被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策について定める。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

(1) 道路管理者

- ① トンネルや橋梁など道路施設の点検体制を強化し、施設などの現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に道路利用者にもその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。
- ② 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図り、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。
- ③ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。
- ④ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成など災害応急体制を整備する。
- ⑤ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図り、必要に応じ体制の改善などの措置を講ずる。
- ⑥ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。
- ⑦ 道路利用者に対して道路災害時の対応などの防災知識の普及・啓発を図る。
- ⑧ 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

(2) 土別警察署

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者にも周知するとともに、被災現場及び周辺地域などにおいて交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

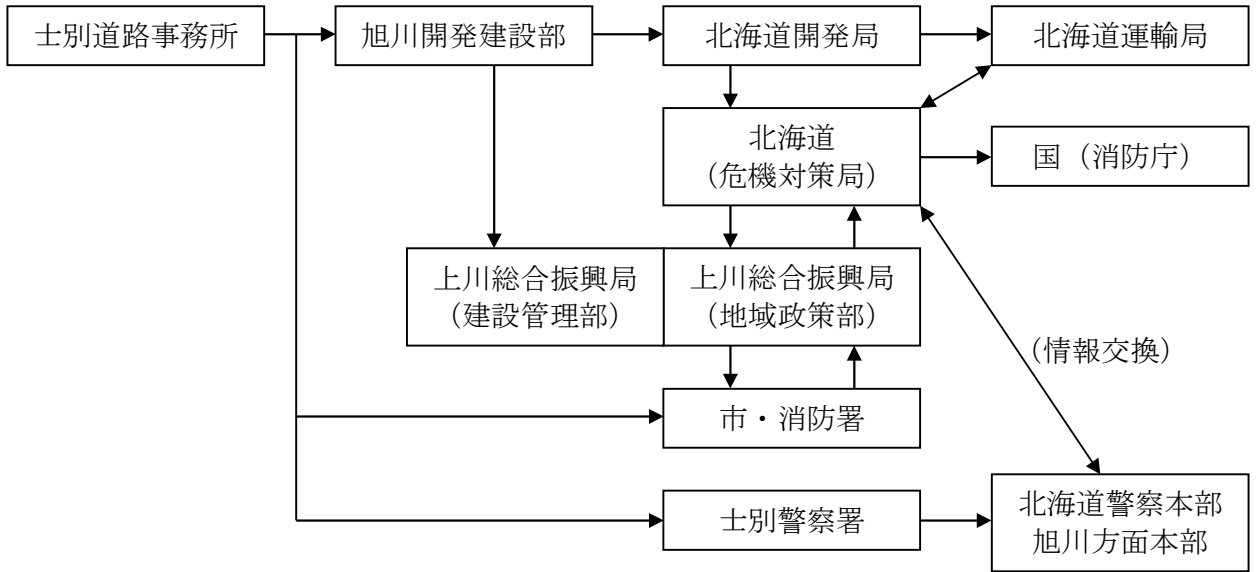
2 災害応急対策

(1) 情報通信

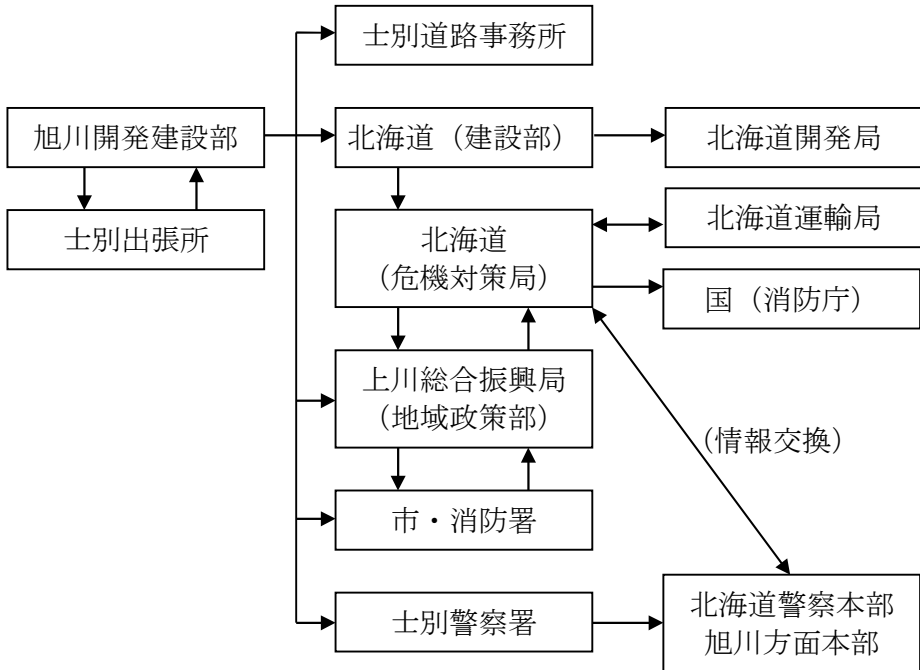
道路災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

- ① 情報通信連絡系統
道路災害時の連絡系統は、次のとおりとする。

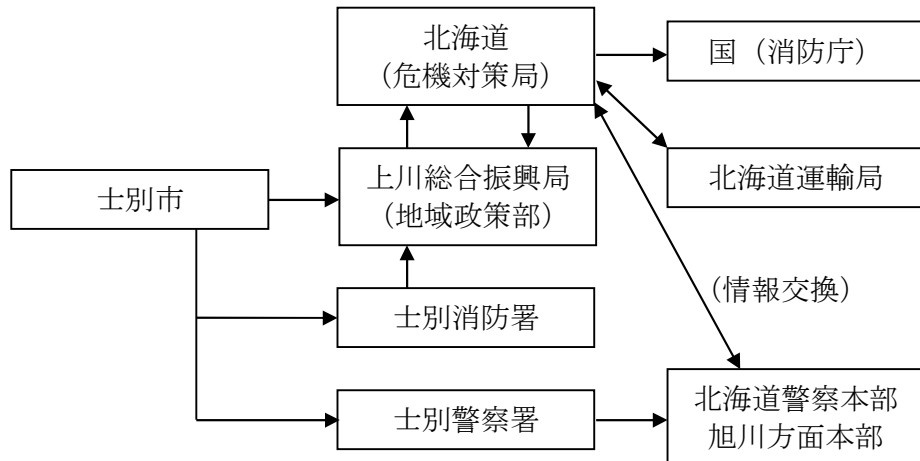
・国が管理する道路の場合



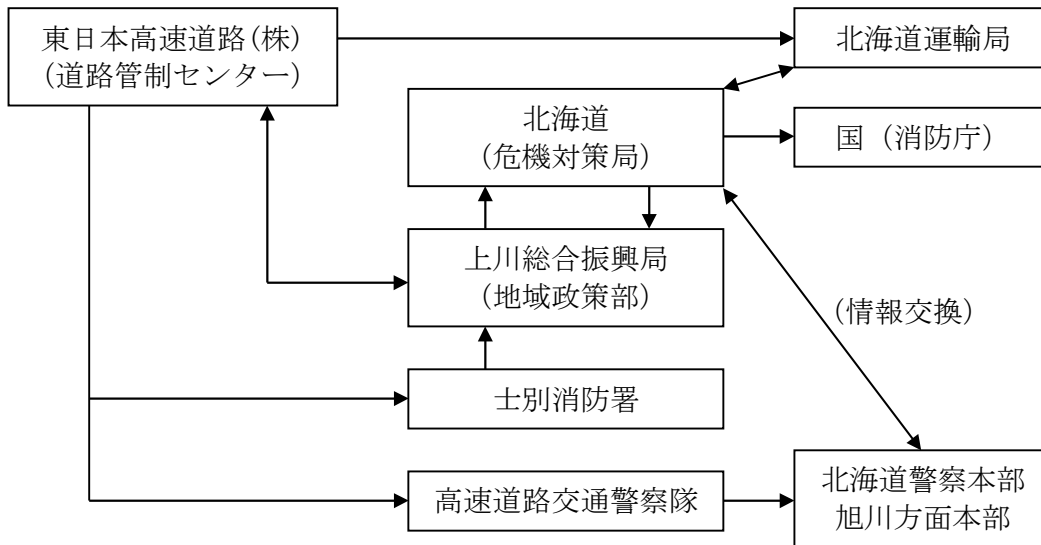
・道が管理する道路の場合



・市が管理する道路の場合



・高速自動車国道の場合



② 市及び関係機関の実施事項

- ・災害発生時に、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- ・災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ・相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に行う広報は、第6章第3節「災害広報計画」(P75)の定めるところによるほか、次により実施する。

① 災害広報の実施機関

道路管理者、市（消防署）、北海道、北海道警察

② 災害広報の実施

・被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整え、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ・道路災害の状況
- ・被災者の安否情報
- ・医療機関等の情報
- ・関係機関の災害応急対策に関する情報
- ・その他必要な事項

・道路利用者及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用などの方法により、次の事項について広報を実施する。

- ・道路災害の状況
- ・被災者の安否情報
- ・医療機関等の情報
- ・関係機関の災害応急対策に関する情報
- ・施設等の復旧状況
- ・避難の必要性など地域に与える影響
- ・その他必要な事項

(3) 応急活動体制

市長は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 救助救出活動

救助救出活動については、第6章第6節「救助救出計画」(P83)の定めるところによる。

(5) 医療救護活動

医療救護活動については、第6章第16節「医療救護計画」(P92)の定めるところによる。

(6) 消防活動

- ① 道路管理者は、道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。
- ② 土別消防署は、第3章第10節「消防計画」(P46)に基づき速やかに道路災害による火災の発生状況を把握し、迅速に消防活動を実施する。
- ③ 土別消防署の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(7) 行方不明者の捜索及び死体の収容

行方不明者の捜索及び死体の収容等については、第6章第23節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」(P101)の定めるところによる。

(8) 交通規制

道路災害時における交通規制については、第6章第8節「交通応急対策計画」(P84)の定めるところによるほか次により実施する。

- ① 北海道警察
道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路などにおいて、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。
- ② 道路管理者
自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

(9) 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第4節「危険物等災害対策計画」(P152)の定めるところにより速やかに対処し、危険物による2次災害の防止に努める。

(10) 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要がある場合には、第6章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」(P108)の定めるところにより、北海道知事(上川総合振興局長)に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。

(11) 広域応援

市長は、災害の規模により、単独では十分な災害対策を講じることができない場合は、第6章第30節「広域応援計画」(P110)の定めるところにより、北海道及び他の市町村などに対して応援を要請する。

3 災害復旧

道路管理者は、次の事項に留意して迅速な道路施設の復旧に努める。

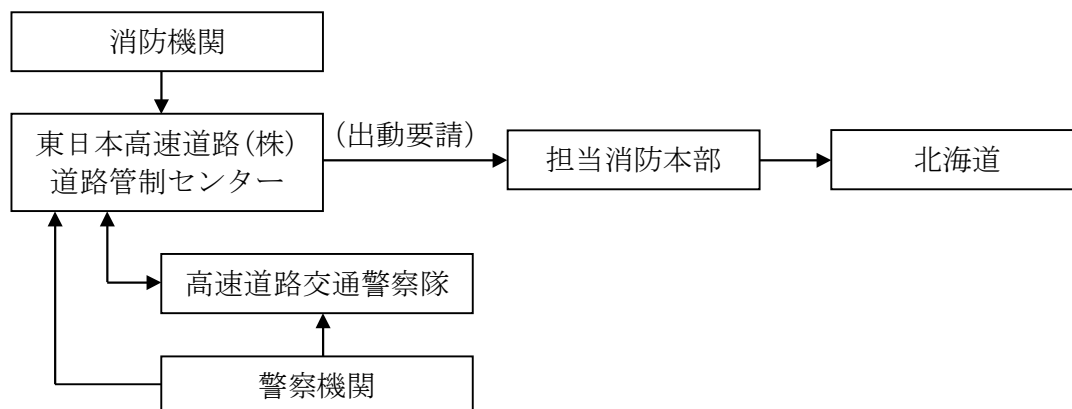
- ① 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
- ② 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- ③ 類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- ④ 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

4 高速自動車国道事故等対策

高速自動車国道において、車両の衝突、炎上や積載物の爆発、炎上、転落などによって大規模な消火活動や救急救助活動等が必要とされる事故などが発生した場合の関係機関の応急対策は、次によるものとする。

(1) 事故発生通報

事故などの発生通報は、次の系統により速やかに行う。



(注) 1 東日本高速道路(株)から消防本部への通報(出動要請)は、原則上下線方式による。
 2 消防機関の相互応援要請に関する通報連絡は、「北海道広域消防相互応援協定」による。

(2) 事故等対策現地本部の設置等

① 事故等対策現地本部の設置

- ・消火活動、救急・救助活動及び事故等の拡大防止などを迅速かつ円滑に実施するため、事故発生現場に「事故等対策現地本部」を設置する。
- ・「事故等対策現地本部」の構成は、管轄消防機関、高速道路交通警察隊及び東日本高速道路(株)の3機関とし、事故等の規模に応じ必要な関係機関の参入を要請することができる。

② 事故等対策現地本部の業務

- ・「事故等対策現地本部」は、事故等の対策を実施するための確に現場の状況把握を行い、関係機関の諸活動の相互調整を行う。
- ・その他必要な事項については、「事故等対策現地本部」において決定する。
- ・関係機関

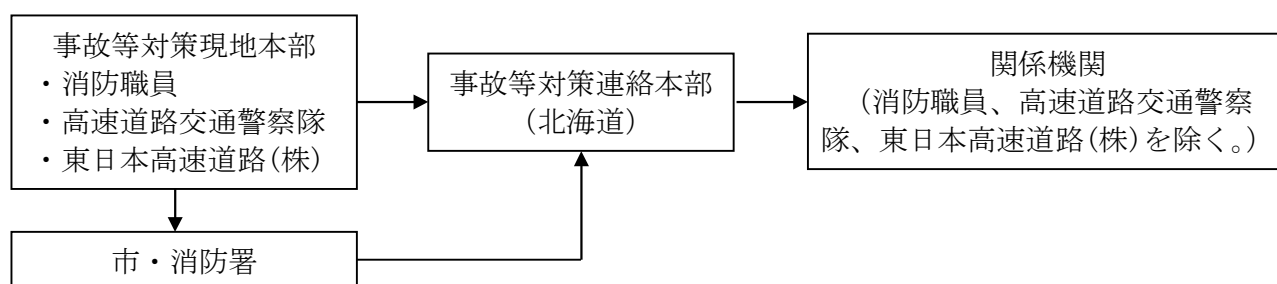
陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察、北海道市長会、北海道町村会、全国消防長会北海道支部、日本赤十字社北海道支部、東日本高速道路(株)北海道支社、北海道医師会、北海道

(3) 事故等対策連絡本部の設置等

北海道は、「事故等対策現地本部」の要請に基づき事故等の対策を行う「事故等対策連絡本部」を設置する。

(4) 事故等の対策通報

事故等の対策通報は、次の系統により速やかに行う。



第4節 危険物等災害対策計画

この計画では、市の区域内において危険物等(危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質)の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生するなどの災害時における早期の初動体制の確立、災害の拡大の防止や被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策について定める。

1 危険物の定義

(1) 危険物

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されるもの

〔例〕 石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

(2) 火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されるもの

〔例〕 火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されるもの

〔例〕 液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

(4) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されるもの

〔例〕 毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

(5) 放射性物質

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）等によりそれぞれ規定されるもの

〔例〕 放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質

2 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱いなどを行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関がとるべき予防対策は、次のとおりとする。

(1) 危険物等災害予防

① 事業者

- ・ 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任などによる自主保安体制の確立を図る。
- ・ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。
- ・ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生防止のための応急措置を講じ、土別消防署及び土別警察署に通報する。

② 土別消防署

- ・ 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。
- ・ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任などについて指導する。

③ 土別警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制など実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

(2) 火薬類災害予防

① 事業者

- ・ 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任などによる自主保安体制の確立を図る。
- ・ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じ、火薬類について災害が発生したときは、直ちに土別警察署に届け出るとともに、北海道に報告する。

② 土別警察署

- ・火薬類取締法の施行に必要な限度において立入検査を実施するなど、その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請する。
- ・火薬類運搬の届出があった場合において、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要があるときは、運搬日時、経路、方法、火薬類の性状、積載方法について必要な指示をするなど、運搬による災害発生防止を図る。
- ・火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、災害が発生したとの届出があったときは、速やかに北海道知事に通報する。

③ 士別消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設などの保守管理、防火管理者などによる自主保安体制の確立など適切な指導を行う。

(3) 高圧ガス災害予防

① 事業者

- ・高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
- ・高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じ、高圧ガスについて災害が発生したときは、北海道知事又は士別警察署に届け出る。

② 士別警察署

- ・人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施するなどその実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図る。
- ・高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに北海道知事に通報する。

③ 士別消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立など適切な指導を行う。

(4) 毒物・劇物災害予防

① 事業者

- ・毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任などによる自主保安体制の確立を図る。
- ・毒劇物が飛散するなどにより不特定または多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を名寄保健所、士別警察署又は士別消防署に届け出るとともに、必要な応急の措置を講ずる。

② 士別警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制など事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

③ 士別消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備などの保守管理、防火管理者などによる自主保安体制の確立など適切な指導を行う。

(5) 放射性物質災害予防

① 事業者

- ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任などによる自主保安体制の確立を図る。
- ・放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、士別消防署など関係機関へ通報する。

② 士別消防署

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備などの保守管理、防火管理者などによる自主保安体制の確立など適切な指導を行う。

③ 士別警察署

- ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で立入検査を実施するなど、その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図る。
- ・放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路などについて必要な指示をするなどの方法により運搬による災害発生防止を図る。

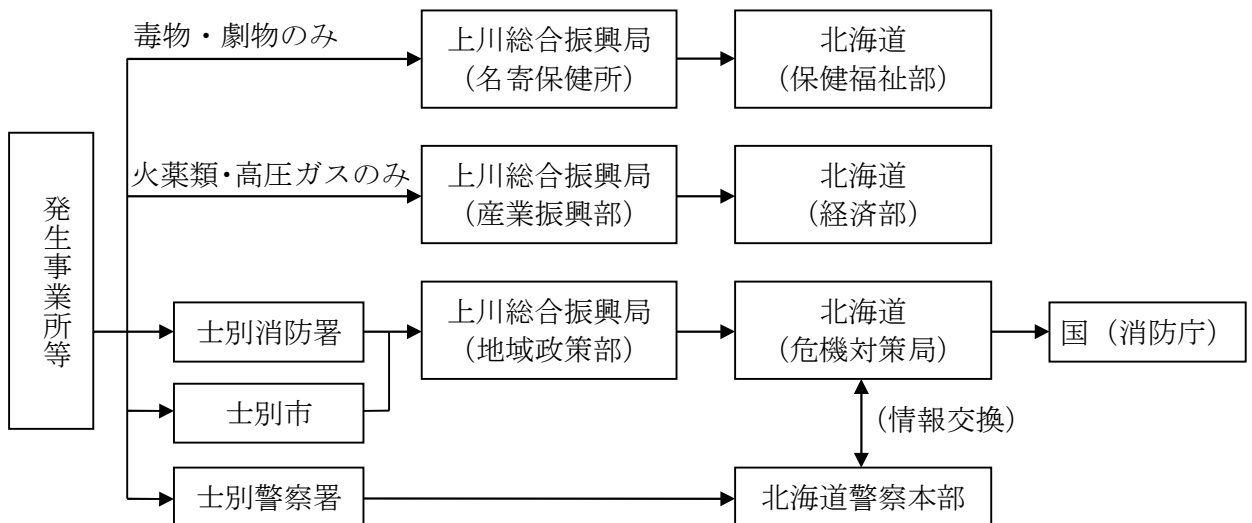
3 災害応急対策

(1) 情報通信

危険物等災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

① 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。



② 市及び関係機関の実施事項

- ・災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- ・災害情報の収集に努め、把握した情報を迅速に他の関係機関に連絡する。
- ・相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整などを行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民などに対して行う広報は、第6章第3節「災害広報計画」(P71)の定めるところによるほか、次により実施する。

① 災害広報の実施機関

市、事業者及び消防法、高圧ガス保安法、劇物及び毒物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

② 災害広報の実施

・被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整え、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ・災害の状況
- ・被災者の安否情報
- ・危険物等の種類、性状など人体や環境に与える影響
- ・医療機関等の情報
- ・関係機関が実施する応急対策の概要
- ・その他必要な事項
- ・地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用などの方法により、次の事項について広報を実施する。

 - ・災害の状況

- ・被災者の安否情報
- ・危険物等の種類、性状など人体や環境に与える影響
- ・医療機関等の情報
- ・関係機関が実施する応急対策の概要
- ・避難の必要性など地域に与える影響
- ・その他必要な事項

(3) 応急活動体制

市長は、危険物等災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害の拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性、引火性、有毒性などの危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

① 事業者

的確な応急点検及び応急措置などを講ずる。

② 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出、拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずる。

(5) 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施する。

① 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織などによりその延焼拡大を最小限度に抑えるなど消防活動に努める。

② 土別消防署

・第3章第10節「消防計画」(P46)に基づき速やかに危険物等災害による火災の発生状況を把握し、消防活動を迅速に実施する。特に事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器などを活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。

・土別消防署の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(6) 避難措置

市長は、人命の安全を確保するため、第6章第5節「避難対策計画」(P78)の定めるところにより、爆発性、引火性、有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

(7) 救助救出及び医療救護活動等

被災者の救助救出及び医療救護活動、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等の実施については、第6章第6節「救助救出計画」(P83)、第6章第16節「医療救護計画」(P92)、第6章第23節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」(P101)の定めるところによる。

(8) 交通規制

土別警察署など各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第6章第8節「交通応急対策計画」(P84)の定めるところにより必要な交通規制を実施する。

(9) 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要がある場合には、第6章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」(P108)の定めるところにより、北海道知事（上川総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。

(10) 広域応援

市長は、災害の規模により、単独では十分な災害対策を実施することができない場合は、第6章第30節「広域応援計画」(P110)の定めるところにより、北海道及び他の市町村などに対して応援を要請する。

第5節 大規模な火事災害対策計画

この計画では、死傷者が多数発生するなど大規模な火事災害時における早期の初動体制の確立、災害の拡大の防止や被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策について定める。

1 災害予防

市及び土別消防署は、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、相互に協力して次に掲げる予防対策を実施する。

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定などにより大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。また、高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急発着場などの設置促進に努める。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握し、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする高層建築物、ホテル、デパート、病院、事業所等の防火対象物に対して消防法に基づく消防用設備などの整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施などについて指導する。

(5) 防火思想の普及

全道火災予防運動、防災週間などを通じて、各種広報活動を行い、住民の防火思想の普及、高揚を図るとともに、高齢者宅の防火訪問を実施するなど災害時要配慮者対策に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

自主防災組織、女性防火クラブなどの民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練など自主的・火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能などに備えて、防火水槽の配備、河川水の活用などの方法により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職員や団員の非常招集方法、消火部隊の編成や運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段などについて十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高める。

(9) 防災訓練の実施

関係機関、地域住民などと相互に連携して実践的な消火救助や救急などの訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携などについて徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じた体制などの改善を行う。

(10) 火災警報

市長は、北海道知事（上川総合振興局長）から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災警報発令条件（実効湿度が67%以下かつ最小湿度35%以下かつ最大風速8m/s以上となる見込みのとき。）となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

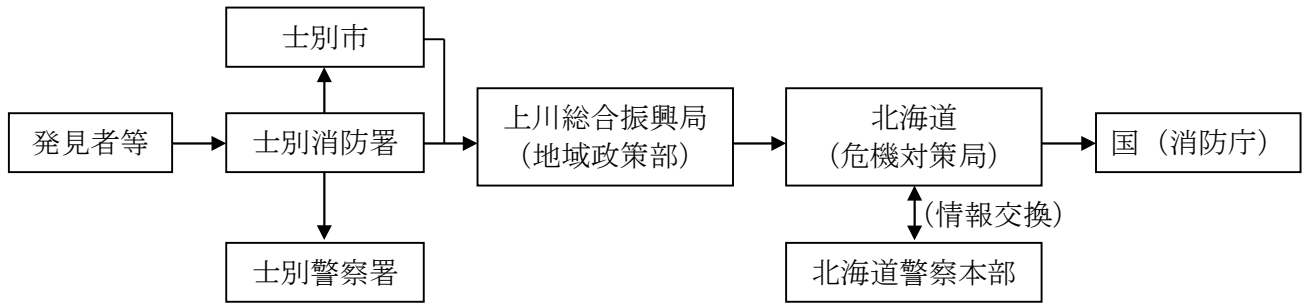
2 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模な火事災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

① 情報通信連絡系統

大規模な火事災害時の連絡系統は、次のとおりとする。



② 市及び関係機関の実施事項

- ・災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- ・災害情報の収集に努め、把握した情報を迅速に他の関係機関に連絡する。
- ・相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整などを行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民などに対して行う広報は、第6章第3節「災害広報計画」(P75)の定めるところによるほか、次により実施する。

① 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整え、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ・災害の状況
- ・被災者の安否情報
- ・医療機関等の情報
- ・関係機関が実施する応急対策の概要
- ・その他必要な事項

② 地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用などの方法により、次の事項について広報を実施する。

- ・災害の状況
- ・被災者の安否情報
- ・医療機関等の情報
- ・関係機関が実施する応急対策の概要
- ・避難の必要性など地域に与える影響
- ・その他必要な事項

(3) 応急活動体制

市長は、大規模な火事災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 消防活動

士別消防署は、第3章第10節「消防計画」(P46)の定めるところによるほか、次により消防活動を行う。

- ① 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- ② 避難場所、避難通路を確保し、重要かつ危険度の高い箇所、地域を優先しながら活動を実施する。
- ③ 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織などの協力を得て、効果的な活動を実施する。

(5) 避難措置

人命の安全を確保するため必要に応じて実施する避難措置は、第6章第5節「避難対策計画」(P78)の定めるところによる。

(6) 救助救出及び医療救護活動等

被災者の救助救出及び医療救護活動、行方不明者の搜索、死体の収容、埋葬等の実施については、第6章第6節「救助救出計画」(P83)、第6章第16節「医療救護計画」(P92)、第6章第23節「行方不明者の搜索及び死体の収容処理埋葬計画」(P101)の定めるところによる。

(7) 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため必要に応じて実施する交通規制は、第6章第8節「交通応急対策計画」(P84)の定めるところによる。

(8) 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要がある場合には、第6章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」(P108)の定めるところにより北海道知事(上川総合振興局長)に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。

(9) 広域応援

市及び士別地方消防事務組合は、災害の規模により、単独では十分な災害対策を実施することができない場合は、第6章第30節「広域応援計画」(P110)の定めるところにより、北海道、他の市町村及び他の消防機関等に対して応援を要請する。

3 災害復旧

大規模な火災災害により地域の壊滅又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、市は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向などを勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第9章「災害復旧計画」(P165)の定めるところにより、迅速かつ円滑な復旧を進める。

第6節 林野火災対策計画

この計画では、広範囲にわたる林野の消失などの災害時における早期の初動体制の確立、災害の拡大の防止や被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策について定める。

1 災害予防

(1) 予防対策

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、市及び関係機関は、次のとおり対策を講ずる。

① 市の実施事項

・一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣りなどの入林者への対策として次の事項を実施する。

- ・たばこ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページなどを活用し、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- ・入林の承認申請や届出などについて指導する。
- ・火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- ・観光関係者による予防意識の啓発を図る。

・火入れ対策

林野火災危険期間(概ね3月から6月までをいう。以下「危険期間」という。)中の火入れは極力避けるようにし、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- ・森林法(昭和26年法律第249号)及び士別市火入れに関する規則(平成17年士別市規則第141号)の規定に基づく市長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
 - ・火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
 - ・火入れ跡地の完全消化を図り、責任者に確認させる。
 - ・火入れ(造林のための地ごしらえ、害虫駆除など)に該当しないたき火などの焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する
- ・消火資機材等の整備

林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検を行う。また、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

② 森林所有者の実施事項

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

- ・ 入林者に対する防火啓発
- ・ 巡視
- ・ 無断入林者に対する指導
- ・ 火入れに対する安全対策

③ 林内事業者

林内において森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講ずる。

- ・ 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- ・ 火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備
- ・ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

④ 北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者

北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者は、危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨てなどによる林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努め、次の事項について協力する。

- ・ 路線の巡視
- ・ ポスター掲示などによる広報活動
- ・ 林野火災の巡視における用地の通行
- ・ 緊急時における専用電話の利用

(2) 士別市林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策の推進は、市をはじめ関係機関、団体により組織する士別市林野火災予消防対策協議会が行う。士別市林野火災予消防対策協議会の構成機関及び団体は、次のとおりである。

士別市、上川北部森林管理署、上川総合振興局北部森林室、士別地方消防事務組合士別消防署、士別警察署、朝日地区林産協同組合、士別地区森林組合、士別市森林愛護組合連合会

(3) 気象情報

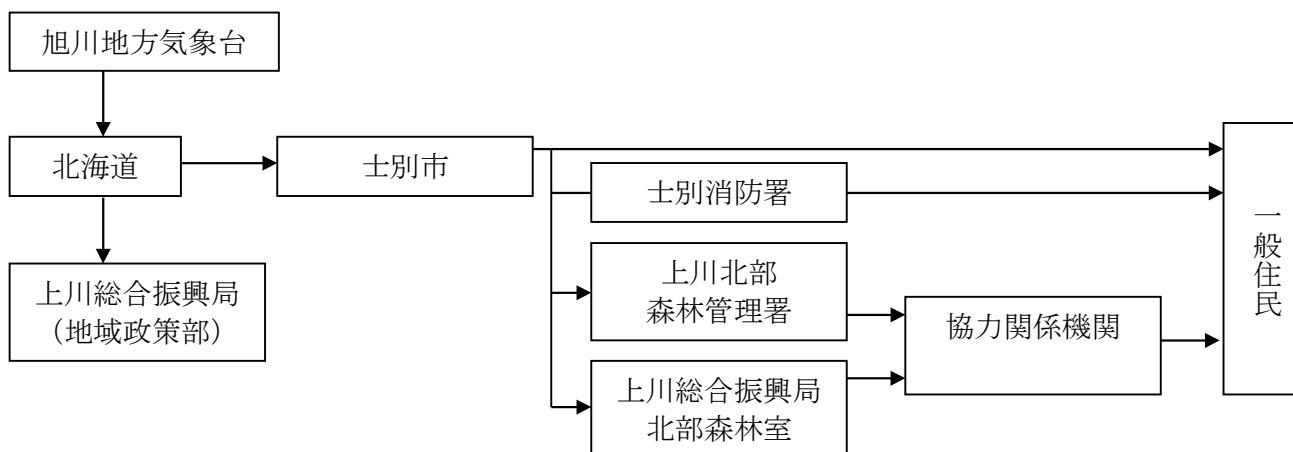
林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は、次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

① 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として旭川地方気象台が発表及び終了の通報を行う。なお、火災気象通報の通報基準は、第2章第4節「気象業務に関する計画」(P28)に関する申し合わせによる。

② 伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。



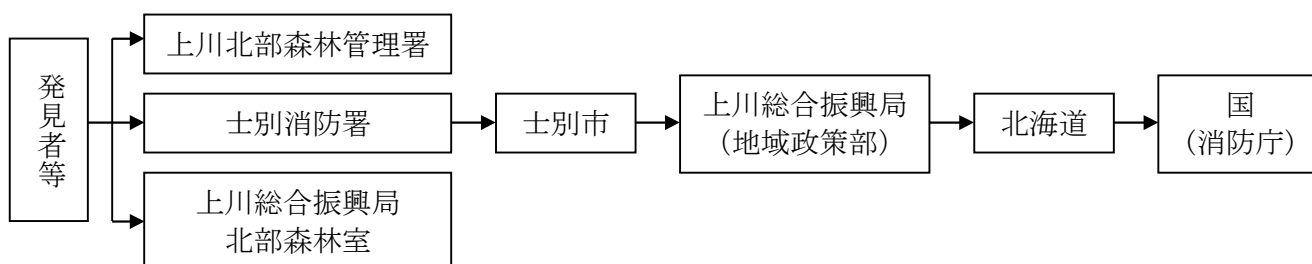
- ・市は、林野火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生危険性があると認めるときは、本章第5節「大規模な火事災害対策計画」(P158)の定めるところにより火災警報を発令する。
- ・通報を受けた協力関係機関は、速やかに適切な措置を講ずる。

2 応急対策

(1) 情報通信

① 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害時の連絡系統は、次のとおりとする。



② 市及び関係機関の実施事項

- ・災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- ・災害情報の収集に努め、把握した情報を迅速に他の関係機関に連絡する。
- ・相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整などを行う。
- ・速やかに林野火災被害状況調書を提出する。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民などに対して行う広報は、第6章第3節「災害広報計画」(P75)の定めるところによるほか、次により実施する。

① 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整え、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ・災害の状況
- ・被災者の安否情報
- ・医療機関等の情報
- ・関係機関が実施する応急対策の概要
- ・その他必要な事項

② 地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用などの方法により、次の事項について広報を実施する。

- ・災害の状況
- ・被災者の安否情報
- ・医療機関等の情報
- ・関係機関が実施する応急対策の概要
- ・避難の必要性など地域に与える影響
- ・その他必要な事項

(3) 応急活動体制

市長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 消防活動

士別消防署は、第3章第10節「消防計画」(P46)の定めるところによるほか、次により消防活動を行う。

- #### ① 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力などの方法により、効果的な地上消火を行う。

② 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合などには、第6章第28節「ヘリコプター要請・活用計画」(P104)に基づくヘリコプターの要請などにより空中消火を実施する。

(5) 避難措置

人命の安全を確保するため必要に応じて実施する避難措置は、第6章第5節「避難対策計画」(P78)の定めるところによる。

(6) 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため必要に応じて実施する交通規制は、第6章第8節「交通応急対策計画」(P84)の定めるところによる。

(7) 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要がある場合には、第6章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」(P108)の定めるところにより北海道知事（上川総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。

(8) 広域応援

市及び士別地方消防事務組合は、災害の規模により、単独では十分な災害対策を実施することができない場合は、第6章第30節「広域応援計画」(P110)の定めるところにより、北海道、他の市町村及び他の消防機関等に対して応援を要請する。

第9章 災害復旧計画

公共施設の復旧は、単なる原形復旧にとどまらず、災害の再発生を防止するために必要な改良復旧を行うなど将来の災害に備え、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、早期復旧を目指して実施する。

1 災害復旧の実施

市長その他の執行機関、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、速やかに被災した施設、設備などの災害復旧を実施する。

2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次のとおりとする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ① 河川
- ② 砂防設備
- ③ 林地荒廃防止施設
- ④ 地すべり防止施設
- ⑤ 急傾斜地崩壊防止施設
- ⑥ 道路
- ⑦ 下水道
- ⑧ 公園

(2) 農林水産施設災害復旧事業計画

(3) 都市施設災害復旧事業計画

(4) 上水道災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

(8) 学校教育施設災害復旧事業計画

(9) 社会教育施設災害復旧事業計画

(10) その他災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業その他関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより、予算の範囲内において国及び北海道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担及び補助率は、資料P57「災害復旧に係る事業別国庫負担等一覧」のとおりである。

(資料P57：「災害復旧に係る事業別国庫負担等一覧」)

4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、市は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

なお、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）による財政援助については、資料P62「激甚法による財政援助一覧」のとおりである。

(資料P62：「激甚法による財政援助一覧」)